別表 18　　法務局及び地方法務局別

本省・法務局及び地方法務局	総数			単独及び下級																
				計			申立準備事件			本訴事件			保全処分申請事件			支払命令事件				
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済		
総数	**9,159**	**8,497**	**7,508**	**8,318**	**7,626**	**6,244**	**3,997**	**3,390**	**1,958**	**1,699**	**1,590**	**3,704**	**125**	**121**	**17**	**171**	**173**	**52**		
本省	527	543	1,018	527	543	1,018	66	45	50	376	401	931	25	28	4	–	–	–		
東京法務局管内	1,923	1,762	1,230	1,756	1,562	923	1,081	838	590	130	168	253	26	26	–	22	24	2		
東京	827	638	614	827	638	605	522	321	317	130	154	240	16	16	–	8	8	2		
横浜	404	416	179	387	365	145	244	217	139	–	–	–	–	–	–	1	1	–		
浦和	56	57	25	50	43	14	34	27	12	–	–	–	1	1	–	1	2	–		
千葉	79	112	34	67	82	8	33	47	6	–	–	–	1	1	–	3	3	–		
水戸	124	153	46	110	111	28	64	59	21	–	–	–	3	3	–	2	2	–		
宇都宮	97	83	56	86	78	27	51	39	26	–	5	–	1	1	–	1	1	–		
前橋	49	50	22	42	45	8	27	24	7	–	3	–	–	–	–	1	1	–		
静岡	102	75	124	54	64	34	29	32	28	–	–	–	2	2	–	1	1	–		
甲府	47	40	30	42	35	22	28	17	20	–	3	–	1	1	–	–	–	–		
長野	85	79	66	55	59	23	32	32	9	–	2	13	–	–	–	2	3	–		
新潟	53	59	34	36	42	9	17	23	5	–	1	–	1	1	–	2	2	–		
大阪法務局管内	1,347	1,096	1,898	1,177	932	1,624	502	416	238	401	274	1,158	6	3	3	25	20	7		
大阪	844	570	1,559	838	569	1,540	327	214	196	392	260	1,153	5	2	3	16	13	5		
京都	191	139	138	100	98	21	54	56	10	2	2	3	1	1	–	3	3	–		
神戸	158	208	115	123	140	38	65	81	17	6	10	1	–	–	–	5	3	2		
奈良	37	47	31	27	30	7	13	15	3	1	1	1	–	–	–	1	1	–		
大津	64	70	33	45	44	11	24	23	8	–	1	–	–	–	–	–	–	–		
和歌山	53	62	22	44	51	7	19	27	4	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
名古屋法務局管内	697	679	702	639	598	619	294	254	256	176	167	332	14	16	1	21	24	2		
名古屋	298	268	411	298	268	407	80	59	59	172	164	331	14	16	1	7	9	1		
津	61	83	35	46	60	20	17	30	14	2	2	–	–	–	–	8	10	–		
岐阜	45	54	31	28	40	16	12	23	12	–	–	–	–	–	–	3	3	–		
福井	93	113	66	88	97	57	48	54	55	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
金沢	175	130	144	161	112	116	126	76	114	2	1	1	–	–	–	3	2	1		
富山	25	31	15	18	21	3	11	12	2	–	–	–	–	–	–	–	–	–		
広島法務局管内	700	742	427	629	644	305	284	279	52	105	132	222	17	16	1	13	13	–		
広島	323	341	264	321	339	260	126	115	22	101	132	218	17	16	1	7	7	–		

争訟事件の実施件数　（その1）　（昭和41年）

庁と共同													上級庁と共同								
調停事件			即決和解事件			強制執行等事件			執行停止その他事件				計			本訴事件			本訴以外の事件		
新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済		新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
39	**58**	**27**	**1,901**	**1,914**	**89**	**254**	**263**	**337**	**132**	**117**	**60**		**841**	**871**	**1,264**	**612**	**649**	**1,194**	**229**	**222**	**70**
8	16	12	1	1	–	4	4	3	47	48	18		–	–	–	–	–	–	–	–	–
6	5	9	399	414	12	80	73	56	12	14	1		167	200	307	118	161	272	49	39	35
6	5	9	88	87	8	53	43	28	4	4	1		–	–	9	–	–	9	–	–	–
–	–	–	132	140	–	6	3	6	4	4	–		17	51	34	7	41	28	10	10	6
–	–	–	13	12	1	1	1	1	–	–	–		6	14	11	6	14	11	–	–	–
–	–	–	26	26	–	3	4	2	1	1	–		12	30	26	7	27	22	5	3	4
–	–	–	36	40	1	5	7	6	–	–	–		14	42	18	8	38	15	6	4	3
–	–	–	33	32	1	–	–	–	–	–	–		11	5	29	11	5	27	–	–	2
–	–	–	13	13	–	–	3	1	1	1	–		7	5	14	7	4	14	–	1	–
–	–	–	20	25	1	1	1	5	1	3	–		48	11	90	36	6	78	12	5	12
–	–	–	11	11	–	2	3	2	–	–	–		5	5	8	3	4	6	2	1	2
–	–	–	18	19	–	2	2	1	1	1	–		30	20	43	22	13	39	8	7	4
–	–	–	9	9	–	7	6	4	–	–	–		17	17	25	11	9	23	6	8	2
4	9	3	180	165	27	36	38	161	23	7	27		170	164	274	152	148	266	18	16	8
4	9	3	69	58	20	5	9	133	20	4	27		6	1	19	5	–	18	1	1	1
–	–	–	30	28	4	8	6	4	2	2	–		91	41	117	91	40	117	–	1	–
–	–	–	31	30	1	15	15	17	1	1	–		35	68	77	26	61	73	9	7	4
–	–	–	12	12	1	–	1	2	–	–	–		10	17	24	8	17	22	2	–	2
–	–	–	20	19	1	1	1	2	–	–	–		19	26	22	15	20	22	4	6	–
–	–	–	18	18	–	7	6	3	–	–	–		9	11	15	7	10	14	2	1	1
1	1	1	115	117	–	11	15	23	7	4	4		58	81	83	42	64	78	16	17	5
1	1	1	13	13	–	5	3	10	6	3	4		–	–	4	–	–	4	–	–	–
–	–	–	17	17	–	1	–	6	1	1	–		15	23	15	12	20	14	3	3	1
–	–	–	12	12	–	1	2	4	–	–	–		17	14	15	7	6	12	10	8	3
–	–	–	38	39	–	2	4	2	–	–	–		5	16	9	3	12	8	2	4	1
–	–	–	28	28	–	2	5	–	–	–	–		14	18	28	14	17	28	–	1	–
–	–	–	7	8	–	–	1	1	–	–	–		7	10	12	6	9	12	1	1	–
1	2	1	165	161	5	33	31	23	11	10	1		71	98	122	46	70	120	25	28	2
1	2	1	47	43	5	15	18	12	7	6	1		2	2	4	2	2	4	–	–	–

別表 18　　法務局及び地方法務局別　　争訟事件の実施件数（その2）　　（昭和41年）

本省・法務局及び地方法務局	総数			単独及び下級庁と共同														上級庁と共同								
				計			申立準備事件			本訴事件			保全処分申請事件			支払命令事件			調停事件			即決和解事件			強制執行等事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
山口	154	173	40	126	123	14	68	65	9	1	−	1	−	−	−	1	1	−	−	−	−	53	53	−	3	4	4
岡山	129	128	75	110	108	15	55	60	7	2	−	2	−	−	−	2	2	−	−	−	−	38	38	−	13	8	6
鳥取	50	48	27	44	38	13	25	20	12	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	−	−	17	17	−	1	−	1
松江	44	52	21	28	36	3	10	19	2	1	−	1	−	−	−	2	2	−	−	−	−	10	10	−	1	1	−
福岡法務局管内	1,646	1,659	679	1,540	1,534	550	742	741	157	178	168	290	24	21	4	66	68	38	6	8	−	475	468	27	39	45	32
福岡	526	515	392	525	512	382	198	202	39	168	155	286	24	21	4	8	10	31	6	8	−	97	91	9	19	17	11
佐賀	166	172	26	157	160	16	81	86	13	1	1	−	−	−	−	1	1	−	−	−	−	72	72	−	2	−	3
長崎	73	81	24	65	69	8	31	34	1	−	1	−	−	−	−	2	−	2	−	−	−	26	26	−	6	7	5
大分	123	165	48	101	136	29	52	80	20	2	4	3	−	−	−	17	21	1	−	−	−	27	28	−	3	3	5
熊本	189	193	62	139	140	24	74	72	9	−	−	−	−	−	−	10	8	4	−	−	−	52	50	5	3	9	6
鹿児島	457	414	86	446	403	67	254	209	53	2	2	−	−	−	−	14	14	−	−	−	−	168	168	13	3	5	1
宮崎	112	119	41	107	114	24	52	58	22	5	5	1	−	−	−	14	14	−	−	−	−	33	33	−	3	4	1
仙台法務局管内	676	648	527	538	564	350	190	272	105	145	85	221	9	9	−	9	11	−	5	7	−	130	129	1	35	39	17
仙台	267	224	259	266	222	252	69	91	18	144	84	221	9	9	−	3	3	−	5	7	−	15	15	−	14	8	8
福島	79	63	50	36	42	−	16	22	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	17	17	−	2	2	−
山形	40	50	38	24	39	15	6	20	14	−	−	−	−	−	−	2	2	−	−	−	−	14	13	1	2	4	−
盛岡	96	75	69	69	60	25	47	36	24	1	1	−	−	−	−	3	3	−	−	−	−	14	14	−	1	3	1
秋田	107	131	50	82	112	23	30	58	21	−	−	−	−	−	−	1	3	−	−	−	−	42	42	−	7	8	1
青森	87	105	61	61	89	35	22	45	28	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	28	28	−	9	14	7
札幌法務局管内	1,231	922	714	1,176	874	644	703	400	467	118	93	145	−	−	1	12	10	2	6	8	1	320	342	14	13	16	14
札幌	397	332	255	396	331	254	170	120	92	118	93	145	−	−	1	11	9	2	6	7	1	78	86	5	9	11	8
函館	101	108	51	83	98	14	38	57	7	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	1	−	42	38	4	2	1	3
旭川	255	223	102	239	209	92	149	99	86	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	90	110	3	−	−	3
釧路	478	259	306	458	236	284	346	124	282	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	110	108	2	2	4	−
高松法務局管内	412	446	313	336	375	211	135	145	43	70	102	152	4	2	3	3	3	1	2	2	−	116	117	3	3	2	8
高松	125	157	165	124	155	163	29	33	7	68	98	151	4	2	3	2	2	1	2	2	−	15	15	−	1	1	−
徳島	144	150	48	119	124	20	60	62	15	2	4	1	−	−	−	1	1	−	−	−	−	55	56	3	1	1	1
高知	22	23	39	4	3	6	3	2	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	−	2
松山	121	116	61	89	93	22	43	48	17	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	45	45	−	1	−	5
法務局計	8,632	7,954	6,490	7,791	7,083	5,226	3,931	3,345	1,908	1,323	1,189	2,773	100	93	13	171	173	52	31	42	15	1,900	1,913	89	250	259	334

本省・法務局及び地方法務局	庁と共同												上級庁と共同											
	執行停止その他事件			計			本訴事件			本訴以外の事件			計			本訴事件			本訴以外の事件					
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済			
山口	−	−	−	28	50	26	15	33	26	13	17	−												
岡山	−	−	−	19	20	60	16	17	60	3	3	−												
鳥取	−	−	−	6	10	14	4	8	13	2	2	1												
松江	−	−	−	16	16	18	9	10	17	7	6	1												
福岡法務局管内	10	15	2	106	125	129	64	84	122	42	41	7												
福岡	5	8	2	1	3	10	1	3	10	−	−	−												
佐賀	−	−	−	9	12	10	4	8	8	5	4	2												
長崎	−	1	−	8	12	16	6	10	16	2	2	−												
大分	−	−	−	22	29	19	10	17	18	12	12	1												
熊本	−	1	−	50	53	38	31	33	36	19	20	2												
鹿児島	5	5	−	11	11	19	7	8	17	4	3	2												
宮崎	−	−	−	5	5	17	5	5	17	−	−	−												
仙台法務局管内	12	6	1	138	84	177	106	49	169	32	35	8												
仙台	7	5	5	1	2	7	1	2	7	−	−	−												
福島	1	1	−	43	21	50	38	16	49	5	5	1												
山形	−	−	−	16	11	23	13	8	22	3	3	1												
盛岡	3	3	−	27	15	44	20	9	40	7	6	4												
秋田	1	1	−	25	19	27	16	8	26	9	11	1												
青森	2	2	−	26	16	26	18	6	25	8	10	1												
札幌法務局管内	4	5	−	55	48	70	42	34	70	13	14	−												
札幌	4	5	−	1	1	1	1	1	1	−	−	−												
函館	−	−	−	18	10	37	17	9	37	1	1	−												
旭川	−	−	−	16	14	10	15	13	10	1	1	−												
釧路	−	−	−	20	23	22	9	11	22	11	12	−												
高松法務局管内	3	2	1	76	71	102	42	39	97	34	32	5												
高松	2	1	1	1	2	2	1	2	2	−	−	−												
徳島	−	−	−	25	26	28	11	13	27	14	13	1												
高知	−	−	−	18	20	33	12	15	31	6	5	2												
松山	−	−	−	32	23	39	18	9	37	14	14	2												
法務局計	85	69	42	841	871	1,264	612	649	1,194	229	222	70												

(7) 人権擁護局

法務省設置法第3条，第11条　法務省組織令第42条～第45条

会同

年月日	件名	協議事項	備考
41. 5.12・13	人権擁護部長会同	人権擁護事務の合理化・能率化を推進する具体的方策について	本省において開催
41.10.20・21	人権擁護課長会同	1. 昭和43年の国際人権年（世界人権宣言20周年）にあたり，啓発活動を効果的に行なう具体的方策いかん 2. 人権擁護委員法の一部改正案及び人権擁護委員定数規程の改正案について	〃
	（人権擁護課長ブロック会同）		
41. 6. 9	大阪法務局管内人権擁護課長会同	人権擁護委員制度の運営・人権侵犯事件の調査処理等に関する事項	大阪市において開催
41. 6.28	高松　〃		高知市　〃
41. 6.30	東京　〃		千葉県白浜町　〃
41. 7. 5	札幌　〃		札幌市　〃
41. 7.19	福岡　〃		福岡市　〃
41. 7.21	名古屋　〃		富山県立山町　〃
41. 7.26	仙台　〃		秋田市　〃
41. 9. 6	広島　〃		鳥取県東郷町　〃
41. 2.11	全国人権擁護委員連合会理事会	昭和41年度事業計画等について	本省において開催
41. 8. 2	全国人権擁護委員連合会理事会	第14回全国人権擁護委員連合会総会について	〃
41. 9.28	第14回全国人権擁護委員連合会総会	国際人権年記念行事を効果的に行なう方策等について	徳島市　〃

総務課

法務省組織令第42条，第43条

1. **人権擁護委員の現況**　人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）によつて，人権擁護委員は全国に20,000名まで配置できることになつているが，現況は次のとおりである．

（定数・実数）

区分／年次	定数	実数	婦人委員		委員のいない市町村数		
			（内数）	実数対比	市	町	村
41. 1. 1	18,538	9,168	994	10.8%	-	9	11
42. 1. 1	18,473	9,198	1,012	11.0%	-	6	11

（職業別）

区分	実数 総数	実数 婦人(内)	割合 %	区分	実数 総数	実数 婦人(内)	割合 %
農林漁業	2,952	152	32.1	製造加工業	253	5	2.9
無職	1,204	551	13.1	各種委員	233	82	2.5
僧侶等宗教関係	1,047	9	11.4	会社員	221	8	2.4
商業	705	31	7.7	大学教授等教育関係	219	38	2.4
公務員	482	11	5.2	議員	144	9	1.6
会社経営者	460	12	5.0	司法書士・行政書士・計理士	117	2	1.1
団体役員	378	68	4.1	報道関係	35	-	0.4
弁護士	368	4	4.0	その他	73	16	0.8
医師等医療関係	307	41	3.3	計	9,198	1,012	100.0

（注）　各種委員とは民生委員，保護司，行政相談委員，法令等で定められた委員をいう．

2. **人権擁護委員の活動状況**　人権擁護委員は，それぞれ自己の住んでいる市町村（特別区を含む．）の区域内において，その住民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し，もし，それが侵犯された場合には，その擁護救済のため適切な処置をとるとともに，常に自由人権思想の普及高揚に努めるほか，一定の区域ごとに設けられた人権擁護委員協議会（300），各都道府県ごとに設けられた人権擁護委員連合会（49），さらにこれら連合会をもつて設けられた全国人権擁護委員連合会の組織を通じて，委員相互間の連絡調整，職務に関する資料・情報の収集交換，関係機関に対する人権擁護上の要望等を行なつている．

(1)　人権擁護委員が取り扱つた人権相談は88,312件に達し，人権擁護機関が取り扱つた総件数193,407件の45.7%であるが，ほかに法務局と共同で多くの人権侵犯事件をも取り扱つている．

(2)　全国人権擁護委員連合会第14回総会は，9月28日徳島市において開催され，昭和40年度の会務，会計報告，協議（委員制度運用上の諸問題，当面の人権問題等），並びに役員の改選が行なわれたが，会長に長野国助（東京・弁護士）が再選された．

また，永年勤続の功績顕著な委員224名に対して全国連合会長表彰が行なわれた．

なお，下記決議等が採択された．

決　議

最近における交通事故の増加は著しく，警察庁の発表によれば，昨年の交通事故による死傷者は，死者12,484人，負傷者425,666人にのぼり，交通事故問題は，いまや大きな社会問題となつている．交通戦争という名のとおり，毎日尊い人の生命，身体が損われ，さらに被害者家族の生活は多大の影響を被むつている．しかも，この悲惨な現状は，社会，経済の発展に伴い，ますます悪化の傾向にある．

われわれ人権擁護委員は，人命尊重・人権擁護の立場から，政府及び関係機関に対し，このような現状を可及的すみやかに打開するため，左記のとおり，交通事故防止対策並びに交通事故被害者救済対策を実現するよう要望する．

右決議する．

昭和41年9月28日

全国人権擁護委員連合会

記

1. 常に一貫した計画性のある道路行政を行ない，交通阻害を最小限に止める．
2. 交通信号機，道路標識等交通事故防止設備を完備する．
3. 自動車損害賠償責任保険の支払限度額を500万円に引き上げる．
4. 救急病院を増設し，脳外科医を配置する．
5. 交通違反の取締りを強化する．
6. 運転者の労務管理の適正化につき，その指導監督を強化する．
7. 後遺症に苦しむ患者の社会復帰施設を完備する．

3. **人権擁護委員の表彰** (1)叙勲 (イ)(41．4．29) 勲2等瑞宝章 北川敏夫（元委員・元京都府連合会長・弁護士)； 勲4等瑞宝章 松田貴志蔵（元委員・元静岡県連合会長・弁護士)，橋本正男（茨城県連合会長・弁護士)，松下宏（元委員・元佐賀県連合会長・弁護士)； 勲5等双光旭日章 大久保甚吉（徳島県連合会副会長・団体役員)，鷲見甚造（岐阜県連合会副会長・団体役員)，正木嘉一（山口県宇部協議会長・団体役員) (ロ)(41．11．3) 勲4等旭日小綬章 林隆行（新潟県連合会長・弁護士)，森田久治郎（愛知県連合会副会長・弁護士)； 勲4等瑞宝章 葛西千代治（青森県連合会長・弁護士)， 斎藤長平（群馬県連合会長・会社社長)，山根千代吉（大阪府堺協議会常務委員・弁護士)；勲5等双光旭日章 曾我初観（札幌連合会副会長・僧侶)．(2)藍綬褒章 多年にわたり人権擁護委員として，国民の基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚に尽くし，その功績特に顕著な次の12名に対し，人権擁護委員法施行17周年記念日に当たる6月1日付をもつて藍綬褒章が授与された．伝達式は，同月7日法務省において行なわれ，式後宮中に参内し，天皇陛下からご会釈を賜わつた． 斎藤義家（東京都)， 松島正儀（東京都)， 笠原忠太（千葉県)， 花岡保（長野県)， 横尾義男（新潟県)， 堀内政信（奈良県)，森順次（滋賀県)，鶴田英夫（福岡県)，野村真太郎（鹿児島県)，福地惣治（宮城県)，中川いせよ（北海道)，梶田茂（愛媛県)．(3)法務大臣表彰 世界人権宣言採択18周年記念日にあたる12月10日，人権擁護委員として功績特に顕著な次の16名に対し，表彰が行なわれた．金末多志雄（東京都)， 秋田豪諦（千葉県)， 須貝定之介（茨城県)，下城義三郎（群馬県)， 宮島久義（長野県)， 杉本宗勝（大阪府)， 木村末松（奈良県)， 伊藤淳功（和歌山県)， 高木英男（愛知県)， 深井龍太郎（富山県)，平尾松太郎（広島県)，中村喜太郎（福岡県)， 麦野七右衛門（鹿児島県)， 森忠次郎（宮城県)， 今泉房吉（青森県)，野本吉兵衛（愛媛県)． (4)人権擁護局長感謝状 人権擁護委員として，功績顕著な186名に対し，感謝状を贈つた．

4. **刊行物**

(1) 「人権擁護局報」の刊行 職員の資質向上及び執務の参考に供するため，人権擁護に関する法律，省令，訓令，通達，論文，事件例，諸会議記録，各種調査研究等を

収録印刷に付し，当局管下の各庁並びに関係各庁に配布した．

書名	刊号	収録期間	刊行年月日	頁数	型体	部数
人権擁護局報	第61号～第66号	各号とも前月及び前々月の事項	41年2月以降隔月	各号とも100頁前後	各 A5	各 1,500

(2) 「人権通信」の編集 新たに人権擁護委員の教養執務資料として，当局の責任編集により「人権通信」を発行した．人権擁護に関する論説，解説，事例研究，座談会その他の資料によつて編集した．刊行状況は次のとおりである．

書名	刊号	刊行年月	頁数	型体	備考
人権通信	創刊号～5号	41年4月以降隔月	各号とも70頁前後	各 A5	各号とも 1,500部発行（発行所・人権通信協会）

調査課

法務省組織令第42条，第44条

1. **人権侵犯事件受理の傾向**

(1) 人権侵犯事件受理累計比較表（昭和37～41年）

年＼区分	公務員による侵犯事件	その他の侵犯件事	計	前年対比
37	601	5,530	6,131	956(13.5%)減
38	522	5,056	5,578	553(9.0%)減
39	604	6,373	6,977	1,399(25.1%)増
40	582	6,402	6,984	7(0.1%)増
41	682	8,059	8,746	1,762(25.2%)増

(2) 公務員による侵犯事件受理件数比較表（昭和40・41年）

区分		40年	41年	前年対比
特別公務員によるもの	警察官によるもの	236	293	57(24.2%)増
	その他の特別公務員によるもの	22	17	5(22.7%)減
教育職員によるもの		136	138	2(1.5%)増
刑務職員によるもの		45	44	1(2.2%)減
税務職員によるもの		12	15	3(25.0%)増
その他の公務員によるもの		131	180	49(37.4%)増
計		582	687	105(18.0%)増

(3) その他（公務員以外）の侵犯事件受理件数比較表（昭和40・41年）

件名	40年	41年	前年対比
住居の安全に対する侵犯	1,246	1,446	200(16.1%)増
強制圧迫	1,030	1,384	350(34.0%)増
酷使虐待	674	763	89(13.2%)増
名誉信用等に対する侵犯	592	739	147(24.8%)増
労働権に対する侵犯	367	456	89(24.3%)増
人身の自由に対する侵犯	119	140	21(17.6%)増
公害	140	131	9(6.4%)減
差別待遇	139	120	17(13.7%)減
教育を受ける権利に対する侵犯	118	106	12(10.2%)減
私的制裁	69	83	14(20.3%)増
村八分	28	31	3(10.7%)増

（注） 本表は，その他の侵犯事件のうち，主要事件を掲載したものである．

(4) 受理の態様による比較表（昭和40・41年）

受理の態様	40年	41年	前年対比
情報	496	475	6(12.6%)増
申告	5,226	6,659	1,433(27.4%)増
委員通報	1,214	1,558	344(28.3%)増
関係官公署の通報	31	32	1(3.2%)増
移送	44	22	22(50.0%)減
計	6,984	8,746	1,762(25.2%)増

2. 人権侵犯事件処理の傾向

(1) 処理別件数比較表（昭和40・41年）

区分＼年	処理区分 人件侵犯有 勧告	通告	説示	援助	排除措置	処置猶予	同無非該当	その他	計
40	9	4	600	2,788	1,370	886	924	348	6,929
41	14	2	692	3,401	1,844	986	1,165	270	8,374
前年対比	5 (55.5%)増	2 (50.0%)減	92 (15.3%)増	613 (22.0%)増	474 (34.6%)増	100 (11.3%)増	241 (26.1%)増	78 (22.4%)減	1,445 (20.9%)増

（注） 昭和41年勧告事件14件の内訳は，警察官による暴行事件1件，教育職員による体罰9件，教育職員による生徒のプライバシーの侵害1件，保母の保育園児に対する暴行傷害1件，上級生の下級生に対する私的制裁1件，救急指定病院による要急患者の不当処遇1件である．

(2) 公務員による侵犯事件処理件数等比較表（昭和40・41年）

区分	処理件数 40年	41年	人権侵犯の有無 有 40年	41年	無 40年	41年	その他 40年	41年
特別公務員によるもの 警察官によるもの	225	265	60	89	145	158	20	18
特別公務員によるもの その他の特別公務員によるもの	23	20	13	6	9	14	1	－
教育職員によるもの	132	131	98	108	23	16	11	7
刑務職員によるもの	27	47	7	12	15	30	5	5
税務職員によるもの	12	13	4	7	7	6	1	－
その他の公務員によるもの	113	181	67	111	38	56	8	14
計	532	657	247 (46.8%)	333 (50.7%)	237 (44.5%)	280 (42.6%)	46 (8.7%)	44 (6.7%)

(3) その他（公務員によるもの以外）の侵犯事件処理件数等比較表（昭和40・41年）

区分	処理件数 40年	41年	人権侵犯の有無 有 40年	41年	無 40年	41年	その他 40年	41年
住居の安全に対する侵犯	1,234	1,370	1,115	1,246	83	102	36	22
強制圧迫	1,011	1,368	862	1,181	121	157	28	30
酷使虐待	685	720	574	631	54	69	37	20
名誉信用等に対する侵犯	588	674	448	534	109	114	21	26
労働権に対する侵犯	359	425	253	305	59	87	47	33
人身の自由に対する侵犯	124	150	63	80	51	61	10	9
差別待遇	127	124	85	84	35	31	7	9
公害	142	124	125	116	7	2	10	6
教育を受ける権利に対する侵犯	261	121	211	119	23	2	27	－
私的制裁	66	59	58	51	4	3	4	5
村八分	32	42	25	36	5	4	2	2

（注） 1. 本表は，その他の侵犯事件のうち主要事件を掲載したものである．
2. 昭和41年中，その他の侵犯事件の全処理件数は，7,717件で，前年の6,397件に比べて1,320件の増加を示した．前記処理件数に対して，人権侵犯が認められた事件の比率は85.6%，人権侵犯が認められなかつた事件の比率は11.5%であり，前年のそれと比較すると前者において18.7%の増，後者において3.1%の増となつている．

3. 人権侵犯事件統計表（1）

（昭和41年）

公務員の職務執行に伴う侵犯事件　（件数）

件名＼区分			受理 旧受	受理 新受 情報	申告	委員通報	関係官署の通報公	移送	新受計	受理合計	処理 告発	勧告	通告	説示	援助	排除措置	処置猶予	非該当	移送	中止	回付	切替え	処理合計	未済
特別公務員による侵犯	警察官によるもの	逮捕，留置	1	17	2	17	2	–	–	21	38	–	–	–	2	–	–	3	10	–	–	–	1	16	22
		捜索押収	2	2	–	9	1	–	–	10	12	–	–	–	–	1	–	3	1	–	–	–	–	5	7
		自白強要	3	16	2	18	1	–	–	21	37	–	–	–	2	1	–	5	12	–	1	–	–	21	16
		暴行	4	75	12	75	8	–	1	96	171	–	1	–	10	–	–	13	60	2	2	–	1	89	82
		警職法執行	5	6	2	14	1	1	–	18	24	–	–	–	1	–	–	6	4	–	–	–	–	11	13
		警備情報活動	6	–	1	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	1	–
		民事介入	7	4	–	8	1	–	–	9	13	–	–	–	1	2	–	2	3	–	–	–	–	8	5
		名誉信用	8	8	1	8	–	–	–	9	17	–	–	–	3	–	1	2	6	–	–	–	–	12	5
		職務怠慢	9	12	7	19	–	–	–	26	38	–	–	–	2	1	–	4	19	–	–	–	1	27	11
		その他	10	39	6	68	6	–	2	82	121	–	–	–	7	6	2	8	42	2	2	–	6	75	46
		小計		179	23	236	20	1	3	293	472	–	1	–	28	11	3	46	158	4	5	–	9	265	207
	その他の特別公務員によるもの		11	15	1	15	1	–	–	17	32	–	–	–	1	2	1	2	14	–	–	–	–	20	12
合計				194	34	251	21	1	3	310	504	–	1	–	29	13	4	48	172	4	5	–	9	285	219
教育職員による侵犯	体罰		12	(4) 53	(1) 70	11	5	–	–	(1) 86	(5) 139	–	9	–	(4) 52	1	1	18	2	–	1	–	3	(4) 87	(1) 52
	その他		13	21	(1) 23	(3) 25	4	–	–	(4) 52	(4) 73	–	1	–	7	3	2	14	14	–	–	–	3	44	(4) 29
	小計			(4) 74	(2) 93	(3) 36	9	–	–	(5) 138	(9) 212	–	10	–	(4) 59	4	3	32	16	–	1	–	6	(4) 131	(5) 81
刑務職員による侵犯	暴行		14	16	1	14	–	–	–	15	31	–	–	–	2	–	–	3	10	–	–	–	–	15	16
	不当処遇		15	11	4	17	1	–	1	23	34	–	–	–	2	1	–	3	17	1	–	–	2	26	8
	その他		16	4	–	6	–	–	–	6	10	–	–	–	–	1	–	–	3	–	–	1	1	6	4
	小計			31	5	27	1	–	1	44	75	–	–	–	4	2	–	6	30	1	–	1	3	47	28
税務職員による侵犯			17	6	–	13	2	–	–	15	21	–	–	–	–	2	–	5	6	–	–	–	–	13	8
その他の公務員による侵犯	国家公務員によるもの		18	5	3	27	3	–	–	33	38	–	–	–	–	5	3	7	10	–	–	3	–	28	10
	地方公務員によるもの		19	41	14	87	20	1	–	122	163	–	1	–	14	26	25	17	37	–	2	8	–	130	33
	その他		20	6	3	20	2	–	–	25	31	–	–	–	3	4	3	3	9	–	–	1	–	23	8
	小計			52	20	134	25	1	–	180	232	–	1	–	17	35	31	27	56	–	2	12	–	181	51
合計				163	118	220	37	1	1	377	540	–	11	–	80	43	34	70	108	1	3	13	9	372	168
総計				357	152	471	58	2	4	687	1,044	–	12	–	109	56	38	118	280	5	8	13	18	657	387

（注）1. 「公務員の職務執行に伴う侵犯事件」には，公務員の職務執行に伴う「精神衛生法関係」，「同和関係」及び「参政権に対する侵犯」の事件を含まない．
2. 「教育職員によるもの」の括弧内の数は，私立学校の職員によるものであり，内数である．

3. 人権侵犯事件統計表（2）

（昭和41年）

その他の侵犯事件　（件数）

件名＼区分		受理 旧受	新受 情報	新受 申告	新受 委員通報	新受 署の通報 関係官公	新受 移送	新受 新受計	受理合計	処理 告発	勧告	通告	説示	援助	排除措置	処置猶予	非該当	移送	中止	回付	切替え	処理合計	未済
人身売買	21	3	2	−	−	−	−	2	5	−	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	−	2	3
売春に伴うもの	22	−	1	−	−	−	−	2	2	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1	1
酷使虐待 家族問題における	23	84	20	455	255	3	−	733	817	−	−	−	91	314	126	82	64	2	8	7	−	694	123
酷使虐待 雇よう関係における	24	3	3	22	4	−	1	30	33	−	−	−	5	8	1	4	5	1	−	−	2	26	7
私的制裁	25	23	53	26	4	−	−	83	106	−	1	−	24	5	−	21	3	−	4	1	−	59	47
人身の自由に対する侵犯 精神衛生法関係	26	(4) 49	(1) 10	34	(1) 7	−	−	(2) 51	(6) 100	−	−	−	7	2	1	(4) 17	(1) 30	−	1	−	2	(5) 60	(1) 40
人身の自由に対する侵犯 その他	27	21	9	64	15	−	1	89	110	−	−	−	8	25	8	12	31	2	2	−	2	90	20
村八分	28	54	5	21	5	−	−	31	85	−	−	−	−	2	28	6	4	−	−	−	2	42	43
差別待遇 同和問題に関するもの	29	12	2	6	5	2	−	15	27	−	−	−	7	−	−	6	2	−	2	−	−	17	10
差別待遇 その他	30	53	6	72	27	−	−	105	158	−	−	−	5	23	31	12	29	−	2	2	3	107	51
参政権に対する侵犯	31	1	(1) 3	3	(1) 1	−	−	(2) 7	(2) 8	−	−	−	1	−	−	(2) 4	1	−	−	−	1	(2) 7	1
名誉信用等に対する侵犯 報道機関等によるもの	32	18	2	24	3	−	2	31	49	−	−	1	5	7	3	6	6	2	−	−	1	31	18
名誉信用等に対する侵犯 その他	33	115	11	600	95	−	2	708	823	−	−	−	103	194	93	122	108	3	15	2	3	643	180
集会，結社及び表現の自由に対する侵犯	34	3	−	1	1	−	−	2	5	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−	−	−	2	3
信教の自由に対する侵犯	35	9	4	15	7	−	1	27	36	−	−	−	3	8	3	8	4	1	2	−	−	29	7
教育を受ける権利に対する侵犯	36	37	13	19	73	1	−	106	143	−	−	−	4	7	99	9	2	−	−	−	−	121	22
労働権侵犯に対する 不当労働行為に関するもの	37	1	6	18	3	−	−	27	28	−	−	−	3	4	3	3	2	−	2	−	−	17	11
労働権侵犯に対する 労働基準法違反に関するもの	38	25	5	142	31	−	1	179	204	−	−	−	12	67	33	18	29	2	1	12	1	175	29
労働権侵犯に対する その他	39	49	3	221	23	−	3	250	299	−	−	−	15	79	46	22	56	3	2	9	1	233	66
住居の安全に対する侵犯 自力執行	40	31	6	159	27	−	−	192	223	−	−	−	10	65	69	21	15	−	−	−	1	181	42
住居の安全に対する侵犯 その他	41	234	26	985	235	8	−	1,254	1,488	−	−	−	55	474	408	144	87	2	5	8	6	1,189	299
強制圧迫	42	187	43	1,090	246	2	3	1,384	1,571	−	−	−	110	658	256	157	157	6	16	6	2	1,368	203
公害	43	198	33	69	26	3	−	131	329	−	−	−	4	10	91	11	2	−	3	1	2	124	205
組織又は多衆の威力による侵犯	44	6	−	16	2	−	−	18	24	−	−	−	3	2	2	3	2	−	1	−	2	15	9
その他	45	417	57	2,125	405	11	4	2,602	3,019	−	1	1	107	1391	504	180	243	4	17	25	11	2,484	535
総計		**1,633**	**323**	**6,188**	**1,500**	**30**	**18**	**8,059**	**9,692**	−	**2**	**2**	**583**	**3,345**	**1,806**	**868**	**885**	**28**	**83**	**73**	**42**	**7,717**	**1,975**
総合計		**1,990**	**475**	**6,659**	**1,558**	**32**	**22**	**8,746**	**10,736**	−	**14**	**2**	**692**	**3,401**	**1,844**	**986**	**1,165**	**33**	**91**	**86**	**60**	**8,374**	**2,362**

（注）「精神衛生法関係」及び「参政権に対する侵犯」の括弧内の数は，公務員の職務執行に伴うものであり，内数である．

人権擁護管理官

法務省組織令第42条，第45条

1. **啓発活動行事**　昭和41年は，名誉・信用の尊重の啓発宣伝活動に主力を注ぎ，特に5月3日の憲法記念日，6月1日の人権擁護委員法施行17周年記念日，12月10日の世界人権宣言記念日を最終日とする人権週間等には，全国的に各種の啓発行事を実施し，一般国民の自由人権思想の普及高揚をはかつた．

本年の啓発活動回数等は次のとおりである．

行事別	講演会	座談会	討論会	映画会	ラジオ放送	テレビ放送	有線放送	広報車巡回	新聞発表	都道府県広報市町村広報紙掲載	印刷物配付部数	懸垂幕等掲示
回数等	2,493	1,008	1,111	280	2,476	880	22,324	697	7,035	2,783	7,735,819	18,536

以上のほか，スライド，テロップの作成及び上映，作文，ポスター，標語の募集等により啓発活動を行なつた．

2. **啓発用刊行物**　人権擁護委員及び外部に対する一般的普及用として新聞「人権通信」を，人権週間啓発宣伝資料として冊子「名誉・信用の尊重について」をそれぞれ発行し，委員，都道府県市町村をはじめ，関係官公庁，大学図書館，報道機関及び民間団体等に配付した．

題名	刊号	刊行年月日	頁数	型体	部数
新聞「人権通信」	第35号	昭41. 1. 1	4頁	A 4	17,000部
冊子「名誉・信用の尊重について」	第1号	昭41. 11. 10	110頁	A 5	2,300部

3. **貧困宿の訴訟援助**　昭和41会計年度には，財団法人法律扶助協会に対し，6,000万円（昭和39年度5,000万円）の補助金を交付した．本年の同協会の事業実績（処理件数）は次のとおりである．

年次＼区分	前年未処理件数	扶助申請件数	扶助決定件数	否扶助件数	未処理件数
40	442	3,159	1,314	1,729	558
41	558	3,650	1,656	2,019	533

扶助決定事件の内容は次のとおりである．

区分		件数
金銭関係	損害賠償	953
	その他の関係	145
不動産関係		188
家事関係	離婚・離縁	222
	その他の関係	103
動産関係		-
その他		45
合計		1,656

なお，法律扶助決定を受けた者の収入をみると，約70％が月収2万円以下の低所得者であり，生活保護法の適用を受けている者は約14％である．

4. **国連に対するレポートの提出**　毎年の例により本年も日本国内の人権擁護活動に関するレポートを国連に提出した．

5. **人権相談**　昭和41年に取り扱つた人権相談件数は，次のとおりであつて，昭和40年に比し3,419件の増である．

件名＼区分	総数	受理 常設 職員	受理 常設 委員	受理 特設 職員	受理 特設 委員	受理 委員自宅	処理 職員	処理 委員	百分比(%)
家事	47,463	14,117	1,516	7,151	10,348	14,331	21,268	21,195	24.5
民事 不動産	56,192	23,894	1,903	9,480	11,971	8,944	33,274	22,818	29.7
民事 賠償	18,947	7,278	927	2,988	3,670	4,284	10,266	8,681	9.8
民事 その他	38,373	15,799	1,395	6,901	7,907	6,371	22,700	15,673	19.8
刑事	3,343	1,580	128	357	408	870	1,937	1,406	1.7
行政	3,588	1,024	62	423	717	1,362	1,447	2,141	1.9
税務	1,256	422	28	182	222	402	604	652	0.6
労働	3,552	1,672	106	293	573	908	1,965	1,587	1.8
その他	20,693	9,369	735	2,165	3,216	5,208	11,534	9,159	10.7
合計	193,409	75,155	6,600	29,940	39,032	42,680	105,095	88,312	100.0
百分比(%)	100.0	38.9	3.4	15.5	20.2	22.1	54.4	45.6	…

（8）入国管理局　法務省設置法第３条，第11条の２，法務省組織令第46条～第52条の２

1. **条約・協定関係**　外務省その他関係省庁からの合議にかかる条約，協定等の主なものは次のとおりである．(イ)航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定　(ロ)アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定　(ハ)アジア開発銀行を設立する協定　(ニ)国家と他国の国民との投資紛争の解決に関する条約　(ホ)専門機関の特権及び免除に関する条約　(ヘ)日本国とソヴィエト社会主義共和国との間の領事条約　(ト)国際人権規約

2. **会　同**

年　月　日	会　同　名	協　議　事　項
41. 1.13・14	入国者収容所・入国管理事務所所長会同	特別法の施行に伴う在日朝鮮人の在留管理はいかにあるべきか
41. 2. 8・ 9	入国管理事務所審査課長会同	1. 上陸審査の適正化について 2. 在留資格審査要領の改正点について 3. 退去強制手続をより適正ならしめ審査内容の充実を図る方策如何
41. 3. 3・ 4	入国者収容所・入国管理事務所次長会同	出入国管理令及び外国人登録法の改正点について
41. 4.18・19	入国者収容所・入国管理事務所総務課長会同	1. 入管会計制度について 2. ブロック制異動の効果的運営について 3. 英語，朝鮮語等語学力の増進を図るための具体的方策について 4. 職員の相互扶助について
41. 6.22・23	入国者収容所・入国管理事務所所長会同	1. 在日朝鮮人の在留実態の把握並びに在留管理方策について 2. 新規入国の外国人特に韓国人の入国及び在留の管理方策について 3. 中共船及び韓国船の乗員管理上考慮すべき事項について
41. 9.19・20	入国管理事務所出張所所長会同	1. 要注意船舶の取扱いについて 2. 小型韓国船乗員取扱要領改正案について 3. 中共船の取扱について 4. 上陸審判要領運用上の問題点特に，(イ)令第10条６項の証印，(ロ)仮上陸の運用について
41.10.25・26	入国者収容所・入国管理事務所警備部課長会同	1. 不法残留事件の迅速かつ適切な処理方策について 2. 被収容者の警備処理及び護送業務を適確に行なうための方策について 3. 退去強制令書の迅速な執行を確保するための方策について 4. 入国警備官の規律，綱紀の維持並びに志気の高揚について
41.12. 5・ 6	入国管理事務所審査課長会同	1. 空港審査要領の制定について 2. 資格審査業務の処理のあり方について 3. 違反審査及び口頭審理の長期未済事案の処理方針及び処理上の隘路打開策について
41.11. 8・ 9	都道府県外国人登録事務・協定永住事務主管課長会同	4. 違反審査を迅速・適確に行なうについての問題点及び改善策について 5. Ｉカードの利用状況及びその改善策について 1. 外国人登録事務運営上の問題点について 2. 協定永住事務運営上の問題点について

総　務　課　法務省組織令第46条，第47条

1. **出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項**

(1)　「出入国管理令施行規則の一部を改正する省令」（昭和41年法務省令第23号）により，愛知県武豊港が衣浦港に名称変更され，また静岡県田子ノ浦港，愛知県蒲郡港，広島県福山港，山口県三田尻中関港及び愛知県小牧空港が新たに出入国港に指定され，公布の日（昭和41年４月19日）から施行された．

(2)　「出入国管理令第67条の規定が適用されない期間を定める政令の一部を改正する政令」（昭和41年政令第133号）により，同期間を昭和42年４月27日までに改め，公布の日（昭和41年４月24日）から施行した．

2. **出入国の管理に関する調査研究に関する事項**　空港における外国航空機乗員及び旅客の管理について調査研究を行なつた．

3. **刊行物**

(1)　入国管理月報（第62号～第73号，部内執務資料）

(2)　重要訓令通牒カード追録（部内執務資料）

入国審査課　法務省組織令第46条，第48条

1. **外国人の上陸の審査及び許可に関する事項**（出入国管理令第７条～第12条，第14条～第18条）

正規入国者数

年別	人　員
37	202,181
38	227,289
39	273,551
40	291,309
41	338,584

特例上陸許可人員

年別	寄港地上陸	観光通過上陸	転船上陸	緊急上陸	水難上陸
37	1,026,017	15,322	14,654	1,409	203
38	1,057,283	16,173	18,286	1,690	272
39	1,185,508	18,054	27,494	1,995	468
40	1,233,501	17,680	32,740	1,978	571
41	1,391,643	20,247	52,764	2,114	659

2. **外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項**（出入国管理令第25条，第

60条，第61条）

外国人出国者数

年別	37	38	39	40	41
人員	201,269	225,926	271,354	291,112	336,928

（注） 北鮮帰還協定による出国者数及び在日中国人の中国本土への帰還者数を含む.

北鮮帰還協定による出国者数

帰還区分	帰還年月日	総数	朝鮮人	日本人	帰還区分	帰還年月日	総数	朝鮮人	日本人
132次までの累計		84,920	(7) 78,439	6,481	139	41. 7.22	117	113	4
133	41. 1.22	109	107	2	140	41. 8.26	134	128	6
134	41. 2.26	138	131	7	141	41. 9.23	150	149	1
135	41. 3.25	210	209	1	142	41.10.21	155	153	2
136	41. 4.22	176	164	12	143	41.11.25	150	146	4
137	41. 5.20	217	213	4	144	41.12.17	92	91	1
138	41. 6.24	212	203	9	累計		86,780	(7) 30,246	6,534

（注） 1. 朝鮮人数の括弧内の数は，中国人で，内数である.
2. 132次以前については，昭和40年版法務年鑑201頁参照.

在日中国人の中国本土への帰還者数

年別	人員
38	9
39	15
40	21
41	32

日本人出国者数

年別	人員
37	145,752
38	186,431
39	221,309
40	265,683
41	341,358

日本人帰国者数

年別	人員
37	141,849
38	180,671
39	220,966
40	264,608
41	334,770

共産圏向け日本人渡航者の審査数

区分	協議数	承認数	拒否数
国交未回復国	4,784	4,111	673
（中共）	(4,517)	(3,844)	(673)
（その他）	(267)	(267)	(-)
国交回復国	993	993	-
総計	5,777	5,104	673

（注） 旅券法第13条第2項により外務大臣から協議を受けたものに対する審査.

中共地区からの引揚に関する審査数

区分	帰入国証明書発給数
日本人	100
元日本人	1
同上随伴の子	78
総計	171

（注） 中共地区からの引揚者等に対しその出境手続の便をはかるため，留守家族等からの申請に基づき本邦に帰国又は入国できる旨の証明書の発給に関する審査.

韓国からの引揚に関する審査数

種別	帰入国許可者数
日本人	39
同随伴の子	60
総計	99

（注） 韓国からの引揚者の申請に基づき，本邦への帰国又はその同伴外国籍の子に対する入国の審査.

3. 査証の事前審査及び仮入国審査に関する事項

査証の事前審査及び仮入国審査人員　（昭和41年）

種別／国種別／区分	一般(1) 総数	アルゼンチン	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	ブラジル	ビルマ	カナダ	セイロン	中国	キューバ	デンマーク	フィンランド
39年 計	19,096	18	133	66	5	26	12	100	9	1,406	24	7	3
許　可	17,189	17	123	63	4	14	6	92	3	797	24	5	3
証明書	952	1	5	2	1	11	6	8	6	494	−	2	−
不許可	955	−	5	1	−	1	−	−	−	115	−	−	−
40年 計	14,685	29	240	16	7	36	7	36	12	1,390	23	10	1
許　可	11,924	26	221	14	5	17	3	30	5	671	20	9	1
証明書	897	3	5	1	1	16	4	4	7	400	−	1	−
不許可	1,864	−	14	1	1	3	−	2	−	319	3	−	−
41年 計	16,104	50	95	46	8	49	5	43	11	1,123	6	16	4
許　可	13,669	39	78	43	6	23	1	31	2	406	6	13	4
証明書	1,044	3	1	3	2	18	4	8	9	447	−	1	−
不許可	1,391	8	16	−	−	8	−	4	−	270	−	2	−

種別／国種別／区分	一般(2) フィリピン	ポルトガル	スペイン	スエーデン	スイス	タイ	トルコ	南阿連邦	アラブ連合	イギリス	アメリカ	ヴェトナム	ユーゴースラビア	無国籍	その他	小計
39年 計	263	3	107	9	22	146	6	8	7	264	1,674	40	69	87	54	16,456
許　可	242	1	105	8	18	93	5	8	3	238	1,455	20	68	83	44	14,607
証明書	13	2	2	1	3	52	1	−	4	21	170	19	1	3	7	748
不許可	8	−	−	−	1	1	−	−	−	5	49	1	−	1	3	901
40年 計	246	3	33	10	20	111	3	5	5	230	1,392	72	6	111	46	11,791
許　可	233	3	29	8	18	52	2	3	2	202	1,112	38	4	108	38	9,080
証明書	7	−	1	2	1	58	1	1	3	17	201	32	2	−	7	894
不許可	6	−	3	−	1	1	−	1	−	11	79	2	−	3	1	1,817
41年 計	250	8	79	12	19	101	1	6	3	253	1,742	38	4	85	81	12,319
許　可	210	3	78	8	15	43	1	5	−	190	1,502	4	3	70	38	10,053
証明書	9	1	1	2	2	49	−	1	3	34	184	32	1	−	24	1,040
不許可	31	4	−	2	2	9	−	−	−	29	56	2	−	15	19	1,226

種別／国種別／区分	一般(1) フランス	ドイツ	ギリシア	インド	インドネシア	イラン	アイルランド	イタリア	韓国	マレーシア	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	パキスタン	ペルー
39年 計	121	180	7	126	34	15	7	73	11,031	78	58	76	15	40	18	3
許　可	117	170	6	113	17	9	7	70	10,313	42	56	75	14	39	9	2
証明書	3	10	−	12	16	6	−	2	16	36	2	−	−	−	9	1
不許可	1	−	1	1	1	−	−	1	702	−	−	1	1	1	−	−
40年 計	80	99	5	95	24	17	8	86	7,003	65	78	12	22	40	42	6
許　可	70	87	3	80	14	12	8	82	5,644	31	68	11	18	39	27	3
証明書	5	8	−	8	9	5	−	4	22	34	2	1	3	1	14	3
不許可	5	4	2	7	1	−	−	−	1,337	−	8	−	1	−	1	−
41年 計	242	516	5	70	47	14	3	66	6,993	55	55	39	19	27	25	5
許　可	218	499	4	44	16	10	3	63	6,221	18	42	37	17	27	9	3
証明書	13	12	−	14	26	4	−	3	74	34	2	2	1	−	14	2
不許可	11	5	1	12	5	−	−	−	698	3	11	−	1	−	2	−

種別／国種別／区分	共産圏 ブルガリア	中共	チエスロバキア	ハンガリー	ポーランド	ルーマニア	ソ連	モンゴル	東独	北越	北鮮	アルバニア	小計
39年 計	61	525	179	135	90	137	1,373	8	117	5	7	3	2,640
許　可	55	509	171	131	85	135	1,359	6	116	5	7	3	2,582
証明書	−	−	3	−	1	−	−	−	−	−	−	−	4
不許可	6	16	5	4	4	2	14	2	1	−	−	−	54
41年 計	83	645	219	145	94	95	1,424	10	168	5	−	6	2,894
許　可	81	640	210	140	91	93	1,405	10	163	5	−	6	2,844
証明書	−	−	1	1	1	−	−	−	−	−	−	−	3
不許可	2	5	8	4	2	2	19	−	5	−	−	−	47
41年 計	109	507	210	101	233	243	2,149	2	144	62	23	2	3,785
許　可	105	486	200	100	230	236	2,114	2	134	−	7	2	3,616
証明書	−	−	2	1	−	1	−	−	−	−	−	−	4
不許可	4	21	8	−	3	6	35	−	10	62	16	−	165

資格審査課

法務省組織令第46条，第49条

1. 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新に関する事項

(1) 在留資格取得に関する事項（出入国管理令第22条の２）　（人員）

年別＼区分	受理 総数	受理 旧受	受理 新受	処理 総数	処理 許可	処理 不許可	処理 その他	未処理
37	14,996	381	14,615	14,699	14,533	14	152	297
38	14,674	297	14,377	14,469	14,353	11	105	205
39	15,498	205	15,293	15,256	15,186	11	59	242
40	15,876	242	15,634	15,699	15,662	13	24	177
41	12,567	176	12,391	12,379	12,314	16	49	188

（注）「その他」は，許可・不許可決定前に出国，死亡等をしたもの．

(2) 在留資格の変更に関する事項（出入国管理令第20条）　（人員）

年別＼区分	受理 総数	受理 旧受	受理 新受	処理 総数	処理 許可	処理 不許可	処理 その他	未処理
37	268	75	193	261	225	7	29	7
38	417	7	410	411	398	−	13	6
39	538	6	532	519	511	−	8	19
40	783	19	764	641	604	19	17	142
41	931	142	789	886	725	40	121	45

（注）「その他」は，他に移管，許可・不許可決定前に出国，死亡等をしたもの．

(3) 資格外活動許可に関する事項（出入国管理令第19条第２項）　（人員）

年別＼区分	受理 総数	受理 旧受	受理 新受	処理 総数	処理 許可	処理 不許可	処理 その他	未処理
37	110	7	103	94	80	4	10	16
38	277	15	262	235	202	4	29	42
39	603	42	561	475	387	14	74	128
40	768	128	640	707	506	51	150	61
41	665	61	604	645	476	44	125	20

（注）「その他」は，他に移管，許可・不許可決定前に出国，死亡等をしたもの．

(4) 在留期間更新に関する事項（出入国管理令第21条）　（人員）

年別＼区分	受理 総数	受理 旧受	受理 新受	処理 総数	処理 許可	処理 不許可	処理 その他	未処理
37	74,785	2,219	72,556	73,001	71,918	291	792	1,784
38	80,914	1,718	79,131	78,878	78,014	138	726	2,036
39	94,135	2,022	92,113	91,332	90,082	325	925	2,803
40	105,839	2,804	103,035	103,594	101,287	502	1,805	2,245
41	106,709	2,245	104,464	103,906	101,605	857	1,444	2,803

（注）「その他」は，許可・不許可決定前に出国，死亡等をしたもの．

2. 外国人の永住許可に関する事項（出入国管理令第22条）

本年の許可人員数は37名であり，処理の態様に応じて９名は在留資格取得表に，28名は在留資格変更に，それぞれ算入した．許可者は中国人15名，米国人９名，韓国人８名，その他５名となつている．

3. 外国人の再入国の許可に関する事項（出入国管理令第26条）　（人員）

年別＼区分	受理 総数	受理 旧受	受理 新受	処理 総数	処理 許可	処理 不許可	処理 その他	未処理
37	16,297	798	15,499	15,463	13,984	987	462	834
38	17,728	820	16,908	17,086	16,109	566	411	642
39	20,325	642	19,683	19,362	18,295	569	498	963
40	25,718	963	24,755	24,445	23,171	750	524	1,273
41	30,804	1,273	29,531	29,795	28,232	1,018	545	1,009

（注）「その他」は，許可・不許可決定前に出国，死亡等をしたもの．

4. 在日韓国人の法的地位協定に基づく永住許可に関する事項

(1) 「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（昭和40年条約第28号）並びに「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法」（昭和40年法律第164号）は，本年１月17日に発効・施行をみた．

(2) 上記の協定に基づいて，在日韓国人のうち次の要件を具備するものは，この協定の効力発生の日から原則として５年以内に永住許可の申請をしたときは，本邦での永住を許可される．(イ) 昭和20年８月15日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者　(ロ) (イ)に該当する者の直系卑属として昭和20年８月16日以後この協定の効力発生の日から５年以内に日本国で出生し，その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者．

(3) このいわゆる協定永住事務においては，許可権者を法務大臣とし，申請窓口及び永住許可書の交付等に関するものを市町村の長（都道府県経由）に委任し，許可要件の存否に関する事実調査の権限を地方入国管理官署の職員に与えている．

(4) 本年の協定永住許可申請状況等は次のとおりである。 （人員）

都道府県別	申請受理数	許可数	不許可数	取下等数	未処理数	都道府県別	申請受理数	許可数	不許可数	取下等数	未処理数
北海道	376	199	4	1	172	滋賀	63	21	−	−	42
青森	131	42	1	1	87	京都	372	224	2	5	141
岩手	37	20	1	−	16	大阪	4,175	2,601	28	12	1,534
宮城	91	49	−	1	41	兵庫	1,403	710	13	3	677
秋田	132	64	1	−	67	奈良	109	72	−	−	37
山形	29	14	−	−	10	和歌山	395	266	4	1	124
福島	23	5	2	−	16	鳥取	197	127	−	−	70
茨城	39	22	−	−	17	島根	37	21	−	−	16
栃木	71	27	1	4	39	岡山	417	167	1	−	249
群馬	42	24	1	−	17	広島	950	482	5	3	460
埼玉	238	142	4	−	92	山口	819	455	2	3	359
千葉	236	143	1	3	89	徳島	25	10	−	−	15
東京	2,596	1,447	66	7	1,076	香川	76	31	−	−	45
神奈川	971	593	7	6	365	愛媛	222	111	−	−	111
新潟	119	54	1	1	63	高知	63	22	−	−	41
富山	152	91	−	4	57	福岡	2,102	1,374	26	3	699
石川	44	28	1	−	15	佐賀	150	64	2	−	84
福井	248	192	−	1	55	長崎	568	292	6	2	268
山梨	135	83	3	−	49	熊本	229	137	5	−	87
長野	246	165	−	−	81	大分	156	108	6	−	42
岐阜	336	210	2	−	124	宮崎	86	35	1	−	50
静岡	732	443	1	3	285	鹿児島	66	27	2	1	36
愛知	1,443	811	12	2	618						
三重	411	205	2	7	197	合計	21,558	12,435	214	47	8,835

審判課

法務省組織令第46条，第50条

1. 違反審査に関する事項（出入国管理令第45条～第47条）

年別	37	38	39	40	41
総人員	6,046	5,391	4,846	4,638	3,878

（注） 上記の数は違反審査の受理総数である．

2. 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項

(1) 収容令書の発付（出入国管理令第39条～第42条） （人員）

国籍別	朝鮮人				中国人				その他			
事件内容＼年別	38	39	40	41	38	39	40	41	38	39	40	41
不法入国，上陸	1,575	1,801	1,717	1,015	48	29	26	32	45	31	17	38
不法残留	650	710	689	700	146	136	274	308	375	275	194	278
刑罰法令違反等	108	93	41	305	11	10	7	21	1	1	−	13
計	2,333	2,604	2,447	2,020	205	175	307	361	421	307	211	329

(2) 退去強制令書の発付（出入国管理令第47条～第49条） （人員）

国籍別	朝鮮人					中国人					その他				
事件内容＼年別	37	38	39	40	41	37	38	39	40	41	37	38	39	40	41
不法入国・上陸	1,025	797	1,054	1,187	721	31	35	15	18	21	19	37	24	16	46
不法残留	151	158	180	249	316	76	77	95	200	216	125	70	221	180	225
刑罰法令違反等	11	4	5	8	373	42	10	10	14	14	2	1	−	1	2
計	1,187	959	1,239	1,444	1,410	149	122	120	232	251	146	108	245	197	273

（注）1. 「不法入国・上陸」とは，出入国管理令第24条第1号，第2号，第3号又び第5号に該当するもの（外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む．）である．
2. 「不法残留」とは，出入国管理令第24条第4号(ロ)，第6号及び第7号に該当するものである．
3. 「刑罰法令違反等」とは，出入国管理令第24条第4号(イ)及び(ハ)から(ヨ)までに該当するもの（外国人登録令第16条第1項第2号から第4号までに該当するものを含む．）である．

3. 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事項

(1) 外国人の上陸についての口頭審理（出入国管理令第9条，第10条）

年別	37	38	39	40	41
総人員	268	422	302	386	461

（注） 上記の数は上陸港において口頭審理の結果，特別審理官において上陸の許可証印を行なつた数である．

(2) 外国人の退去強制についての口頭審理（出入国管理令第48条）

年別	37	38	39	40	41
総人員	3,941	3,348	3,231	3,116	2,394

（注） 上記の数は口頭審理の受理総数である．

(3) 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣の裁決(出入国管理令第11条, 第12条)

区分 / 年別	異議の申出			裁決の結果				取下	未裁決
	総人員	旧受	新受	総人員	上陸不許可	上陸特別許可	理由あり		
37	600	5	595	589	9	566	−	14	11
38	904	11	893	767	7	758	−	2	137
39	989	137	852	988	26	952	−	10	1
40	588	1	587	564	14	536	2	12	24
41	843	24	819	831	34	786	3	8	12

(4) 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣の裁決(出入国管理令第49条, 第50条)

区分 / 年別	異議の申出			裁決の結果				取下終止	未裁決
	総人員	旧受	新受	総人員	退去	在留特別許可	理由あり		
37	3,523	215	3,310	1,195	589	2,592	5	9	330
38	3,339	330	3,009	3,067	461	2,602	2	2	272
39	3,141	326	2,815	2,961	501	2,455	−	5	180
40	3,168	180	2,988	2,875	811	2,055	−	9	293
41	2,445	293	2,152	2,165	1,061	1,111	1	37	280

4. 出入国管理に関する行政訴訟及び人身保護請求事件

(件数)

区分 / 年別	大臣被告					主任審査官被告				
	旧受	新受	計	既済	未済	旧受	新受	計	既済	未済
37	2	3	5	2	3	2	4	6	2	4
38	3	2	5	3	2	4	1	5	3	2
39	2	1	3	1	2	2	1	3	1	2
40	2	2	4	2	2	2	2	4	1	3
41	2	6	8	1	7	3	4	7	1	6

(注) 主任審査官被告は前表までの事務所長被告を改正したもの.

警備課

法務者組織令第46条, 第51条

1. 違反調査に関する事項(出入国管理令第27条〜第28条)

(1) 不法入国状況　本年中の朝鮮人集団不法入国被検挙人員は22件112名であつた. これは昨年と比較すると件数において44.8%, 不法入国者数において20.4%という低い数であり, 当局の業務が開始されて以来の最低を記録することとなつた. また, これら不法入国者を運搬する船舶についても, 密航船と呼ばれる小型木造船から比較的貨物船へと移行する傾向にあることが窺えた. 〔表(イ)・(ロ)(199頁)参照〕

(イ) 不法入国者被検挙人員

国籍別 / 年別	26〜49合計	41	累計
朝鮮	26,732	767	27,499
中国	617	30	647
その他	1,103	7	1,110
計	28,452	804	29,256

(ロ) 集団不法入国者被検挙人員

区分 / 年別	32〜40合計	41	累計
被検挙人員	5,075	115	5,190

(2) 昭和41年度違反調査の端緒別・適条別立件数

区分	総人員	端緒別																			
		通報												本人の出頭申告	一般人の申告	他機関より情報	他入管より情報	自庁探知			
		矯正施設	警察機関	海上保安庁	検察庁	家庭裁判所	保護委員会	市区町村（うち潜在不法入国）	本局				その他					警備官探知	他職員探知	カード期間	その他
									不法残留者カード	㊝リスト	永住協定調査指示	その他									
年間受理の端緒別内訳																					
適条別																					
総数	41,026	1,573	403	36	1,282	6	29	1,579(757)	988	18	36	803	151	4,098	527	13	132	2,834	19,531	6,762	225
令 24—1	2,701	53	219	32	496	6	4	704(666)	-	11	4	425	11	221	33	3	15	254	203	3	4
登 16—1—1	652	2	35	1	34	-	1	96(91)	-	3	16	87	-	98	10	-	13	192	64	-	-
令 24—2	8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	6	-	-
〃 〃—3	379	5	42	1	10	-	-	5	-	-	-	4	-	10	3	3	20	226	50	-	-
〃 —4—イ	10	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	2	-
〃 〃 ロ	31,002	40	20	-	44	-	2	510	971	3	-	31	2	3,493	13	3	40	792	18,100	6,742	196
〃 〃 ヘ	271	183	-	-	78	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	2	2	-
〃 〃 ト	80	55	1	-	23	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 〃 チ	123	45	-	-	50	-	3	-	-	-	-	4	-	-	-	1	1	14	4	1	-
〃 〃 リ	1,776	1,140	1	-	478	-	16	2	-	-	-	75	-	-	-	-	1	43	15	5	-
〃 〃 ヌ	77	43	-	-	19	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	4	1	-	-
〃 〃 ル	13	2	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-
〃 —5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 —6	2,078	4	72	2	37	-	1	5	-	-	-	13	117	40	463	2	38	988	295	1	-
〃 —7	1,783	1	11	-	9	-	1	227	17	1	16	151	5	235	4	-	4	291	799	6	25
その他	73	-	-	-	-	-	-	28	-	-	-	1	16	1	-	1	-	17	9	-	-

（注）1. 端緒別通報中㊝リストとは，入国管理局登録課において外国人登録原票写票より累年カードを作成段階において発見された容疑者である.
2. 適条別中「令」とは出入国管理令を，「登」とは外国人登録令をいう.
3. 適条別のそれぞれの具体的内容は，審判課２の(２)退去強制令書の発付の注を参照.
4. 括弧内の数は潜在不法入国者を示した内数である.

(3) 違反調査の処理状況 （人員）

区分 ＼ 年別	37	38	39	40	41
受理 前年度末処理	7,075	6,385	6,397	7,235	7,335
受理 新規受理	27,723	35,326	39,121	45,129	41,032
受理 小計	34,798	41,711	45,518	52,364	48,367
処理	28,531	35,314	38,283	45,029	40,803
未処理	6,267	6,397	7,235	7,335	7,564

（注） 昭和41年の処理の内訳は，引渡・引継 3,124，容疑なし・不十分 3,478，その他非該当 24,817，重複・併合 3,324，中止・特受その他 4,421，他へ移管 1,639となつている.

2. 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項（出入国管理令第34条，第39条，第44条，第52条）

(1) 収容状況　退去強制処分の決定した中国人については，大陸系・香港系・台湾系等復雑なその本土事情から，送還の隘路があり，横浜入国者収容所のみならず昭和39年10月から大村入国者収容所の一部を使用しているが，流動率は少なく，これが打開策を検討中である.

収容状況　（人員）

区分＼年別	収容区分	37			38			39			40			41		
		収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
入所	朝鮮	3,224	736	3,960	3,134	482	3,616	3,458	719	4,177	3,271	744	4,015	2,997	434	3,431
	中国	476	29	505	331	44	375	259	84	343	492	54	546	590	58	648
	その他	697	183	880	681	194	875	341	150	491	248	115	363	349	164	513
	計	4,397	948	5,345	4,146	720	4,866	4,058	953	5,011	4,011	913	4,924	3,936	656	4,592
出所	朝鮮	3,238	762	4,000	3,134	606	3,740	3,471	708	4,179	3,268	701	3,969	2,989	566	3,555
	中国	456	27	483	342	30	372	264	72	336	491	33	524	586	71	657
	その他	705	191	896	684	190	874	339	155	494	247	116	363	349	156	505
	計	4,399	980	5,379	4,160	826	4,986	4,074	935	5,009	4,006	850	4,856	3,924	793	4,717
収容延人員（年間）	朝鮮	28,657	88,254	116,911	29,354	60,908	90,262	31,804	66,830	98,634	30,702	73,622	104,324	19,243	58,407	77,650
	中国	5,493	11,959	17,452	4,626	17,484	22,110	2,553	20,577	23,130	2,080	24,614	26,694	3,586	29,865	33,451
	その他	3,213	5,355	8,568	3,108	4,674	7,782	2,306	4,525	6,831	1,683	4,191	5,874	1,684	3,948	5,632
	計	37,363	105,568	142,931	37,088	83,066	120,154	36,663	91,922	128,595	34,465	102,427	136,892	24,513	92,220	116,733
収容人員（年末）	朝鮮	45	278	323	45	154	199	33	165	198	24	208	232	20	100	120
	中国	21	33	54	8	47	55	3	59	62	4	80	84	–	119	119
	その他	3	10	13	–	14	14	1	9	10	1	8	9	–	40	40
	計	69	321	390	53	215	628	37	233	270	29	296	325	20	259	279

(2) 退去強制令書による送還状況　(イ)大村入国者収容所からの集団送還は順調に行なわれたが，韓国側は長期潜在不法入国者の在留特別許可を広汎に要求して送還者の引き取りに難色を示す傾向がみられた．(ロ)平新底事件―朝鮮平安北道水産管理庁新義州水産事業所所属平新底（146トン67，船名の平新底は，平安北道の平・新義州の新・底曳船の底のそれぞれの頭文字をとつて付けたもの．）は，船長以下20名が乗り組み，僚船と山東半島沖で操業していたが，甲板員李燦虎は，9月14日僚船が漁場を移動した機会を捉え，約2カ月前から北鮮脱出を共謀していた副船長張大衡，副機関長閔庚泰，甲板員安丙録と語らい，船内保管中の武器，弾薬を奪い，日本への亡命を決行，亡命に反対する船長ら7名を射殺，他の船員9名を威嚇して同17日午後3時ごろ下関の国鉄5号岸壁に接岸不法入国し，時節柄ショッキングな事件として注目を浴びた．亡命を希望した4名については，9月28日板付空港から大韓航空機で釜山向け，残り9名については10月3日横浜港よりソ連定期客船バイカル号でナホトカ向け，それぞれ送還した．(ハ)ブラジル移民に藉口した台湾人の居据りケース（昭和40年版法務年鑑214頁参照）については，悪質者22名を国費送還し，他の86名を自費出国せしめる等強力に送還を促進し，所期の目的を達した．

送　還　状　況　（人員）

区分＼年別		37	38	39	40	41
朝鮮	大村からの集団	630	462	584	622	467
	単独	530	466	532	509	659
	小計	1,160	928	1,116	1,131	1,126
中国（単独）		78	87	109	106	262
その他（単独）		100	109	228	200	251
計		1,338	1,124	1,453	1,437	1,639

3. 水難から救護された外国人の送還に関する事項

国籍別＼年別	37	38	39	40	41
朝鮮	87	167	166	374	182
中国	18	62	62	92	171
ノルウエー	46	–	30	28	26
フィリピン	–	1	–	8	6
スウェーデン	–	–	–	–	1
アメリカ	1	4	44	11	128
イギリス	–	–	3	–	16
ドイツ	–	–	1	–	4
ギリシア	41	27	99	32	44
ポルトガル	–	–	–	–	1
インドネシア	9	11	59	2	–

国籍別＼年別	37	38	39	40	41
デンマーク	1	−	1	−	2
イタリア	−	−	−	−	5
メキシコ	−	−	2	−	−
オーストリア	−	−	−	−	12
カナダ	−	−	−	−	3
タイ	−	−	−	−	53
その他	−	−	1	1	5
計	203	272	468	548	659

4. 入国者収容所，収容場その他の施設の警備及び被収容者の仮放免並びに処遇に関する事項（出入国管理令第54条，第61条の７）

被収容者の仮放免

区分＼年別	国籍別	37	38	39	40	41
被収令発付者	朝鮮	1,804	1,795	2,547	1,612	1,522
	中国	193	120	133	231	230
	その他	71	50	36	25	65
	計	2,068	1,965	2,716	1,868	1,817
被退令発付者	朝鮮	414	504	520	655	884
	中国	94	75	42	149	156
	その他	12	8	7	13	21
	計	520	587	569	817	1,061

5. 保証金の納付，返還及び没取に関する事項（出入国管理令第13条，第54条，第55条）

区分＼年別	37	38	39	40	41
	千円	千円	千円	千円	千円
保証金納付額	121,097	165,230	221,031	226,067	191,672
保証金返還額	112,855	151,135	188,917.8	211,141	197,652
保証金没取額	3,924	3,009	8,033.3	85,417	10,286

登録課

法務省組織令第46条，第52条

外国人の登録に関する事項

(1) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づく外国人登録の現況は下記のとおりである．

(イ) 年別外国人登録人員数

区分＼年別	37	38	39	40	41 計	41 14歳以上	41 14歳未満	備考
総登録人員	645,043	651,574	659,789	665,989	668,318	462,543	205,775	12月末日現在数
韓国及び朝鮮	569,360	573,284	578,545	583,537	585,278	401,627	183,651	
中国	47,096	47,827	49,174	49,418	49,387	36,871	12,516	
米国	13,943	15,226	15,626	15,915	16,217	10,028	6,189	
その他	14,644	15,237	16,444	17,119	17,436	14,017	3,419	無国籍を含む
同上国籍数	(カ国) 84	(カ国) 82	(カ国) 87	(カ国) 86		(カ国) 85		同上

(ロ) 主要都道府県別外国人登録人員数　（昭和41年12月末日現在）

府県別＼国籍別	計	韓国及び朝鮮	中国	米国	英国	ドイツ	カナダ	インド	インドネシア	フランス	その他79カ国
計	668,318	585,278	49,387	16,217	2,304	1,836	1,492	1,054	920	812	9,018
大阪府	167,213	159,440	6,622	369	51	38	77	108	24	21	463
東京都	98,272	67,503	15,804	7,551	957	873	448	205	663	441	3,827
兵庫県	72,405	59,223	9,172	1,006	470	364	90	552	34	136	1,358
愛知県	48,381	46,816	843	326	37	93	36	5	9	2	214
京都府	41,577	39,706	1,120	371	42	16	61	5	31	24	201
神奈川県	36,495	25,822	6,283	2,399	391	236	124	59	35	61	1,085
福岡県	27,498	25,486	1,299	404	23	13	61	3	11	31	167
山口県	16,794	15,942	253	419	4	3	12	86	1	2	72
広島県	15,337	14,445	325	356	22	10	43	2	5	8	121
岐阜県	10,818	10,646	73	47	−	8	11	−	6	−	27
その他1道35県	133,528	120,249	7,593	2,969	307	182	529	29	101	86	1,483

(2) 外国人登録事務従事地方公共団体職員中央研修

(イ) 都道府県における市町村職員の指導監督を一層強化充実させるため，６月13日から18日までの６日間法務省第１別館６階大会議室において，新任者67名を対象とする都道府県職員第７回中央研修を実施した．

(ロ) 市町村における外国人登録事務の適正円滑な処理をはかるため，10月24日から29日までの６日間法務省第１別館６階大会議室において新任者144名を対象とした市町村職員第12回中央研修を実施した．

(3) 地方公共団体職員の表彰　地方公共団体において外国人登録事務に従事し，多年にわたり旺盛な責任観念に徹して事務能率の増進につとめ特に顕著な成績を納めた職員49名に対し，2月2日法務省第1別館6階大会議室において表彰式を行ない法務大臣から表彰状が授与された．

(4) 外国人登録事務都道府県主管課長会同　外国人登録事務及び協定永住事務の円滑な運営と能率の向上をはかるため，11月8・9日の両日法務省第1別館6階大会議室において外国人登録事務都道府県主管課長会同を開催し，事務運営上の問題点について協議を行なつた．

参事官

法務省組織令第52条の2

参事官は，命を受けて，入国管理局の所掌事務のうち，重要事項に係るものに参画するのであるが，入国管理局が当面する重要事項が出入国管理令（昭和26年政令第319号）の改正問題であるところから，主としてこの改正準備作業に従事した．

II 附属機関

(1) 法務総合研究所

法務省設置法第2条第10号，第11条の4　法務総合研究所組織規程（昭和27年8月1日法務省令第2号）　法務総合研究所事務分掌規程（昭和34年4月1日法務総合研究所訓令第1号）

〔研究部門〕

〔研究第一部・研究第二部〕 研究題目は次のとおり．

(1) 関係諸科学の総合的又は基礎的研究　(イ)交通事犯受刑者に対する総合的研究，(ロ)非行少年の社会的成熟に関する研究，(ハ)ケース研究（強奪した猟銃乱射による殺人未遂事件）

(2) 犯罪の予防及び刑罰の効果に関する研究　(イ)起訴猶予者に対する保護的措置の運用に関する研究，(ロ)起訴猶予処分に付された者の成行きに関する研究，(ハ)少年の更生要因に関する研究，(ニ)犯罪者の更生過程に関する研究，(ホ)女子受刑者の実態に関する研究

(3) 矯正保護の技術及び効果に関する実証的研究　(イ)少年院収容者の施設社会に対する認知構造の研究，(ロ)少年院における処遇効果の研究，(ハ)矯正教育の効果判定に関する衝動病理学的研究

〔研修部門〕

〔研修第一部〕

1. **法務研究**　実施した研究題目及び研究員氏名は，つぎのとおり（期間5カ月）．

研究題目	管内別	所属庁・官職	氏名
自動車による業務上過失事件の実証的研究	検察庁	東京地方検察庁・検事	椎名　啓一
押収・捜索に関する諸問題の研究（違法収集証拠とその証拠能力の問題を含む．）		横浜地方検察庁・検事	中津川　彰
法律の錯誤に関する実務上の諸問題の研究		名古屋地方検察庁・検事	藤坂　亮
登記申請却下（取り下げを含む．）事件に関する実証的研究	民事局	東京法務局・法務事務官	市川　勇
行刑施設における中間処遇制度の研究	矯正局	宇都宮刑務所・法務事官	店橋　秀夫
更生保護会における被保護者処遇の実証的研究	保護局	保護局・法務事務官	坂部　正晴
プライバシーとマスコミ	民事局	東京法務局・法務事務官	有馬　厚彦
空港における外国航空機乗員および旅客の管理について	入国管理局	入国管理局・法務事務官	桔梗　博至

2. **マネジメント研究**　高等・地方検察庁の次席・総務部長・刑事部長・公安部長を研究

員として招集し，現下検察にとつて重要と認められる組織管理上の問題点，検察事務の合理化及び人間関係の調整等に関し，自由討議もしくは事例に関する討議を行ない，また学識経験者の講演を聴取した（1回，5日，13人）.

3. **検事研究**　実務経験豊富な検事（在官おおむね10年以上）を研究員として招集し，本年度における研究テーマとしては「不動産をめぐる刑事事件の諸問題」を取り上げ実施し，地方検事研究もこれに準じ実施した（中央2回，各15人，6日；地方4回，57人，各3日）.

4. **検事専門研修**　任官後おおむね3年以上10年未満の検事を対象とし，知能犯，公安・労働などの特殊事件に関する専門的知識の涵養に重点をおき，捜査・公判対策上必要な技術の習熟を目的として実施した（2回，各15人，13日）.

5. **検察研究調査委託**　本年は，下記のとおりそれぞれ委嘱実施した.

研究題目	所属庁・官職	氏名
いわゆる吉展ちやん誘拐殺人事件について	東京地方検察庁・検事	横山精一郎
エールフランス機長による拳銃密輸及び暴力団日本国粋会会長による拳銃密売事件について	同上	杉村周二
精神分裂病を装い無罪の言渡を受けた殺人被告事件	同上	西本昌基 川口清高
いわゆる吹原・森脇および大橋・森脇事件について	同上	早川晴雄 川島興 藤本一孝
いわゆる少年ライフル魔事件について	横浜地方検察庁・検事	猪口民雄 岩城重義
鐘淵化学工業株式会社の産業スパイ事件	大阪地方検察庁・検事	村上流光
古谷惣吉に係る連続強盗殺人事件の全貌	神戸地方検察庁・検事	板垣陸郎 池田哲男
組織的暴力団体の実体の把握と事犯の捜査について	名古屋地方検察庁・検事	赤池功
年少少年の特異な強盗殺人等被告事件（いわゆる境港市の新聞配達少年殺し）について	鳥取地方検察庁米子支部・検事	立山正秋
広域重要指定102号事件（全国金庫破り）の捜査について	長崎地方検察庁・検事	興野範雄

〔研修第二部〕

（Ⅰ）**中央研修**

1. 検事研修　任官後おおむね3年前後の検事を対象として，講義・講演・討議などにより，検察官としての心構え，教養，捜査，公判立会等の検察事務に関する基礎的知識の涵養を目的として実施（1回，20日，24人）.

2. 副検事研修　第1次研修（任官後まがない副検事）を1回（60日，43人），第2次研修（第1次研修修了者で5年以上の職務経歴を有する者）を1回（15日，40人）実施.

3. 検察事務官高等科研修　地方研修（普通科）を修了し，その成績が優秀で，現に係長又はこれに準ずる地位にある中堅検察事務官を対象として，職務の執行に必要な比較的高度の知識及び技能を習得させて事務能率の向上に資することを目的として実施（2回，各60～61日，計82人）.

4. 検察事務官専攻科研修　現に交通事件の捜査に専従している主任捜査事務官に対し，道路交通法等に関する専門的知識及び同法違反事件等の処理に必要な技能の習得を目的として実施（1回，20日，30人）.

5. 保護観察官（新任）中央研修　地方更生保護委員会及び保護観察所に勤務する新任保護観察官に対し，保護観察に必要な専門諸学科並びに更生保護関係法令につき基礎的知識・技能を習熟させることを目的として実施（1回，60日，25人）.

6. 保護観察官高等科研修　地方委員会及び保護観察所に勤務する行政職㈠5等級以上の保護観察官に対し，保護観察官として必要な高度の専門的知識・技能を習得させることを目的として実施（1回，31日，21人）.

7. 法務省関係中間監督者研修　本省各部局（大臣官房を含む.）の課長補佐，係長等に，ＪＳＴ方式により中間監督者としての管理・監督に関する基礎的知識・実践の技術を習得させることを目的として実施（1回，10日，15人）.

8. 保護局関係職員監督者研修　現に管理者の職にある保護局関係職員（今回は地方更生保護委員会及び保護観察所の課長）に保護行政における管理・監督等に関する知識・技能を習得させ，あわせてこの種研修の指導者たらしめることを目的として本年より新しく実施（1回，20日，15人）.

（Ⅱ）**地方研修**

1. 検察事務官普通科研修　全国8高等検察庁に委嘱し，高等検察庁又は地方検察庁における自庁研修を修了し，平素の勤務成績が優秀な検察事務官一般を対象として，当所の支所又は高等検察庁において実施（11回，各30～31日，計350人）.

2. 検察事務官中間監督者研修　全国6高等検察庁（本年は札幌・高松を除く.）に委嘱し，当所の支所又は高等検察庁において，地方検察庁の課長を対象に，ＨＳＴ方式で実施（7回，各8～9日，計85人）.

3. 保護観察官普通科研修　地方更生保護委員会に委嘱し，当所の支所又は委員会において同種の研修を受けていない保護観察官に対し，職務上必要な知識・技能及び教養の向上をはかることを目的として実施（8回，各15日，計70人）.

（Ⅲ）**昭和40年度検察事務官等全国一斉考試**

この考試制度は，昭和24年度に創設以来17回目にあたるが，昭和40年度は昭和41年3月12日（土）午後全国一斉に実施した．応試者は，甲種・乙種あわせて4,949人で，応試資格者5,308人に対し応試率は93.24％である．なお，6月11日（土）午前11時より同考試の成績優秀者21人（甲種13人，乙種8人）の表彰式を行なつた.

〔研修第三部〕

（Ⅰ）**中央研修**

1. 法務局・地方法務局職員高等科研修　将来幹部職員となりうる素質を有する40歳未満の行政職㈠5・6等級の法務事務官を対象として実施（1回，60日，50人：1回，61日，40人，計90人）.
2. 法務局・地方法務局職員専攻科（人権）研修　人権擁護事務を担当している40歳未満の行政職㈠5・6等級の法務事務官及び人権擁護課長の職にある者で，特に本研修を必要とするものを対象として実施（1回，20日，30人）.
3. 法務局・地方法務局職員専攻科（登記）研修　将来登記部門の指導的職員となりうる素質を有する45歳未満の行政職㈠5・6等級の法務事務官を対象として実施（1回，23日，60人）.
4. 法務局・地方法務局職員中間監督者研修　課長・支局長の職にある者で，特に本研修を必要とするものを対象として実施（1回，13日，16人）.
5. 入国審査官等中央研修　入国警備官から新たに入国審査官に転官した者等を対象として実施（1回，20日，20人）.
6. 入国管理局関係職員高等科研修　原則として普通科研修を修了した行政職㈠5等級の法務事務官・入国審査官並びに公安職㈠4・5等級の入国警備官を対象として実施（1回，40日，20人）.

（Ⅱ）地方研修

1. 法務局・地方法務局職員普通科研修　行政職㈠7・8等級の法務事務官を対象として全国8法務局に委嘱して実施（13回，各30日，計510人）.
2. 入国管理局関係職員普通科研修　現任の警守長を対象として，横浜支所において実施（1回，30日，30人）.
3. 入国警備官初任科研修　新たに任官した入国警備官を対象として，横浜支所において実施（2回，各60日，計47人）.

〔国際連合研修協力部〕

（Ⅰ）国際研修

1. 第11回国際研修　⑴研修期間　昭和41年2月23日から3月25日まで（約1カ月）. ⑵研修員　22人（国連フェロー9人，自国政府負担3人，国内研修員10人）. ⑶プロベーション，パロール及びアフター・ケアを研修の主要テーマとし，短期招聘エキスパートとして，英国ロンドン首席保護観察官S・C・ファーマー氏及びニュージーランド・オークランド地区首席保護観察官R・C・テパンガ氏が参加した（その他については，昭和38年版法務年鑑228頁「第2回国際研修」参照）.
2. 第12回国際研修　⑴研修期間　昭和41年4月13日から7月8日まで（約3カ月）. ⑵研修員　22人（国連フェロー10人，自国政府負担2人，国内研修員10人）. ⑶短期招聘エキスパートとして，米国イリノイ大学社会学部長ダニエル・グレーザー教授が参加した（その他については，昭和38年版法務年鑑228頁，「第3回国際研修」参照）.
3. 第13回国際研修　⑴研修期間　昭和41年9月14日から12月9日まで（約3カ月）. ⑵研修員　23人（コロンボ計画研修員12人，国内研修員沖縄からの1人を含め11人）. ⑶短期招聘エキスパートは，英国ロンドン大学教育研究所助教授ロバート・アンドリー氏，米国連邦プロベーション研修所長ベン・ミーカー氏及び英国内務省児童局監察官S・A・グイン氏.

（Ⅱ）調査研究

1. 府中地域犯罪防止計画　5カ年にわたる本研究も最終段階に入り，第3次中間報告が行なわれた．概要は研修所の“UNAFEI Report for 1966”で紹介されている．近々最終報告がまとめられることになろう.
2. 矯正職員の地位，選任及び訓練に関する調査　継続中.
3. アジア地域内少年非行の比較研究　職員が地域内各国を訪問し，実地調査を行ない，結果がまとめられた．報告書はいずれ国連から出版されることになるものと期待される.

刊行物

年間中，当所において印刷刊行し，関係機関に配布した主なものは，次のとおりである.

1. 定期刊行物

題名	刊行別	号数	頁数	型体	所管
犯罪白書	年刊	昭和41年版	378	A 5	研究部
研究部紀要	年1回	1965年版（第2分冊）	183	B 5	〃
法務総合研究所報	月刊	121～132	24	A 5	総務課
研修	〃	211～222	112	〃	研修第二部
民事研修	〃	105～116	104	〃	研修第三部

2. 不定期刊行物

資料名	号数	標題	編著者	刊行年月	頁数	型体	所管
研究部資料	14	組織犯罪	法務総合研究所	41. 2	131	A 5	研究部
〃	15	少年非行の予防	〃	41. 5	303	〃	〃
〃	16	保護観察と精神治療	〃	41. 6	66	〃	〃
〃	17	肥後亨の「獄中記」について	〃	41. 8	85	〃	〃
〃	18	国際監獄会議	〃	41. 9	176	〃	〃
法務研究報告書	53-4	行政刑法の実証的研究	棚町　祥吉	41. 4	201	〃	研修第一部
〃	53-5	親子会社に関する法律問題	田代　有嗣	41.12	234	〃	〃
検察研究叢書	45	いわゆる「ひき逃げ事件」の捜査ならびに公訴維持上の諸問題	高橋　道玄外2名	41.11	99	〃	〃
検察研究特別資料	31	金融機関をめぐる刑事事件の諸問題	法務総合研究所	41. 3	474	〃	〃
法労研究要旨		昭和41年度法務研究報告要旨集	〃	41.11	90	〃	〃
研修教材		刑法	内田　達夫	41. 5	100	〃	研修第二部

(2) 矯正研修所

法務省設置法第12条　矯正研修所組織規程（昭和24年法務府令第7号）

中央矯正研修所

中央矯正研修所規則（昭和25年4月1日法務府訓令矯保甲第507号）

(1) 昭和41年中の研修実施状況

研修の種類	研修の期間	人員
本科第一部　（第20回）	41. 9. 6 ～ 42. 3. 15	39
別科第一部　（第12回）	41. 9. 6 ～ 42. 3. 15	3
本科第二部　（第17回）	41. 5. 9 ～ 41. 9. 6	24
専攻科第166回（地方矯正研修所上級幹部）	40. 12. 9 ～ 40. 12. 16	8
専攻科第167回（研修担当官）	41. 1. 18 ～ 41. 1. 25	19
専攻科第168回（心理技官）	41. 2. 3 ～ 41. 2. 23	21
専攻科第169回（国家公務員採用上級試験（甲）行政・法律・心理・青少年矯正合格者）	41. 4. 1 ～ 41. 4. 16	20
専攻科第170回（栄養士）	41. 5. 19 ～ 41. 5. 27	34
専攻科第171回（国家公務員採用上級試験（甲）心理・青少年矯正合格者）	41. 9. 27 ～ 41. 11. 11	17
専攻科第172回（矯正施設上級幹部）	41. 11. 30 ～ 41. 12. 9	23
専攻科第173回（地方矯正研修所上級幹部）	41. 12. 15 ～ 41. 12. 21	8
第16回研究生	41. 10. 1 ～ 41. 12. 24	10

（注）本科第一部に1名，本科第二部に2名の琉球政府聴講生を含む．

(2) 昭和41年中の研究生の研究実施状況（第16回）　(イ)刑務作業規程別表業種表の改正（関口哲司・今里寿允），(ロ)戒具の研究（小林勇），(ハ)矯正施設における入出所時教育の研究（渡辺亥之介），(ニ)心理学的に見た居房配置と人間関係について（加藤英彦），(ホ)職業補導場面における生活指導について（森元重喜），(ヘ)明治初期の宗教教誨史（塚田信寿），(ト)女子受刑者の処遇について（星野君子），(チ)少年院におけるT.W.I方式による勤務要領の作成（清水湊），(リ)少年鑑別所収容女子少年の統計的考察（山口嘉子）．

(3) その他特記事項　(イ)教官の増員　専任教官が3名増員となり専門科目の教授と研修生の指導に一段と充実を見た．(ロ)設備の充実　寮舎が拡張され定員が92名に倍増したのでより多くの研修を同時に実施することができた．ゼミナー専用の教室も4室新設され研修に役立つことになつた．グラウンドも広くなり野球をはじめ種々の体育が実施できるようになつた．(ハ)本科第一部研修に矯正行政の当面する問題点についての講義，演習を充実し，行刑保安実務に関する指導を強化した．

(4) 刊行物

誌名	巻号	刊行年月日	型体	頁数	備考
矯正研究	第3号	41. 9. 21	A5判	90	

地方矯正研修所

地方矯正研修所規則（昭和25年4月1日法務府訓令矯保甲第508号）

地方矯正研修所所在地

名称	位置	名称	位置
関東矯正研修所	東京都	九州矯正研修所	福岡市
近畿矯正研修所	大阪市	東北矯正研修所	仙台市
中部矯正研修所	名古屋市	北海道矯正研修所	札幌市
中国矯正研修所	広島市	四国矯正研修所	高松市

昭和41年度年間業務実施状況

(1) 関東矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
初等科（新採用看守）	41. 2. 8 ～ 41. 3. 9	24
初等科（新採用教官）	41. 1. 6 ～ 41. 2. 5	14
初等科（新採用看守）	41. 5. 10 ～ 41. 6. 8	30
初等科（新採用看守）	41. 6. 23 ～ 41. 7. 22	18
初等科（新採用看守）	41. 11. 25 ～ 41. 12. 24	28
初等科（新採用教官）	41. 6. 23 ～ 41. 7. 22	14
本科第一部（第20回）	41. 9. 1 ～ 41. 11. 15	21
本科第二部（第18回）	41. 9. 1 ～ 41. 11. 15	13
特修科（保安・補導課長）	41. 1. 25 ～ 41. 1. 27	19
特修科（分類保護課長・鑑別課長）	41. 1. 26 ～ 41. 1. 29	28
特修科（少年院・補導院生活指導係長）	41. 3. 8 ～ 41. 3. 12	20
特修科（作業技官）	41. 8. 1 ～ 41. 8. 6	29
特修科（作業技官）	41. 8. 8 ～ 41. 8. 13	28
特修科（体育レクリエーション係長）	41. 8. 23 ～ 41. 8. 27	20
特修科（農業担当職員）	41. 10. 17 ～ 41. 10. 22	12
特修科（警備隊長）	41. 10. 27 ～ 41. 10. 29	19
特修科（給食担当職員）	41. 11. 17 ～ 41. 11. 19	50
特修科（予算執行職員）	41. 12. 8 ～ 41. 12. 10	48

（注）本科第二部には，東北・北海道矯正研修所からの委託生4名を含む．

(2) 近畿矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
初等科（新採用看守）	41. 1. 17 ～ 41. 3. 2	30
初等科（新採用教官）	41. 1. 17 ～ 41. 3. 2	9
初等科（新採用看守）	41. 7. 20 ～ 41. 9. 2	32
初等科（新採用看守）	41. 9. 19 ～ 41. 11. 2	28
初等科（新採用教官）	41. 9. 19 ～ 41. 11. 2	10
初等科（新採用看守）	41. 11. 10 ～ 41. 12. 23	25
初等科（新採用教官）	41. 11. 10 ～ 41. 12. 23	7
本科第一部（第17回）	41. 4. 20 ～ 41. 7. 8	30
本科第二部（第17回）	41. 4. 20 ～ 41. 7. 11	5

研修の種類	研修期間	人員
特修科（第120回，工場担当）	41. 3. 7 ～ 41. 3. 12	13
特修科（第121回，給食事務担当）	41. 9. 6 ～ 41. 9. 10	29
特修科（第122回，印刷作業技官）	41. 12. 5 ～ 41. 12. 10	7

（注） 本科第二部は，中部矯正研修所に委託.

(3) 中部矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
初等科（新採用看守・教官）	41. 1. 21 ～ 41. 3. 12	22
初等科（新採用看守・教官）	41. 7. 27 ～ 41. 9. 14	24
初等科（新採用看守）	41. 10. 27 ～ 41. 12. 15	16
本科第一部（第18回）	41. 4. 20 ～ 41. 7. 11	12
本科第二部（第13回）	41. 4. 20 ～ 41. 7. 11	10
特修科（司法警察職員事務取扱者）	41. 3. 23 ～ 41. 3. 26	8
特修科（柔剣道指導者）	41. 4. 5 ～ 41. 4. 9	17
特修科（分類実務担当者）	41. 9. 19 ～ 41. 9. 22	24
特修科（少年院庶務課長）	41. 9. 27 ～ 41. 10. 1	10
特修科（木工作業技官）	41. 10. 12 ～ 41. 10. 21	12

（注） 本科第二部には，近畿矯正研修所よりの委託生5名を含む.

(4) 中国矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
初等科（新採用看守）	41. 2. 1 ～ 41. 3. 12	30
初等科（新採用教官）	41. 2. 1 ～ 41. 3. 12	9
初等科（新採用看守）	41. 5. 17 ～ 41. 6. 30	19
本科第一部（第20回）	41. 9. 6 ～ 41. 12. 9	13
本科第二部（第19回）	41. 9. 6 ～ 41. 12. 9	5
特修科（第89回，支所職員）	41. 3. 14 ～ 41. 3. 19	11
特修科（第90回，自庁研修担当官）	41. 3. 23 ～ 41. 3. 25	9
特修科（第91回，作業技官）	41. 7. 4 ～ 41. 7. 9	10
特修科（第92回，作業技官）	41. 11. 15 ～ 41. 11. 19	7
特修科（第93回，特殊収容者処遇担当者）	41. 12. 12 ～ 41. 12. 19	17

(5) 九州矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
初等科（新採用看守・教官）	41. 1. 7 ～ 41. 3. 12	32
初等科（新採用看守）	41. 4. 20 ～ 41. 6. 23	33
本科第一部	41. 9. 8 ～ 41. 12. 7	28
本科第二部	41. 9. 8 ～ 41. 12. 7	5
特修科（工場担当者）	41, 2. 14 ～ 41. 2. 19	14
特修科（作業技官）	41. 3. 8 ～ 41. 3. 12	9
特修科（支所勤務職員）	41. 3. 14 ～ 41. 3. 19	19

特修科（工場担当者）	41. 7. 11 ～ 41. 7. 16	22
特修科（作業技官）	41. 10. 3 ～ 41. 10. 8	13
特修科（作業技官）	41. 11. 7 ～ 41. 11. 12	14

（注） 本科第一部・第二部研修生中には，琉球政府聴講生3名を含む.

(6) 東北矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
初等科（新採用看守）	41. 1. 11 ～ 41. 2. 26	14
初等科（新採用看守）	41. 5. 17 ～ 41. 7. 2	15
本科第一部（第19回）	41. 8. 25 ～ 41. 11. 2	16
本科第二部（第16回）	41. 9. 1 ～ 41. 11. 15	2
特修科（カウンセラー）	41. 5. 10 ～ 41. 5. 14	11
特修科（作業技官）	41. 8. 15 ～ 41. 8. 20	15
特修科（オリエンテーション担当者）	41. 12. 5 ～ 41. 12. 9	11

（注） 本科第二部は，関東矯正研修所に委託.

(7) 北海道矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
初等科（新採用看守・教官）	41. 1. 5 ～ 41. 2. 23	12
初等科（新採用看守）	41. 5. 24 ～ 41. 7. 12	9
本科第一部（第20回）	41. 9. 27 ～ 41. 12. 15	10
本科第二部（第16回）	41. 9. 1 ～ 41. 11. 15	2
特修科（第74回，生活指導係官）	41. 2. 25 ～ 41. 3. 3	9
特修科（第75回，保安関係中間監督者）	41. 3. 4 ～ 41. 3. 10	12
特修科（第76回，主任看守）	41. 4. 26 ～ 41. 4. 28	21
特修科（第77回，自庁研修担当官）	41. 5. 10 ～ 41. 5. 16	7
特修科（第78回，主任看守）	41. 5. 17 ～ 41. 5. 19	21
特修科（第79回，舎房担当看守）	41. 8. 31 ～ 41. 9. 6	11
特修科（第80回，舎房担当看守）	41. 9. 8 ～ 41. 9. 14	11
特修科（第81回，作業技官）	41. 8. 24 ～ 41. 8. 26	11
特修科（第82回，作業技官）	41. 9. 20 ～ 41. 9. 22	11

（注） 本科第二部は，関東矯正研修所に委託.

(8) 四国矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
初等科（新採用看守）	41. 9. 1 ～ 41. 10. 8	15
本科第一部	41. 5. 9 ～ 41. 7. 23	10
特修科（作業技官）	41. 10. 17 ～ 41. 10. 21	8
特修科（作業技官）	41. 10. 24 ～ 41. 10. 28	7
特修科（看守部長）	41. 12. 6 ～ 41. 12. 10	6

（注 記）

1. 研修時間20時間以下のものは省略した.
2. 関東矯正研修所には，新採用職員研修に団体行動訓練を実施した．また，設備が充分と云え

ないので，指導技術の向上をはかつた．

3. 近畿矯正研修所では，年間130名内外の新採用研修を必要とするが，設備・職員の現状では，研修期間等の面で充分な研修を実施できなかつた．

4. 九州矯正研修所では，初任者研修については，予算・人員配置上で困難が多いが，本年も引き続いて，実務・学術・実務研修を交互に行なうサンドウイッチ方式を実施した．

(3) 監　　獄

法務省設置法第13条の3　監獄法（明治41年3月28日法律第28号）
監獄法施行規則（明治41年6月16日司法省令第18号）　行刊累進処遇令（昭和8年10月25日司法省令第35号）　刑務所，少年刑務所及び拘置所組織規程（昭和24年6月1日法務府令第4号）

刑務所，少年刑務所及び拘置所の数

刑務所	少年刑務所	拘置所	刑務支所	拘置支所	合計
57	9	7	17	97	187

刑務所の名称及び所在地

小菅	刑務所	東京都葛飾区小菅
中野	刑務所	東京都中野区荒井
府中	刑務所	府中市晴見町
八王子医療刑務所		八王子市子安町
	八王子拘置支所	八王子市明神町
横浜	刑務所	横浜市南区笹下町
	小田原拘置支所	小田原市荻窪
横須賀	刑務所	横須賀市大津町
浦和	刑務所	浦和市高砂
	熊谷拘置支所	熊谷市箱田
千葉	刑務所	千葉市貝塚町
	松戸拘置支所	松戸市岩瀬塚田
	木更津拘置支所	木更津市木更津
	八日市場拘置支所	八日市場市
宇都宮	刑務所	宇都宮市明保野町
	小幡町拘置支所	宇都宮市小幡町
	大田原拘置支所	大田原市美原町
	足利拘置支所	足利市助戸町
栃木	刑務所	栃木市旭町
前橋	刑務所	前橋市南町
	高崎拘置支所	高崎市高松町
	太田拘置支所	太田市飯田町
静岡	刑務所	静岡市駿府町
	沼津拘置支所	沼津市御幸町
	浜松刑務支所	浜松市鴨江町
甲府	刑務所	甲府市朝気
長野	刑務所	須坂市馬場町
	長野拘置支所	長野市旭町
	上田拘置支所	上田市上田八幡西
新潟	刑務所	新潟市西大畑町
	新発田拘置支所	新発田市中央町
	長岡拘置支所	長岡市神明町
	高田拘置支所	高田市西城町
	相川拘置支所	新潟県佐渡郡相川町
大阪	刑務所	堺市田出井町
	堺拘置支所	堺市南瓦町
	岸和田拘置支所	岸和田市上野町
京都	刑務所	京都市東山区山科東野井上町
	宮津刑務支所	宮津市中ノ町
	東舞鶴刑務支所	舞鶴市市場
神戸	刑務所	明石市大久保町
	豊岡拘置支所	豊岡市南本
	洲本拘置支所	洲本市山下町
加古川	刑務所	加古川市加古川町
滋賀	刑務所	大津市石山寺辺町
	彦根拘置支所	彦根市金亀町
和歌山	刑務所	和歌山市加納
	丸の内拘置支所	和歌山市広瀬仲の町
	田辺拘置支所	田辺市新屋敷町
	新宮拘置支所	新宮市新宮
名古屋	刑務所	愛知県西加茂郡三好町
	岡崎拘置支所	岡崎市明大寺町
	岡崎医療刑務支所	岡崎市上地町
	豊橋刑務支所	豊橋市今橋町
三重	刑務所	津市桜ケ岡

	四日市拘置支所	四日市市阿倉川町
	伊勢拘置支所	伊勢市岡本
岐阜	刑務所	岐阜市長良福光
	鷹見町拘置支所	岐阜市鷹見町
	大垣拘置支所	大垣市緑園
	御嵩拘置支所	岐阜県可児郡御嵩町
	高山拘置支所	高山市八軒町
笠松	刑務所	岐阜県羽島郡笠松町中川町
福井	刑務所	福井市一本木町
金沢	刑務所	金沢市小立野
	七尾拘置支所	七尾市馬出町
富山	刑務所	富山市西田地方
	高岡拘置支所	高岡市中川
広島	刑務所	広島市吉島町
	呉拘置支所	呉市吉浦上城町
	竹原拘置支所	竹原市竹原町
	尾道刑務支所	尾道市久保町
	福山拘置支所	福山市沖野上町
	三次刑務支所	三次市三次町
山口	刑務所	山口市松美町
	徳山拘置支所	徳山市児玉町
	萩拘置支所	萩市土原
	下関刑務支所	下関市東大坪町
	船木拘置支所	山口県厚狭郡楠町
岡山	刑務所	岡山市二日市町
	玉島拘置支所	玉島市玉島
	高梁拘置支所	高梁市片原町
	津山拘置支所	津山市伏見町
鳥取	刑務所	鳥取市古海
	米子刑務支所	米子市上後藤
松江	刑務所	松江市西川津町
	浜田拘置支所	浜田市殿町
福岡	刑務所	福岡県粕屋郡宇美町
	土手町拘置支所	福岡市西新町
	飯塚拘置支所	飯塚市新立岩
	久留米拘置支所	久留米市篠山町
	柳川拘置支所	柳川市一新町
	大牟田拘置支所	大牟田市白金町
	田川拘置支所	田川市千代町
	厳原拘置支所	長崎県下県郡厳原町
小倉	刑務所	北九州市小倉区北方新町
城野医療刑務所		北九州市小倉区城野
麓	刑務所	鳥栖市山浦町
長崎	刑務所	諫早市原口町
	浦上刑務支所	長崎市白鳥町
	島原拘置支所	島原市南城内町
	福江拘置支所	福江市福江町
佐世保	刑務所	佐世保市稲荷町
	平戸拘置支所	平戸市魚の棚町
大分	刑務所	大分市畑中
	中津拘置支所	中津市二ノ丁
熊本	刑務所	熊本市大江町
	京町拘置支所	熊本市京町
	菊池医療刑務支所	熊本県菊池郡合志村
	八代拘置支所	八代市西松江城町
	天草拘置支所	本渡市本渡町
鹿児島	刑務所	鹿児島市永吉町
	大島刑務支所	名瀬市矢之脇町
宮崎	刑務所	宮崎市浄土江町
	都城拘置支所	都城市早鈴町
	延岡拘置支所	延岡市桜小路
宮城	刑務所	仙台市行人塚
	古川拘置支所	古川市法橋河原
	石巻拘置支所	石巻市泉町
福島	刑務所	福島市南沢又
	福島拘置支所	福島市御山町
	郡山拘置支所	郡山市麓山
	白河拘置支所	白河市郭内
	会津若松拘置支所	会津若松市追手町
	平拘置支所	いわき市八幡小路
山形	刑務所	山形市漆山
	米沢拘置支所	米沢市清水町
	鶴岡拘置支所	鶴岡市馬場町
	酒田拘置支所	酒田市北新町
秋田	刑務所	秋田市川尻新川町
	能代拘置支所	能代市豊祥岱
	大館拘置支所	大館市中城町
	大曲拘置支所	大曲市日の出町
	横手拘置支所	横手市二葉町
青森	刑務所	青森市荒川
	柳町拘置支所	青森市柳町
	弘前拘置支所	弘前市下白銀町
	八戸拘置支所	八戸市中居林
札幌	刑務所	札幌市東苗穂町
	大通拘置支所	札幌市大通
	小樽拘置支所	小樽市緑町
	岩見沢拘置支所	岩見沢市三条
	室蘭拘置支所	室蘭市栄町
	滝川拘置支所	滝川市新町

旭川刑務所	旭川市八条通	高知刑務所	高知市丸ノ内
名寄拘置支所	名寄市西四条	中村刑務支所	中村市丸の内
釧路刑務所	釧路市宮本町	松山刑務所	松山市春日町
帯広刑務所	帯広市緑ヶ丘	大洲拘置支所	大洲市三の丸
網走刑務所	網走市三眺	西条刑務支所	西条市神拝
高松刑務所	高松市松福町	今治拘置支所	今治市日吉
丸亀拘置支所	丸亀市二番町	宇和島刑務支所	宇和島市柿原
徳島刑務所	徳島市城内		

少年刑務所の名称及び所在地

川越少年刑務所	川越市脇田本町	本町拘置支所	姫路市本町
水戸少年刑務所	勝田市市毛	奈良少年刑務所	奈良市般若寺町
水戸拘置支所	水戸市新原町	五条拘置支所	五条市二見
土浦拘置支所	土浦市内西町	岩国少年刑務所	岩国市錦見
下妻拘置支所	下妻市三輪	佐賀少年刑務所	佐賀市上多布施町
松本少年刑務所	松本市中原町	盛岡少年刑務所	盛岡市宿田後
上諏訪拘置支所	諏訪市北衣之渡	一関拘置支所	一関市城内
飯田拘置支所	飯田市大久保町	函館少年刑務所	函館市金掘町
姫路少年刑務所	姫路市岩端町	新川拘置支所	函館市新川町

拘置所の名称及び所在地

東京拘置所	東京都豊島区東池袋	名古屋拘置所	名古屋市東区上竪杉町
大阪拘置所	大阪市都島区善源寺町	一宮拘置支所	一宮市大和町
京都拘置所	京都市伏見区竹田向代町	半田拘置支所	半田市住吉町
神戸拘置所	神戸市兵庫区菊水町	広島拘置所	広島市上八丁堀
尼崎拘置支所	尼崎市崇徳院	小倉拘置所	北九州市小倉区原町

(4) 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第13条の4　少年法（昭和23年7月15日法律第168号）　少年院及び少年鑑別所組織規程（昭和24年6月1日法務府令第5号）

少年院及び少年鑑別所数

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
60	2	50	1	113

少年院の名称及び所在地（分院を含む）

東京矯正管区

多摩少年院	八王子市緑町	愛光女子学園	東京都北多摩郡狛江町
東京医療少年院	東京都渋谷区西原	関東医療少年院	府中市新町
秩父学園	埼玉県大里郡寄居町	神奈川少年院	相模原市小山

久里浜少年院	横須賀市長瀬	赤城少年院	群馬県勢多郡大胡町
小田原少年院	小田原市谷津	榛名女子学園	群馬県北群馬郡榛東村
千葉星華学院	千葉県香取郡多古町	上田清修寮	上田市中之条金敷田
印旛少年院	千葉県印旛郡印西町	静岡少年院	静岡市内牧
八街少年院	千葉県印旛郡八街町	有明高原寮	長野県南安曇郡穂高町
水府学院	茨城県東茨城郡茨城町	新潟少年学院	長岡市御山町
茨城農芸学院	茨城県稲敷郡牛久町		

大阪矯正管区

浪速少年院	茨木市郡山	京都医療少年院	宇治市木幡平尾
交野女子学院	大阪府北河内郡交野町	神戸再度山学院	神戸市生田区神戸港地方
河内少年院	枚岡市石切町	播磨少年院	加古川市八幡町
和泉少年院	大阪府泉南郡南海町	加古川学園	加古川市八幡町
宇治少年院	宇治市五ヶ庄三番割	奈良少年院	奈良市秋篠町

名古屋矯正管区

瀬戸少年院	瀬戸市東山町	三重少年学院	津市大谷町
豊ヶ岡農工学院	愛知県愛知郡豊明町	宮川医療少年院	三重県度会郡小俣町
明徳少女苑	名古屋市昭和区天白町	岐阜少年院	各務原市各務
豊浦医療少年院	愛知県知多郡南知多町	湖南学院	金沢市東蚊爪町
愛知少年院	愛知県西加茂郡猿投町	富山少年学院	富山県上新川郡大山町

広島矯正管区

広島少年院	広島県賀茂郡八本松町	岡山少年院	岡山県都窪郡妹尾町
貴船原少女苑	広島県佐伯郡五日市町	美保少年院	米子市大篠津町
新光学院	山口県熊毛郡平生町		

福岡矯正管区

福岡少年院	福岡市老司	大分少年院	大分県大野郡三重町
筑紫少女苑	福岡市皿山	中津少年院	中津市加来
佐世保少年院	佐世保市大塔町	人吉農芸学院	熊本県球磨郡錦町

仙台矯正管区

東北少年院	仙台市長町	盛岡少年院	盛岡市下厨川
青葉女子学園	仙台市長町	青森少年院	青森県東津軽郡平内町
置賜学園	米沢市下新田		

札幌矯正管区

北海少年院	千歳市大和町	紫明女子学院	歌志内市文珠
千歳少年院	千歳市上長都	帯広少年院	帯広市緑ヶ丘

高松矯正管区

丸亀少女の家	丸亀市中津町	松山少年院	松山市古三津町
四国少年院	善通寺市善通寺町		

少年鑑別所の名称及び所在地

東京矯正管区

東京少年鑑別所	東京都練馬区氷川台	前橋少年鑑別所	前橋市岩神町
横浜少年鑑別所	横浜市保土ヶ谷区岩井町	静岡少年鑑別所	静岡市小鹿
浦和少年鑑別所	浦和市常盤	甲府少年鑑別所	甲府市東光寺町
千葉少年鑑別所	千葉市天台	長野少年鑑別所	長野市三輪四ッ石
水戸少年鑑別所	水戸市堀町	新潟少年鑑別所	新潟市川岸町
宇都宮少年鑑別所	宇都宮市鶴田町		

大阪矯正管区

大阪少年鑑別所	堺市田出井町	奈良少年鑑別所	奈良市般若寺町
京都少年鑑別所	京都市左京区吉田上阿達町	大津少年鑑別所	大津市中庄
		和歌山少年鑑別所	和歌山市元町奉行町
神戸少年鑑別所	神戸市兵庫区下祇園町		

名古屋矯正管区

名古屋少年鑑別所	名古屋市千種区北千種町	福井少年鑑別所	福井市幾久町
津少年鑑別所	津市南新町	金沢少年鑑別所	金沢市小立野
岐阜少年鑑別所	岐阜市鷺山中洲	富山少年鑑別所	富山市長江

広島矯正管区

広島少年鑑別所	広島市吉島本町	鳥取少年鑑別所	鳥取市湯所町
山口少年鑑別所	山口市下清水	松江少年鑑別所	松江市内中原町
岡山少年鑑別所	岡山市巌井		

福岡矯正管区

福岡少年鑑別所	福岡市舞鶴	大分少年鑑別所	大分市新川東
小倉少年鑑別所	北九州市小倉区高峰町	熊本少年鑑別所	熊本市池田町
佐賀少年鑑別所	佐賀市神野町	鹿児島少年鑑別所	鹿児島市鴨池町
長崎少年鑑別所	長崎市橋口町	宮崎少年鑑別所	宮崎市鶴島町

仙台矯正管区

仙台少年鑑別所	仙台市北六番丁	盛岡少年鑑別所	盛岡市前九年
福島少年鑑別所	福島市御山町	秋田少年鑑別所	秋田市八幡
平少年鑑別所	平市六人町	青森少年鑑別所	青森市大野
山形少年鑑別所	山形市小白川町		

札幌矯正管区

札幌少年鑑別所	札幌市南25条西	旭川少年鑑別所	旭川町豊岡1条
函館少年鑑別所	函館市中島町	釧路少年鑑別所	釧路市弥生町

高松矯正管区

高松少年鑑別所	高松市藤塚町	高知少年鑑別所	高知市塩田町
徳島少年鑑別所	徳島市助任本町	松山少年鑑別所	松山市拓川町

（5） 婦人補導院

法務省設置法第13条の5　婦人補導院法（昭和33年3月25日法律第17号）　婦人補導院組織規程（昭和33年5月15日法務省令第33号）

婦人補導院の数

婦人補導院	3

婦人補導院の名称及び所在地

東京矯正管区

東京婦人補導院	八王子市中野町

大阪矯正管区

大阪婦人補導院	堺市新金岡町

福岡矯正管区

福岡婦人補導院	福岡市松崎

（6） 入国者収容所

法務省設置法第13条の10　入国者収容所組織規程（昭和27年8月1日法務省令第5号）

入国者収容所の名称及び所在地

名称	位置
大村入国者収容所	長崎県大村市松並町
横浜入国者収容所	神奈川県横浜市中区本牧大里町

業務の状況は，入国管理局警備課の項201頁参照．

（7） 中央更生保護審査会

法務省設置法第13条の8　犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）

昭和41年中に審査会が審査した事件数は，常時恩赦301件（恩赦相当230件，恩赦不相当62件，その他2件），恩赦出願期間短縮17件（許可1件，不許可16件），地方更生保護委員会の決定に対する審査請求事件14件である．なお恩赦事件についての統計の詳細は保護局恩赦課の記述146頁参照．

（8） 法制審議会

法務省設置法第5条第1項第20号，第13条，別表2　法務省組織令第8条第5号　法制審議会令（昭和24年政令第134号）

法制審議会は，民事法，刑事法その他法務に関する基本的な事項について，法務大臣の諮問に応じて調査審議をする法務省の附属機関であつて，古い伝統を有し，司法制度及び法務関係の基本的な法律案は，すべて法制審議会の審議を経ることとなつている．法務大臣を会長として，関係各庁の職員及び学識経験のある者のうちから任命された30人以内の委員で組織されているが，必要に応じ，上記委員のうちから部会に属すべき委員として指名された者及び別に任命された部会委員によつて構成される部会が置かれ，慎重な調査審議がされるが，さらに部会は，便宜，事実上の小委員会を設けて準備的な調査審議を行なうことが多い．

昭和41年12月末現在設けられている部会は，次の9部会であるが，そのうち，刑事法特別部会は昭和38年5月に，会社更生法部会は昭和40年12月に設置され，他の7部会は昭和24年から昭和32年までの間に逐次設けられて現在に至つている．

(1) 刑事法部会　（部会長小野清一郎ほか委員11人，幹事6人）
(2) 民事訴訟法部会　（部会長岩松三郎ほか委員11人，幹事17人）
(3) 司法制度部会　（部会長我妻栄ほか委員16人，幹事10人）
(4) 民法部会　（部会長我妻栄ほか委員30人，幹事24人）
(5) 商法部会　（部会長鈴木竹雄ほか委員19人，幹事12人）
(6) 強制執行制度部会　（部会長岩松三郎ほか委員17人，幹事20人）
(7) 国際私法部会　（部会長欠　委員14人，幹事16人）
(8) 刑事法特別部会　（部会長小野清一郎ほか委員52人，幹事51人）
(9) 会社更生法部会　（部会長兼子一ほか委員28人，幹事13人）

諮問事項　昭和24年法制審議会が発足してから昭和41年12月末までの間に諮問された事項は24項目であり，そのうち15項目については審議を完了した．昭和41年中に調査審議された諮問事項及び審議の結果は，次のとおりである．

諮問番号	諮問事項	諮問された年月日	審議結果
第7号	刑事訴訟法運用の実情にかんがみ，早急に同法に改正を加えるべき点があるとすれば，その法案の要綱を示されたい．	昭和26. 1.20	昭和42年に継続審議
第8号	民事訴訟法（強制執行編を除く．）を改正する必要があると思われるが，その要綱を示されたい．	昭和26. 5. 9	昭和42年に継続審議
第9号	裁判所の制度を改善する必要があるか，あるとすればその要綱を示されたい．	昭和28. 2.26	昭和42年に継続審議
第10号	民法に改正を加える必要があるとすれば，その要綱を示されたい．	昭和29. 7. 6	昭和42年に継続審議
第11号	商法に改正を加える必要があるとすれば，その要綱を示されたい．	昭和29. 7. 6	昭和42年に継続審議
第12号	強制執行及び競売に関する制度を改善する必要があるとすれば，その要綱を示されたい．	昭和29. 7. 6	昭和42年に継続審議
第13号	執行吏制度を改善する必要があるとすれば，その要綱を示されたい．	昭和29. 7. 6	昭和41. 3.11一部答申
第16号	法例その他の渉外的私法関係に関する実体法および手続法を改正する必要があるとすれば，その要綱を示されたい．	昭和32. 2.12	昭和42年に継続審議
第20号	刑法に全面的改正を加える必要があるか，あるとすればその要綱を示されたい．	昭和38. 5.10	昭和42年に継続審議
第24号	会社更生法運用の実状にかんがみ，早急に同法を改正する必要があると思われるが，その要綱を示されたい．	昭和40.11.27	昭和42年に継続審議

総　会

第38回会議　昭和41年3月11日に開かれ，強制執行制度部会において調査審議の上総会に報告された「執行吏制度改正要綱案」について審議した結果，原案どおり決定し，同日法制審議会会長から法務大臣あて答申した．

上記答申が行なわれた当時の法制審議会委員は，江川英文，小池隆一，鈴木竹雄，高柳賢三，宮沢俊義，大住達雄，兼子一，佐藤藤佐，長野国助，原安三郎，山本謹吾，馬場義続，井嶋磐根，松本武裕，荻山虎雄，秋山賢蔵，今井忠男，岡硯平，岸盛一，高辻正己，岩松三郎，小野清一郎，我妻栄，竹内寿平であつた．

執行吏制度改正要綱

（執行官）

第1　「執行吏」を「執行官」に改めること．

（所属，任免等）

第2

1　執行官は，各地方裁判所に置くこと．

2　執行官の任免及びその勤務する裁判所の指定は，最高裁判所の定めるところにより，各地方

裁判所が行なうものとすること．

（職務）

第3　執行官は，法令により執行官のつかどるものとされている事務のほか，次の事務を取り扱うものとすること．

一　法令に基づき裁判所が執行官の取り扱うべきものとした事務

二　意思表示に係る文書の送達

（事務の処理）

第4

1　執行官は，申立て又は裁判所の命令によつて事務を取扱うものとすること．

2　執行官の事務の分配は，所属地方裁判所が行なうものとすること．

（執行官の協力）

第5　執行官は，職務を行なうについて特に必要があるときは，所属地方裁判所の許可を受けて，他の執行官の協力を求めることができるものとすること．

（除斥）

第6　執行官は，次の場合には，職務の執行から除斥されるものとすること．

一　自己又はその配偶者が当事者（刑事事件及び少年の保護事件における被害者を含む．以下同じ．）若しくはその代理人であるとき，又は当事者と共同権利者，共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき．

二　自己が当事者の四親等内の血族，三親等内の姻族又は同居の親族であるとき．

（職務執行区域）

第7　執行官は，法令に別段の定めがある場合を除き，所属地方裁判所の管轄区域内において職務を行なうものとすること．

（職務の代行）

第8　地方裁判所は，必要と認めるときは，最高裁判所の定めるところにより，裁判所書記官又は裁判所事務官に執行官の職務の全部又は一部を行なわせることができるものとすること．

（不服の申立て）

第9

1　執行官の職務行為に不服がある者は，民事訴訟法（明治23年法律第29号）又は競売法（明治31年法律第15号）の規定により不服の申立てをすることができる場合を除くほか，執行官が職務を行なつた地又はこれを行なうべき地を管轄する地方裁判所に不服の申立てをすることができるものとすること．

2　前項の不服の申立てについては，民事訴訟法第544条の規定による異議の例によるものとすること．

（手数料及び立替金）

第10　執行官は，職務を行なうについては，法律で定める手数料の支払いを受け，及び立替金の弁済を受けるものとすること．

（国庫補助金）

第11　執行官は，その1年間に収入した手数料が政令で定める額に達しないときは，国庫からその不足額の支給を受けるものとすること．

（執行官の恩給）

第12

1　執行官は，恩給法（大正12年法律第48号）の例により，年金である恩給を受けるものとすること．

2　前項の恩給年額は，政令で定める額を俸給年額とみなして算出した額とすること．

（手数料及び立替金の支払義務者）

第13

1　申立てにより取り扱う事務についての手数料及び立替金は，法令に別段の定めがある場合を除き，申立人が支払うものとすること．

2　裁判所の命令により取り扱う事務についての手数料及び立替金は，裁判所が支払うものとすること．

（手数料及び立替金の弁済期）

第14　執行官は，各個の職務行為の終了した後手数料及び立替金の弁済を受けるものとすること．

（時効）

第15　執行官が手数料及び立替金を受ける権利は，各個の職務行為の終了の時から5年間これを行なわないときは，時効により消滅するものとすること．

（予納）

第16

1　執行官は，申立てを受けたときは，相当の期間を定め，その期間内に手数料及び立替金の概算額を予納すべきことを命ずることができるものとし，申立人が右の金額を予納しないときは，執行官は，申立てを却下することができるものとすること．

2　執行官が事務を開始した後において予納金が不足するに至つた場合にも1と同様とすること．

（予納金等の保管）

第17　第16の予納金及び執行官がその職務に関し取り扱う現金の保管に関する事務は，法律に別段の定めがある場合を除き，最高裁判所の定めるところにより，所属地方裁判所が行なうものとすること．

（経過措置）

第18

1　当分の間，第16の予納金等の保管に関する事務については，第17にかかわらず，最高裁判所は，別段の定めをすることができるものとすること．

2　当分の間，執行官は，所属地方裁判所の許可を受けて，最高裁判所の定める一定の資格を有する者に，臨時にその職務の実施を委任することができるものとすること．

部　会

刑事法部会　刑事訴訟法の改正に関する諮問第7号について調査審議を行なつた．

民事訴訟法部会　民事訴訟法の改正に関する諮問第8号について調査審議を行なつた．

司法制度部会　裁判所の制度の改善に関する諮問第9号について調査審議を行なつた．

民法部会　民法の改正に関する諮問第10号について，財産法小委員会を開催し，根抵当について調査審議を行なつた．

商法部会　商法改正に関する諮問第11号について調査審議を行なつた．

強制執行制度部会　執行吏制度の改善に関する諮問第13号について，同部会小委員会を開催し調査審議してきたが，昭和41年２月14日同部会を開催し，法制審議会（総会）に対する報告（執行吏制度改正要綱案）を決定した．同日岩松部会長から法制審議会会長あてに報告した．

上記報告を決定した当時の部会委員は，次のとおりである．

岩松三郎（部会長），斎藤秀夫，三カ月章，中田淳一，菊井維大，吉川大二郎，兼子一，村松俊夫，寺田治郎，菅野啓蔵，泉美之松，我妻栄，鹽野宜慶，新谷正夫，津田実，青木義人

国際私法部会　法例その他の渉外的私法関係に関する実体法及び手続法の改正に関する諮問第16号について，同部会小委員会を開催し，法例改正要綱試案（親子の部）等について審議した．

刑事法特別部会　刑法の全面改正に関する諮問第20号について審議しているが，５月，７月及び12月に会議を開催し，同部会に設けられている各小委員会の報告に基づいて調査審議を行なつた．

各小委員会の審議事項は，下記のとおりである．

第１小委員会―刑法の適用，第２小委員会―刑，刑の適用及び累犯について，第３小委員会―没収，時効，刑の消滅及び保安処分について，第４小委員会―国家的法益及び社会的法益に関する罪について，第５小委員会―個人的法益に関する罪について．

会社更生法部会　昭和40年11月に諮問された会社更生法の一部改正に関する諮問第24号について，会社更生法部会が新設され，２月に第一回会議を開催するとともに小委員会及び準備会を開催し調査審議を行なつた．

（9）民事行政審議会

法務省設置法第13条　民事行政審議会令（昭和24年５月31日政令第135号）

民事行政審議会は，登記，戸籍その他民事行政の改善について，法務大臣の諮問に応じて，その事項につき調査，審議することを目的としている．

1. 登記台帳関係　登記部会は，民事行政審議会の一部門であつて，登記制度の改善（主として手続の簡素化，合理化を中心として）をはかるほか，同制度に関する種々の事項につき必要な調査，研究を行なうため，学識経験者及び実務家等の意見の聴取を主たる目的とし，その会議は，随時，委員，幹事及び登記事務関係職員等の参列員列席のもとに開催される．ただし本年は開催されていない．
2. 戸籍住民登録関係　本年の民事行政審議会戸籍部会（住民登録を含む）は，11月30日法務省第３会議室において，委員11名，幹事17名，参列員若干名が出席して開催された．議案として諮問された事項は次のとおりである．

(1) 戸籍手数料令の改正について

(2) 最近，全国的に行政事務の近代化，合理化が叫ばれ，窓口の統合等の機構改革が実

施されつつあるが，これら時代のすうせいに対処して戸籍事務上考慮すべき事項があれば述べられたい．

なお，この他数回にわたり委員，幹事と戸籍住民登録事務関係者の間に意見交換のための会議が開かれた．

(10) 矯正審議会

法務省設置法第13条　矯正審議会令（昭和24年５月31日政令第136号）

矯正審議会は，中央に中央矯正審議部会及び矯正科学審議部会が，地方には各矯正管区ごとに地方矯正審議部会が置かれており，それぞれ，従来から矯正審議会令第５条の規定による調査審議を行なつてきたが，本年６月30日に「審議会等の整理に関する法律」（昭和41年法律第98号）が公布され，当局所管の矯正審議会と保護局所管の更生保護事業審議会は，統合され新たに矯正保護審議会として発足することとなつた．これは，矯正行政が犯罪者の施設内処遇を，保護行政が施設外処遇を担当するという違いはあるが，共に犯罪者処遇という刑事政策に関するものであり，犯罪者ないしは非行者の改善更生をはかるという目的からみて極めて密接な関連を有するものであるので，従来の両審議会を発展的に解消してこれを統合し，総合的見地から矯正保護の制度の運営をはかることが，行政の能率化，簡素化をはかる上からも必要であることに基づくものである．本年間においては，これら両審議会の統合に関する各種の事務を処理した．

(11) 更生保護事業審議会

法務省設置法第13条　更生緊急保護法（昭和25年法律第203号）第11条，第15条　更生保護事業審議会令（昭和25年政令第187号）

1. 法務大臣から下記事項の諮問があり，審議の結果原案どおり答申した．（保護局総務課の記述133頁参照）

　３月24日　諮問事項　(イ) 更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

　(ロ) 更生保護会の設備及び処遇の基準並びに幹部職員の資格に関する規則の一部を改正する省令

　(ハ) 更生保護会補助金交付要領の一部を改正する通達

　９月９日　諮問事項　更生保護事業経営（財団法人善隣厚生会）の認可について
2. 「審議会等の整理に関する法律」（昭和41年法律第98号）第４条で法務省設置法（昭和22年法律第193号）の一部が改正され，矯正及び保護の分野を合わせた「矯正保護審議会」が設置されることになり，矯正審議会及び更生保護審議会は発展的解消することになつた．なお，施行期日は政令で定める．

(12) 保護司選考会

法務省設置法第13条　保護司法（昭和25年法律第204号）第5条　保護司の選考に関する規則（昭昭25年中央更生保護委員会規則第1号）

昭和41年中の選考会の開催状況は次のとおりである．

保護観察所＼区分	開催回数	選考人員 承認	選考人員 否決	保護司法第12条による解嘱
東京	9	2,887	1	－
横浜	4	1,020	－	－
浦和	5	638	1	－
千葉	4	680	－	－
水戸	4	595	－	－
宇都宮	4	501	－	－
前橋	4	692	－	－
静岡	4	924	6	－
甲府	4	334	1	－
長野	2	711	－	－
新潟	5	857	1	－
大阪	4	1,996	1	－
京都	4	648	1	－
神戸	2	944	44	－
奈良	4	473	－	－
大津	2	363	－	－
和歌山	2	490	－	－
名古屋	5	1,636	1	－
岐阜	4	760	3	－
福井	2	597	2	－
金沢	2	346	－	－
富山	2	507	－	－
広島	2	411	－	－
山口	3	857	－	－
岡山	4	559	－	－
鳥取	4	774	1	－
松江	3	257	2	1
福岡	3	427	6	－
佐賀	5	1,012	16	－
長崎	3	325	1	－
大分	5	549	2	－
熊本	3	434	5	1
鹿児島	3	650	2	－
宮崎	3	501	7	－
仙台	4	383	－	－
福島	4	548	6	－
山形	4	535	1	－
盛岡	3	378	－	－
秋田	5	423	1	－
青森	4	433	2	－
札幌	4	253	3	－
函館	4	710	4	－
旭川	5	408	－	－
釧路	6	552	－	－
高松	5	538	－	－
徳島	4	425	－	－
高知	4	346	4	－
松山	5	428	2	－
合計	185	32,212	127	2

(13) 副検事選考審査会

法務省設置法第13条　検察庁法（昭和22年4月16日法律第51号）第18条第2項　副検事選考審査会令（昭和22年6月17日政令第84号）

昭和41年中においては，5月及び6月に審査会が開かれ，43名が選考によつて副検事に任命された．

(14) 検察官特別考試審査会

法務省設置法第13条　検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）第18条第3項　検察官特別考試令（昭和25年12月11日政令第349号）

検察官特別考試は，昭和26年度より毎年1回実施され，昭和41年には3名が合格したので，累計61名が，この特別考試合格者として検事に任命された．

(15) 公証人審査会

法務省設置法第13条　公証人審査会令（昭和24年5月31日政令第138号）

1. 特別任用のための選考　公証人は，裁判官（簡易裁判所判事を除く，以下同じ．），検察官（副検事を除く，以下同じ．）又は弁護士の資格を有する者の中から法務大臣により任命されるのが通常であるが，法務大臣は法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいないか又はいても公証人としての職務を行なうことができない場合であつて，かつ，公証人の任命を心要と認めるときに限り，多年法務に携わり，裁判官，検察官又は弁護士に準ずる学識経験を有する公証人志願者の中から適任者を選出し，公証人審査会の選考を経て公証人に任命することができることとなつている．この場合，公証人審査会は，法務大臣の要求に基づき委員を招集し，審査会を開いて当該事案についてその適否を審査し，多数決により議決を行ない，その結果を法務大臣に答申し，法務大臣はその答申に基づいて任否を決する．

昭和41年中における公証人法第13条ノ2による特別任用の選考は6件であつた.

2. 身体又は精神の衰弱による職務執行能否の議決　公証人の身体又は精神の衰弱によつて公証人としての職務を遂行するのが困難な健康状態になつたときは，法務大臣は，当該公証人の意思にかかわらずその職を免ずることができるが，職務を遂行するのに困難である健康状態の判定の公正を期するため，公証人審査会の議決を経ることとされている．公証人審査会は，法務大臣の要求に基づき，委員を招集し審査会を開いて事案を審査し，議決し，その結果を法務大臣に答申する．法務大臣は，その答申に基づいて当該事案を処理する．

昭和41年中においては公証人法第15条第2項の議決による免職はなかつた.

3. 懲戒の議決　公証人が職務上の業務に違反したとき又は品位を失墜するような行為があつたときは，法務大臣は懲戒に付することができるのであるが，懲戒には，譴責，過料，停職，転属，免職の5種があり，そのうち譴責については公証人審査会の議決を経る必要はないが，他の4種については重要な懲戒処分であるので公証人審査会の議決を経ることとされている．この場合の審査会の議決答申方法は2と同様であり，法務大臣はその答申に基づいて当該事案を処理する.

昭和41年中においては公証人法第81条による懲戒処分を議案とする審査会が開かれたことはない.

(16) 土地家屋調査士試験査委員

法務省設置法第13条　土地家屋調査士試験委員令（昭和26年8月21日政令第288号）

土地家屋調査士法第5条第1項の規定に基づき，昭和41年度における土地家屋調査士試験を，8月28日全国一斉に，各法務局，地方法務局及び鹿児島地方法務局名瀬支局において行なつたが，これに先だつて，試験委員7名が任命され，第1回委員会議においては試験方法及び試験問題について審議し，第2回委員会議では試験の採点方法及び合格点の決定等に関して審議を行なつた.

Ⅲ 地方支分部局

(1) 法務局及び地方法務局

法務省設置法第13条の2　法務局及び地方法務局組織規程（昭和24年6月1日法務府令第3号）

法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域（昭和41年12月31日現在）

局名	所在地	管轄
東京	東京都中央区築地6—20—6	（注）東京以下北海道を除く都府県は名称により管轄区域の都府県名が判明するので省略する.
横浜	横浜市中区山下町113	
浦和	浦和市北浦和町5—36	
千葉	千葉市吾妻町3—63	
水戸	水戸市北見町1—4	
宇都宮	宇都宮市西2—3—36	
前橋	前橋市千代田町1—8—8	
静岡	静岡市相生町2—40	
甲府	甲府市北口1—2—19	
長野	長野市大字長野1108	
新潟	新潟市川岸町1—49	
大阪	大阪市東区谷町2—31	
京都	京都市中京区竹屋町通り柳馬場東入菊屋町250	
神戸	神戸市生田区橘通2—30	
奈良	奈良市高畑町778—1	
大津	大津市島の関2—20	
和歌山	和歌山市三番丁2—2	
名古屋	名古屋市東区葵町14—13	
津	津市丸之内殿町2083—5	
岐阜	岐阜市西野町7—22	
福井	福井市春山1—1—51	
金沢	金沢市大手町5—30	
富山	富山市西田地方町2—11—18	
広島	広島市上八丁堀3—26	
山口	山口市大字今道29—1	
岡山	岡山市南方1—3—58	
鳥取	鳥取市東町2—302	
松江	松江市母衣町50—1	
福岡	福岡市舞鶴3—9—15	
佐賀	佐賀市水ヶ江町2—10—10	
長崎	長崎市本万才町8—16	
大分	大分市城崎町2—3—21	
熊本	熊本市大江町九品寺597—47	
鹿児島	鹿児島市城山町1—17	
宮崎	宮崎市高千穂通3—264	

局名	所在地	管轄
仙台	仙台市北一番丁64	
福島	福島市御山町17	
山形	山形市緑町2—15—1	
盛岡	盛岡市内丸8—4	
秋田	秋田市手形住吉町1—1	
青森	青森市大字大野字北片岡170—2	
札幌	札幌市大通西12—4	北海道の内 札幌市　江別市　千歳市 夕張市　岩見沢市　三笠市 美唄市　芦別市　赤平市 滝川市　砂川市　歌志内市 室蘭市　小樽市　苫小牧市 札幌郡　石狩郡　厚田郡 浜益郡　千歳郡　夕張郡 樺戸郡　有珠郡　幌別郡 白老郡　虻田郡　浦河郡 沙流郡　新冠郡　静内郡 三石郡　様似郡　幌泉郡 余市郡　古平郡　積丹郡 岩内郡　古宇郡　磯谷郡 空知郡の内 北村　栗沢町　南幌町 上砂川町　奈井江町　江部乙町 勇払郡の内 早来町　追分町　穂別町 厚真町　鵡川町
函館	函館市新川町29	北海道の内 函館市　松前郡　上磯郡 亀田郡　茅部郡　山越郡 瀬棚郡　檜山郡　爾志郡 久遠郡　奥尻郡　寿都郡 島牧郡
旭川	旭川市九条通11—左3—2191	北海道の内 旭川市　名寄市　士別市 紋別市　留萠市　稚内市 深川市　上川郡　(石狩国) 雨龍郡　上川郡　(天塩国) 中川郡　(天塩国)　枝幸郡 増毛郡　留萠郡　苫前郡 宗谷郡　利尻郡　礼文郡 天塩郡 空知郡の内 上富良野町　中富良野町　富良野郡　山部町　南富良野村 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町　興部町　西興部町 雄武町
釧路	釧路市柏木町78	北海道の内 釧路市　帯広市　北見市 網走市　根室市　釧路郡 厚岸郡　川上郡　阿寒郡 白糠郡　河西郡　上川郡 (十勝国)　河東郡　中川郡 (十勝国)　十勝郡　広尾郡 足寄郡　網走郡　斜里郡 常呂郡　野付郡　標津郡 目梨郡 紋別郡の内 生田原町　遠軽町　丸瀬布町 白滝村　上湧別町　湧別町
高松	高松市寿町2—1—6	
徳島	徳島市新蔵町2—18	
高知	高知市小津町23	
松山	松山市三番町6—7—8	

(注) { 局名のうち，ゴシック体は法務局，明朝体は地方法務局である
法務局　8庁，地方法務局　41庁

法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数 (昭和41年12月31日現在)

(注)　ゴシック体は支局，——のあるものは供託事務を取扱う出張所．
( ) 内の数字は管内支局数，〔 〕内の数字は管内出張所数．
○ 内の数字は供託事務を取扱う出張所数．

法務局・地方法務局	支局及び出張所			
東京 (1) 〔36〕 ⑤	日本橋	文京	芝	台東
	墨田	品川	蒲田	大森
	世田谷	渋谷	新宿	中野
	杉並	板橋	北	練馬
	足立	江戸川	葛飾	大島
	波浮	新島	三宅島	八丈島
	中之郷	**八王子**	町田	府中
	調布	武蔵野	田無	立川
	青梅	五日市	福生	氷川
	小笠原関係戸籍事務所			
横浜 (3) 〔24〕 ⑤	神奈川	磯子	川和	戸塚
	鎌倉	藤沢	寒川	海老名
	上溝	中野	相模湖	**川崎**
	溝口	**横須賀**	浦賀	三崎
	長井	**小田原**	宮ノ下	吉浜
	松田	山北	秦野	大磯
	伊勢原	厚木	荻野	
浦和 (5) 〔32〕 ②	川口	大宮	足立	鴻巣
	上尾	菖蒲	幸手	久喜
	加須	大越	**越谷**	岩槻
	春日部	草加	吉川	**川越**
	所沢	狭山	坂戸	越生
	飯能	川島	**熊谷**	妻沼
	行田	羽生	深谷	寄居
	本庄	児玉	**東松山**	小川

法務局・地方法務局	支局及び出張所			
	秩父	大滝	小鹿野	野上
	吉田			
千葉 (7) 〔45〕 ④	八千代	市原	南総	大網
	東金	片貝	**佐倉**	八街
	印西	成田	**一宮**	白子
	茂原	長南	長者	大多喜
	勝浦	御宿	夷隅	**松戸**
	市川	船橋	柏	流山
	野田	我孫子	関宿	**木更津**
	大佐和	天羽	平川	清和
	上総	**館山**	勝山	白浜
	千倉	和田	鴨川	長狭
	八日市場	旭	飯岡	銚子
	多古	松尾	成東	蓮沼
	佐原	神崎	小見川	東庄
水戸 (6) 〔44〕 ⑤	石塚	那珂湊	堅倉	小川
	鉾田	菅谷	笠間	友部
	岩瀬	**日立**	久慈	高萩
	北茨城	大津	**太田**	大子
	金砂郷	里美	天下野	大宮
	緒川	**土浦**	阿見	石岡
	柿岡	出島	牛久	谷田部
	筑波	**竜ケ崎**	江戸崎	阿波
	取手	守谷	**麻生**	玉造
	北浦	潮来	鹿島	波崎

地方法務局・法務局	支局及び出張所
静岡（5）〔47〕④	富士宮 伊豆踏江 南伊豆 雄踏細江 福田川 掛小笠 小春野良 相良 吉原 松崎 天竜北田 浜松 浜井笠 磐水森金谷 浜町 引佐間 佐久須賀 浜岡 吉田 土肥 下田 上野 下河津 新居 三ケ日 竜川 袋井川 菊橡原 戸田
甲府（2）〔20〕①	沼形 坂部田 勝櫛長南吉 山王州延留 都 塩竜白身 丘道玉富 牧中須中 大門 市川 上野原 梨和崎穂郷月 韮増 山石
長野（9）〔52〕	柵 屋代施 小布上田 浦小臼本城尻 塩口久込本 芳木川曾 蓼湖東 信濃山坂野中田佐中松 稲荷須 豊野 牟礼 新町 松代 岡山 長久保 坂城 牧 本 南牧 和田 梓 科 町訪 中条 島 山 丸子 中塩田 軽井沢 小海 明科 豊 大
前橋（6）〔28〕①	村 玉 夜野 月 林 館輪 花輪 箕田 松井場 方 嬬 恋 原津 津川 焼 裾 大 伊勢崎 東 新田 桐生 群馬 安中 井 吉 長野原 胡 大田 沼 板倉 高崎 淵石 鬼 仁田 中之条 下 渕上 清水 島田 沼 津 伊 東 大井川 御殿場 熱海 興 津 渋川 玉村 藤枝 山島 徳 三

地方法務局・法務局	支局及び出張所
	富士見 富草 論 箕 駒ケ根 飯田 豊丘 天竜 辰野 飯島 阿智 伊那
新潟（9）〔56〕②	内野 村松 長沢 燕 中条 八与見 十日町 高浜 六日市 新井崎 柿 安 根知 外海府 松ケ崎 巻 亀田 加茂 新発田 村上 長岡 寺泊 小千谷 千手 千谷沢 湯沢 坂 川 鳥 吉 松代 下早川 両津 白根 津 川田 吉 水 猿 片 栃 小津 高浦 佐 直江津 関山 松之山 能生 真野 新津 三条 地蔵堂 葛塚 荒川郷 関原沢 竹 須原 柏崎 出雲崎 高 潟 高 糸魚川 相 小木
大阪（2）〔28〕④	北 天王寺 高槻 森 上 八尾 鳳 江戸堀 中野 池田 枚方 枚岡 美原 市 岡 吹田 豊中 守口 布施 古市 今宮 木 茨 黄 地 四条畷 堺 富田林

地方法務局・法務局	支局及び出張所
	長野 岸和田 佐野 尾崎 泉 和泉
京都（5）〔29〕	下京 左京 嵯峨 向日 辺 淀 伏見 城陽 田 穂 木津 和束 亀岡 周山 加悦 人 瑞 宮 島 上和知 宮津 岩滝 網野 間 久美浜 老 峯山 舞鶴 岡田下 東舞鶴 福知山 部 細見 綾部 下夜久野 中上林 大江 物
神戸（10）〔44〕②	兵庫 西宮 御影 芦屋 平 野 伊丹 猪名川 三 田 川 尼崎 明石 青木 垣 吉 春 網 干 篠山 柏原 家 島 福 姫路 飾磨 加古川 北 条 夢 前 阿弥陀 野 新 宮 神 崎 社 小 郡 中村 西脇 野 上 積 太子 相生 龍 穂 和田山 佐用 三 赤 崎 宮 豊岡 城崎 山 香 住 屋 本 出 鹿 大洲 村 石 村原 淡路 湯 三 一 原 柳 生 雄 都 祁 郡 理 天 本 山 瑠鳩 井 桜 富 原

地方法務局・法務局	支局及び出張所			
奈良 (3) 〔25〕 ①	**葛城**	広陵	橿原	高取
	御所	**宇陀**	榛原	曾爾
	小川	四郷	**五条**	黒滝
	下市	吉野	十津川	上野地
	天川	大塔	下北山	川上
大津 (3) 〔28〕 ③	堅田	瀬田	草津	守山
	中主	今津	高島	朽木
	水口	甲南	土山	石部
	信楽	**彦根**	出町	多賀
	愛知川	能登川	八日市	永源寺
	八幡	武佐	日野	蒲生
	長浜	伊吹	米原	速水
	浅井	木之本	西浅井	
和歌山 (4) 〔36〕 ①	海南	山東	山口	下津
	有田	湯浅	金屋	清水
	岩出	桃山	野上	美里
	妙寺	九度山	橋本	高野
	麻生津	粉河	**田辺**	栗栖川
	朝来	周参見	江住	川添
	串本	南部	龍神	**御坊**
	印南	由良	中津	川辺
	新宮	熊野川	古座	那智
	真砂	下里	本宮	九重
	古沢	有松	広路	西志賀
	新川	瀬戸	春日井	小牧
	蟹江	津島	甚目寺	弥富
	一宮	稲沢	祖父江	江南

地方法務局・法務局	支局及び出張所			
名古屋 (5) 〔45〕 ②	犬山	葉栗	**半田**	南知多
	師崎	常滑	横須賀	緒川
	岡崎	額田	福岡	安城
	知立	刈谷	碧南	西尾
	一色	吉良	足助	下山
	豊田	藤岡	**豊橋**	田原
	渥美	高師	御油	豊川
	蒲郡	**新城**	設楽	海老
	東栄	鳳来		
津 (5) 〔39〕 ①	村主	鈴鹿	一身田	亀山
	関	久居	川口	多気
	中原	**松阪**	川俣	粥見
	相可	斎宮	荻原	**上野**
	大山田	西柘植	名張	青山
	四日市	富洲原	菰野	員弁
	北勢	桑名	**伊勢**	田丸
	内城田	滝原	鵜倉	五ケ所
	鳥羽	磯部	鵜方	大王
	熊野	南輪内	五郷	鵜殿
	尾呂志	尾鷲	海山	長島
岐阜 (5) 〔42〕 ②	各務原	笠松	羽島	北方
	根尾	高富	美山	美濃
	七宗	金山	洞戸	関
	八幡	美並	白鳥	和良
	大垣	神戸	大野	揖斐川
	久瀬	高須	今尾	養老
	上石津	垂井	**御嵩**	広見

地方法務局・法務局	支局及び出張所			
	八百津	美濃加茂	川辺	白川
	多治見	土岐	瑞浪	中津川
	恵那	明智	岩村	付知
	高山	荘川	萩原	下呂
	古川	神岡	上宝	
福井 (4) 〔22〕	足羽	松岡	越廼	三国
	春江	丸岡	金津	川西
	武生	河野	朝日	織田
	今庄	鯖江	今立	池田
	大野	勝山	和泉	**敦賀**
	三方	**小浜**	上中	名田庄
	高浜	大飯		
金沢 (3) 〔34〕 ②	森本	津幡	宇ノ気	高松
	野々市	松任	金石	美川
	鶴来	白峰	鳥越	**小松**
	辰口	金野	大聖寺	山中
	動橋	**七尾**	能登部	田鶴浜
	中島	能登島	羽咋	志雄
	高浜	富来	**輪島**	門前
	剣地	穴水	鵜川	町野
	柳田	能都	飯田	松波
	大谷			
富山 (3) 〔26〕	東岩瀬	水橋	大山	大沢野
	八尾	婦中	立山	**魚津**
	黒部	舟見	入善	朝日
	滑川	上市	**高岡**	小杉
	新湊	氷見	速川	福岡

地方法務局・法務局	支局及び出張所			
	中田	戸出	**礪波**	井波
	平	城端	福野	小矢部
	福光			
広島 (6) 〔57〕 ①	海田	熊野	祇園	可部
	千代田	大朝	芸北	豊平
	加計	戸河内	廿日市	大竹
	玖島	津田	西条	志和
	高屋	大和	豊栄	**呉**
	音戸	広	倉橋	蒲刈島
	能美	黒瀬	**竹原**	安浦
	忠海	豊	木江	本郷
	尾道	三原	久井	因島
	御調	甲山	瀬戸田	**福山**
	沼隈	松永	鞆	加茂
	神辺	駅家	府中	新市
	三和	油木	神石	上下
	三次	三良坂	布野	世羅西
	吉田	高宮	白木	口和
	庄原	東城	西城	
山口 (5) 〔41〕 ⑤	小郡	阿知須	防府	徳地
	島地	大田	別府	美禰
	生雲	徳佐	**徳山**	南陽
	須々万	鹿野	平生	光
	上関	安田	**萩**	明木
	高俣	阿武	須佐	長門
	菱海	**岩国**	通津	高森
	本郷	広瀬	柳井	白木

地方法務局	支局及び出張所
松江（6）〔44〕①	瀬東原川田津隅田市穂見夫 広大頓斐大江三豊六日瑞石知 道来多雲田森福田西市 宍安仁出佐大有益中川邑西郷西ノ島 鹿次合社瓶田栄見原和江万 秋木掛大三浜弥匹日大桜都 本庄太田田横平多五十猛旭美都津和野温泉津日貫箇士海
福岡（11）〔45〕①	崎間木穂宮箱福甘筑若大善寺瀬黒小戸析豊田高木倉畑尾前川 司郷丈塚木井川女野司崎津水田老東二飯植三柳八星門黒豊垂添 西新二日市粕屋古賀前志直方周船寺山川把木隈丸田主久留米吉井大牟田川大淵西谷松巻若水椎田春香後根幡橋城田 沖縄関係戸籍事務所
鳥取（2）〔29〕	野桜吉朝良江口 中河原谷頭城郷子和名坂 美原瀬伯合髙尾東羽用河岩 岡家頭碕金雨根寺勝法港境関赤智郡吉 鹿若倉三由淀溝 篠津戸矢
岡山（7）〔50〕③	坂窓野島岡井房見山茂央田山原合野南作束甘米央原北井世勝吉久 赤牛玉玉笠芳北新津加中勝湯 戸久浦備備原陽屋西津市田米上川上苫久勝大落 瀬邑甲吉真井賀吹哲奥旭 加茂川御津前島児総倉敷掛漢梁羽佐野美作 和気 西大寺足守鴨方神島外矢有高成大鏡久
広島（6）〔44〕②	間木穂宮倉畑尾前川 箱福甘筑若大善寺瀬黒小戸析豊田 崎高木 司郷丈塚木井川女野司崎津水田 西新二日市粕屋古賀前志直方周船寺山川把木隈丸田主久留米吉井大牟田川大淵西谷松巻若水椎田春香後根幡橋城田 老東二飯植三柳八星門黒豊垂添
山口（6）〔44〕①	口下関船木宇部小野田厚狭 屋代黒井 久賀楠崎吉 府市部西吉 川副神埼多北茂安白石太良波多津唐津肥前 大和山池牛津鳥栖武雄北江嬉野楠浜 三段田津田山鹿伊万里久崎玄相知呼子 背振城代内島海川 清川東耶馬渓宇佐津 大野町下郷安心院国見森野上 久住四日市院内日田 中津長洲豊後高田天ケ瀬珠 有明田 蚊焼時津亀岳大瀬戸村 三重東長崎飯盛諫早愛野佐世保佐々相浦平戸島岐勝岐宿豆酘佐須奈 彼杵川棚国見家 島原口之津西海久月迎壱富江厳原鹿見 高来小浜早岐小値賀津吉松浦芦若鶏知 有家 生江福有川豊玉
愛媛（5）〔43〕①	崎喜多八幡浜大洲伊予宇和島吉田三間津 川之江四国中央土居新居浜西条今治上島 松山北井世久米南方中予和気 野村城田代内島川 大瀬戸村高来浜岐賀吉浦松辺知海 長浜大洲肱川野村鹿野川 内子五十崎小田中山久万 宇和島吉田三間津 津島岩松御荘城辺 西予宇和野尻 東温重信川内
高知（5）〔43〕①	南国土佐伊野佐川須崎中村宿毛土佐清水四万十 安芸奈半利田野馬路東洋町 香美山北本川 香南野市赤岡 香長土佐山田 吾川伊野春野 高岡須崎檮原 幡多中村西土佐大正 津野新町梼原 大月三原黒潮 土佐清水宿毛
福岡（11）〔45〕①	崎間木穂宮箱福甘筑若大善寺瀬黒小戸析豊田高木倉畑尾前川 司郷丈塚木井川女野司崎津水田 西新二日市粕屋古賀前志直方周船寺山川把木隈丸田主久留米吉井大牟田川大淵西谷松巻若水椎田春香後根幡橋城田 老東二飯植三柳八星門黒豊垂添
佐賀（3）〔31〕	川副大和三段田背振 神埼蓮池牛津小城 多久富士鳥栖武雄山内島 北茂安三根江北伊万里 白石有明嬉野久 太良塩田楠浜崎玄 波多津有田 唐津相知大川海 肥前呼子
長崎（7）〔40〕③	蚊焼時津亀岳大瀬戸 三重東長崎飯盛大村 彼杵川棚諫早高来浜 島原国見愛野小 口之津有家佐世保早岐 西海久月迎壱富江厳原鹿見 小値賀吉浦松辺知 宇生江福有川豊玉 相浦平戸島今勝岐宿豆酘佐須奈
大分（7）〔39〕④	鶴崎植田庄内大南 犬飼別府由布院坂ノ市 杵築日出安岐国東 臼杵佐賀関津久見野津 佐伯本匠蒲江宇目 竹田玉来長湯三重

地方法務局	支局及び出張所
熊本（8）〔45〕③	清川大野町久住中津 東耶馬渓下郷四日市長洲 宇土安心院院内豊後高田 真玉国見日田天ケ瀬珠 大山栃野森玖 町田野上 出水城山川尻大津 合志松橋小川三角 宇土玉名伊倉長洲 荒尾南関菊水御船 益城矢部七滝限庄 堅志田砥用馬見原山鹿 植木六郷限府阿蘇 内牧吉田高森小国 津留八代宮原町柿迫 日奈久芦北水俣人吉 一勝地四浦多良木湯前 免田天草赤崎富岡 牛深合津宮田高浜 河浦
鹿児島（5）〔52〕⑤	谷山吹上伊集院西之表 中種子上屋久下屋久加治木 蒲生横川栗野国分 敷根大口財部末吉 知覧笠沙枕崎加世田 川辺指宿頴娃入来 川内入来宮之城上甑

法務局・地方法務局	支局及び出張所			
	下甑	出水	阿久根	三笠
	長島	市来	**鹿屋**	垂水
	串良	高山	内之浦	大根占
	佐多	輝北	大隅	志布志
	大崎	**名瀬**	笠利	宇検
	瀬戸内	早町	喜界	亀津
	天城	伊仙	和泊	知名
	与論			
宮崎（4）〔35〕①	田野	佐土原	広瀬	高鍋
	都濃	川南	西米良	西都
	三財	高岡	本庄	**日南**
	北郷	南郷	串間	**都城**
	三股	高城	荘内	山田
	高崎	野尻	小林	高原
	加久藤	**延岡**	日向	門川
	東郷	神門	田代	北方
	北川	北浦	諸塚	椎葉
	高千穂	日之影	五カ瀬	
仙台（5）〔38〕	原町	長町	塩竈	広瀬
	岩沼	増田	吉岡	松島
	亘理	**大河原**	村田	川崎
	白石	七ケ宿	角田	丸森
	古川	松山	中新田	小野田
	宮崎	岩出山	鳴子	涌谷
	田尻	築館	高清水	金田
	岩カ崎	金成	若柳	**石巻**
	荻浜	広淵	小野	飯野川

法務局・地方法務局	支局及び出張所			
	大川	**登米**	佐沼	石森
	気仙沼	志津川	津谷	
福島（5）〔46〕①	飯坂	松川	二本松	本宮
	岩代	桑折	梁川	掛田
	保原	川俣	飯野	**相馬**
	鹿島	原町	小高	大館
	郡山	福良	三春	常葉
	小野町	**白河**	釜子	矢吹
	長沼	須賀川	石川	棚倉
	塙	竹貫	**若松**	坂下
	野沢	柳津	高田	川口
	喜多方	猪苗代	塩川	山都
	田島	大宮	只見	**平**
	四倉	小名浜	勿来	上遠野
	富岡	浪江	双葉	
山形（5）〔38〕①	蔵王	上山	柏倉門伝	山辺
	天童	出羽	楯岡	東根
	尾花沢	白鳥	**寒河江**	谷地
	左沢	海味	宮宿	**新庄**
	本合海	鮭川	金山	真室川
	向町	**米沢**	小松	糠野目
	高畠	赤湯	宮内	長井
	荒砥	小国	**鶴岡**	山添
	藤島	狩川	手向	大山
	豊浦	温海	**酒田**	松嶺
	観音寺	遊佐	余目	
	沼宮内	渋民	雫石	平館

法務局・地方法務局	支局及び出張所			
盛岡（6）〔40〕④	柴波	葛巻	**花巻**	大迫
	石鳥谷	北上	和賀	土沢
	沢内	**二戸**	浄法寺	一戸
	荒屋	久慈	野田	種市
	大野	軽米	伊保内	**遠野**
	大槌	釜石	宮守	大船渡
	世田米	高田	**宮古**	山田
	川井	岩泉	小川	**一関**
	涌津	藤沢	千厩	大東
	長坂	**水沢**	金ケ崎	前沢
	江刺	米里		
秋田（6）〔42〕③	土崎	五城目	船越	船川港
	北浦	飯田川	新屋	和田
	能代	沢目	二ツ井	森岳
	鵜川	**本荘**	岩谷	矢島
	亀田	平沢	象潟	東滝沢
	下郷	下川大内	**大館**	鷹巣
	扇田	山瀬	阿仁合	森吉
	合川	花輪	毛馬内	**横手**
	浅舞	沼館	大森	**湯沢**
	稲庭	横掘	西馬音内	増田
	大曲	角間川	角館	生保内
	六郷	刈和野	強首	横沢
	油川	蟹田	今別	野内
	小湊	野辺地	七戸	乙供
	むつ	大間	川内	**五所川原**
	原子	金木	小泊	板柳

法務局・地方法務局	支局及び出張所			
青森（4）〔35〕③	**弘崎**	西目屋	高杉	黒石
	藤崎	浪岡	平賀	尾上
	大鰐	**鰺ケ沢**	深浦	木造
	稲垣	車力	**八戸**	三戸
	剣吉	市野沢	田子	五戸
	戸来	百石	十和田	
札幌（5）〔33〕④	月寒	江別	恵庭	当別
	石狩	厚田	浜益	**岩見沢**
	美唄	芦別	滝川	砂川
	月形	由仁	夕張	長沼
	室蘭	伊達	虻田	苫小牧
	厚真	鵡川	**浦河**	様似
	幌泉	三石	静内	門別
	平取	**小樽**	余市	古平
	余別	**岩内**	神恵内	倶知安
	留寿都	蘭越		
函館（2）〔20〕①	戸井	大野	七飯	木古内
	森	南茅部	八雲	長万部
	松前	福島	瀬棚	今金
	江差	厚沢部	乙部	熊石
	大成	奥尻	**寿都**	黒松内
	磯谷	島牧		
旭川（3）〔24〕①	愛別	美瑛	比布	東旭川
	上富良野	富良野	深川	沼田
	名寄	士別	和寒	美深
	中川	滝上	紋別	興部
	技幸	浜頓別	中頓別	**留萌**

地方法務局・局	支局及び出張所
	増毛 焼尻 羽幌 稚内
	天塩 鬼脇 泊 香深
釧路	阿寒 標茶 厚岸 上土幌
(4)	帯広 足寄 清水 池田 豊頃 本別
[25]	釧路 網走 斜里 小清水 佐呂間 北見 常呂 根室 別海
③	遠軽 標津
高松	一宮 尾長 土庄 南 [23] 久万玉 観音寺 本山
(2)	大内 池田 畑 琴平 豊浜 丸亀 多度津 詫間
①	香南 香津 西 三 引田 北浦 坂 鳴門 阿南
徳島	小松島 神山 川内 日和佐 牟岐 立江 上板 吉井 羽ノ浦 海部 古牧 勝浦
(3)	桑野 脇町 半田 穴吹 馬 西祖谷山
[35]	美
②	府 井 野 敷 頭 光
	国 石 板 鷲 上浜賀 末 貞

（注） 全国の法務局・地方法務局 { 支局 / うち、供託事務を取り扱う出張所 } 240庁 / 1,800庁 / 107庁

地方法務局・局	支局及び出張所
	佐馬地 池田 辻 三野
	山城谷 川島 山瀬 中 椚
	八幡 阿波
高知	土佐 伊野 美良布 中土佐 兼津野 安芸 野根 三崎 大正
(4)	吾川 池川 本山 三長 浜 豊 永 須崎
[35]	久礼田 山田 岡 上八川
	山 泥岡 山 夫 佐川 越 国
	富 葉 仁 田 滑 夫
松山	北条 伊予 小田 八多喜 戸 新居浜 小吉 宇和島 野 村
(5)	瀬
[39]	丹原 伯方 三津 拔
④	三島 川之江 今治 城 見 田 吉 日 宇和 辺
	大洲 内子 八幡浜 条 居
	西 土 久方
	中村 毛 宿 江川崎
	川 長 泉 菊 間 大三島
	瓶 知 須 筋 見
	部 美
	砥

戸籍・住民登録事件表

（昭和42年3月31日現在）

第1表 本籍・人口・世帯数

本籍数	本籍人口	住民登録人口			住民登録世帯数
		男	女	計	
31,459,319	101,895,742	50,073,617	51,288,343	101,361,960	26,403,440

第2表 届出事件数

(1) 戸籍関係

事件の種類	本籍人届出数 受理(A)	本籍人届出数 他市町村から送付(B)	本籍人届出数 計(C)	非本籍人届出数(D)	計 (C+D=E)
1 出生	781,877	781,372	1,563,249	798,258	2,361,507
2 認知	15,839	16,969	32,808	5,389	38,197
3 養子縁組	74,446 (2)	50,715 (0)	125,161 (2)	7,850 (1)	133,011 (3)
4 養子離縁	12,898 (2)	8,565 (2)	21,463 (4)	1,216 (0)	22,679 (4)
5 婚姻	823,805 (10)	1,046,267 (7)	1,870,072 (17)	148,632 (5)	2,018,704 (22)
6 離婚	72,085 (8)	60,785 (6)	132,870 (14)	10,880 (3)	143,750 (17)
7 親権・後見・後見監督・保佐	15,741	2,545	18,286	1,794	20,080
8 死亡	467,872	221,616	689,488	223,714	913,202
9 失踪	1,726 (42)	210 (14)	1,936 (56)	219 (11)	2,155 (67)
10 復氏	3,498	2,279	5,777	239	6,016
11 姻族関係終了	905	303	1,208	248	1,456
12 相続人廃除	53 (1)	11 (0)	64 (1)	0 (0)	64 (1)
13 入籍	36,380	24,393	60,773	4,421	65,194
14 分籍	10,040	6,879	16,919	100	17,019
15 帰化	3,406	827	4,233	708	4,941
16 国籍喪失	1,525	591	2,116	25	2,141
17 氏の変更	918	174	1,092	131	1,223
18 名の変更	8,479	1,430	9,909	1,156	11,065
19 転籍	327,491	211,756	539,247	677	539,924
20 就籍	707	166	873	45	918
21 届出・申出 ①市町村長職権	114,878	973	115,851	207	116,058
21 届出・申出 ②法24条2項	46,413	378	46,791	62	46,853
21 届出・申出 ③法113条114条	4,102	1,241	5,343	397	5,740
21 届出・申出 ④法116条	1,606	857	2,463	335	2,798
21 届出・申出 ⑤計	166,999	3,449	170,448	1,001	171,449
22 その他	16,678	2,727	190,495	6,306	25,801
計	2,843,458	2,444,029	5,287,487	1,213,009	6,500,496

（注） （ ）内は，婚姻・縁組・失踪等の取消事件を示し，内数である．

(2) 住民登録関係

事項	届出数	事項	届出数
1. 転入	5,334,804	4. 国外移住	5,564
2. 転居	2,458,773		
3. 変更	759,495	5. 計	8,558,636

第3表 処理事件数

(1) 戸籍関係

1. 新戸籍編製	1,178,437(36,170)	4. 戸籍の再製補完	462,065
2. 戸籍全部消除	608,295(30,687)	5. その他	269,628
3. 違反通知	40,103	6. 計	2,558,528

(注) 1. 「その他」は，届出の催告，戸籍の記載の錯誤遺漏通知，監督局に対する許認可の申請である．
2. ( ) 内は，戸籍改製を示し，内数である．

(2) 住民登録関係

1. 記載	住民票	13,335,326	4. 違反通知		295,958
	附票	11,339,494	5. 実態調査		9,629,950
2. 消除	住民票	7,415,855	6. その他		860,207
	附票	2,867,333			
3. 通知		14,202,541	7. 計		59,512,191

(注) 「その他」は，届出の催告，許認可の申請である．

第4表 謄抄本等件数

区分	戸籍関係	住民登録関係
件数	40,378,738(2,783,469)	27,115,193(1,454,380)
金額	1,504,305,400円	1,153,077,555円

(注) 1. 謄本・抄本については，枚数をもつて件数とし，証明閲覧件数を一括して掲記した．
2. 無料の件数は，その内数として ( )内に掲記した．
3. 戸籍関係欄中，戸籍手数料令第4条第2項ただし書の証明書1,488件，595,200円を含む．
4. 住民登録関係は，住民票，戸籍の附票について一括して掲記した．

第5表 職員数

(昭和42年4月1日現在)

担当別＼経験年数	3年未満	3年以上	10年以上	計
戸籍事務担当者数	8,031 (5,920)	6,036 (4,244)	4,337 (2,758)	18,404 (12,922)
住民登録事務担当者数	10,559 (6,859)	6,841 (4,812)	3,335 (2,568)	20,735 (14,239)
計	18,590 (12,779)	12,877 (9,056)	7,672 (5,326)	39,139 (27,161)

(注) ( ) 内は，兼任者数を示し，内数である．

第6表

(1) 市区町村数

(昭和42年4月1日現在)

市	区	町	村	計
566	91	1,983	765	3,405

(2) 戸籍・住民登録事務を取扱う事務所数

本庁	支所	出張所	計
3,399 (3,396)	1,861 (1,758)	1,693 (1,053)	6,953 (6,207)

(注) 1. ( ) 内は，戸籍事務を取扱う事務所数を示し，内数である．
2. 小笠原関係戸籍事務所1を含む．

登　記　事

庁名＼種別	甲 総数 件数	甲 総数 個数	甲 総数 登録税(円)	甲 不動産登記 件数	甲 不動産登記 個数	甲 不動産登記 登録税(円)
総数	**13,985,288**	**35,118,820**	**52,393,304,793**	**12,938,601**	**35,050,598**	**43,320,939,733**
東京	1,332,566	1,937,519	9,527,936,622	1,082,215	1,929,473	5,839,094,402
横浜	614,684	1,245,943	2,166,465,677	569,714	1,244,517	1,704,713,604
千葉	511,372	1,152,613	1,507,748,319	492,070	1,152,604	1,385,185,403
水戸	437,095	1,078,051	1,366,040,334	420,824	1,076,809	1,212,123,565
宇都宮	272,435	800,443	486,305,257	262,499	799,514	437,954,441
前橋	204,544	463,461	417,717,045	194,170	463,436	369,377,510
静岡	253,397	575,386	610,552,374	236,901	575,338	558,735,527
甲府	422,198	1,125,251	1,386,460,089	395,865	1,123,767	1,203,578,706
長野	95,099	249,300	162,947,168	91,189	249,290	148,408,237
新潟	293,160	859,822	673,395,026	276,236	855,634	605,506,723
大阪	374,052	1,289,560	776,311,849	353,229	1,288,851	659,307,859
都	809,813	1,539,040	5,614,915,174	699,985	1,536,167	4,571,819,241
京都	372,157	758,744	1,224,268,566	348,030	758,547	1,119,081,536
神戸	521,682	1,185,376	2,286,943,316	481,687	1,181,026	1,781,817,626
奈良	121,838	313,402	530,594,405	116,284	313,379	508,344,080
大津	125,987	321,543	454,227,312	118,922	321,519	421,048,152
和歌山	150,195	340,972	600,663,722	141,643	339,984	560,690,933
名古屋	644,381	1,622,234	3,056,865,309	595,481	1,621,558	2,749,278,453
津	258,571	604,998	700,314,554	244,639	603,525	577,568,592
岐阜	284,696	1,009,050	673,537,210	273,168	1,009,019	616,907,449
福井	103,855	516,792	286,883,231	93,792	516,518	250,791,598
金沢	245,844	701,874	488,235,551	235,604	701,520	435,178,938
富山	175,330	706,204	399,701,456	165,667	705,909	349,947,629
広島	328,033	834,640	1,660,396,982	302,668	831,130	1,448,912,454
山口	207,860	513,669	705,876,690	192,117	511,429	541,869,876
岡山	259,085	589,075	651,965,075	245,689	588,456	537,666,831
鳥取	92,876	248,336	226,402,878	88,687	248,077	208,452,076
松江	130,012	385,837	209,132,302	124,550	384,951	190,303,656
福岡	540,358	1,400,488	2,708,369,479	500,851	1,394,713	2,488,271,589
佐賀	136,433	420,063	286,150,645	130,820	419,523	267,571,961
長崎	195,336	473,090	530,771,308	183,575	471,001	445,374,987
大分	203,344	527,681	536,514,239	192,207	526,641	499,710,754
熊本	247,714	616,009	635,500,880	237,502	615,376	600,908,126
鹿児島	259,490	630,990	630,278,256	249,907	629,993	575,184,800
宮崎	193,537	481,857	493,963,018	186,490	481,308	465,271,194
仙台	228,800	665,568	742,581,179	215,772	663,965	668,100,178
福島	263,533	1,011,090	875,752,477	249,580	1,010,119	807,405,354
山形	171,450	638,364	502,072,110	162,706	638,139	473,547,322
盛岡	177,852	617,533	407,394,485	167,895	616,599	374,999,193
秋田	176,766	603,015	496,145,739	169,261	602,925	471,510,626
青森	196,107	616,624	509,672,131	188,790	615,636	485,173,049
札幌	354,913	797,861	1,098,274,793	323,500	794,740	981,914,885
函館	67,987	163,037	186,958,562	62,323	161,554	171,914,388
旭川	125,541	288,540	352,610,176	117,132	287,477	314,455,445
釧路	132,976	340,329	417,571,817	123,838	338,942	378,366,098
高松	143,273	474,549	627,644,070	133,253	473,492	583,363,832
徳島	117,744	300,364	374,136,742	110,958	298,607	336,112,389
高知	158,619	492,816	411,344,375	151,439	491,468	379,270,242
松山	250,698	589,817	716,794,824	237,277	586,433	558,848,224

（注）1. 本表中甲号とあるのは，登記申請又は官公庁の嘱託による登記であり，乙号とあるのは，登記簿の謄本，抄本，閲覧，登記事項に変更がないこと，ある事項の登記がないこと，又は登記簿の謄記載事項に変更がないことの証明，印鑑証明等の請求件数である．

2. 不動産登記とあるのは，土地に関する登記，建物に関する登記及び立木に関する登記である．

3. 商業法人等の登記とあるのは，商業は会社の登記及びその他の商業登記（商号，未成年者，後見人及び支配人）であり，法人等は会社法人以外の法人登記，企業担保権の登記及び夫婦財産契約の登記である．

4. その他の登記とあるのは，船舶に関する登記，財団に関する登記，農業用動産抵当の登記，建設機械に関する登記及び鉱害賠償に関する登記である．

5. 個数欄は，不動産登記については土地は筆数，建物は個数，立木は集団数，その他の登記については船舶は隻数，農業用機械及び建設機械は個数，牛馬は頭数，漁船は隻数である．

件　表

（昭和41年）

甲号 商業法人等の登記 件数	甲号 商業法人等の登記 登録税(円)	甲号 その他の登記 件数	甲号 その他の登記 個数	甲号 その他の登記 登録税(円)	乙号 件数	乙号 手数料(円)
947,403	**4,841,512,907**	**99,284**	**68,222**	**4,230,852,153**	**100,098,984**	**2,301,403,500**
239,010	2,056,310,181	11,341	8,046	1,632,532,039	13,310,106	476,550,240
38,915	226,667,403	6,055	1,426	235,084,670	4,600,007	123,176,320
17,816	70,290,955	1,486	9	52,271,961	3,192,455	80,198,940
14,485	49,726,110	1,786	1,242	104,190,659	3,021,311	56,188,970
8,621	19,446,950	1,315	929	28,903,866	2,280,078	28,896,240
9,867	34,325,841	507	25	14,013,694	1,444,205	23,728,340
15,626	29,606,521	870	48	22,210,326	1,652,986	27,921,640
23,098	92,396,383	3,235	1,484	90,485,000	3,450,397	62,683,120
3,796	11,672,601	114	10	2,866,330	720,570	12,942,200
16,211	44,700,545	713	4,188	23,187,758	1,684,487	37,690,760
18,414	50,336,759	2,409	709	66,667,231	3,072,780	43,024,580
104,745	757,375,696	5,083	2,873	285,720,237	8,796,835	223,371,920
23,323	82,650,366	804	197	22,536,664	1,813,826	47,379,900
33,956	201,722,649	6,039	4,350	303,403,041	2,923,490	82,204,850
5,505	18,481,865	49	23	3,768,460	559,477	16,553,480
6,541	17,436,730	524	24	15,742,430	536,053	14,550,240
7,168	21,272,080	1,384	988	18,700,709	649,848	20,680,160
46,570	190,617,681	2,330	676	116,969,175	5,183,673	114,975,600
11,050	31,384,679	2,882	1,473	91,361,283	1,877,258	29,733,640
10,917	34,125,615	611	31	22,504,146	2,653,707	35,661,260
9,442	21,143,467	621	274	14,948,166	1,140,537	15,049,640
9,451	39,912,874	789	354	13,143,739	1,211,445	20,363,840
8,276	25,112,719	1,387	295	24,641,108	2,150,219	17,189,920
21,075	65,172,961	4,290	3,510	146,311,567	1,731,406	47,901,120
12,164	37,954,632	3,579	2,240	126,052,182	1,408,033	28,482,170
12,264	31,621,504	1,132	619	82,676,740	1,590,090	26,655,680
3,892	12,622,137	297	259	5,328,665	504,015	12,773,600
4,619	11,711,533	843	886	7,117,113	554,628	12,126,280
33,448	100,104,547	6,059	5,775	119,993,343	2,895,779	85,418,400
4,613	10,395,315	1,000	540	8,183,369	651,753	12,788,880
9,408	29,136,827	2,353	2,089	56,259,494	1,075,987	25,756,920
10,098	24,634,670	1,039	1,040	12,168,815	1,073,907	23,352,120
9,278	20,900,867	934	633	13,691,887	1,238,791	27,392,360
8,461	20,923,378	1,122	997	34,170,078	1,240,042	29,462,480
6,199	14,269,241	848	549	14,422,483	971,462	20,141,000
11,181	32,493,205	1,847	1,603	41,987,796	1,617,755	39,288,200
12,253	28,751,532	1,700	971	39,595,586	2,592,207	37,695,960
8,253	22,659,673	491	225	5,865,115	1,192,145	20,539,320
8,478	15,370,884	1,479	934	17,024,408	1,058,347	18,820,440
7,091	14,279,737	414	90	10,355,376	1,384,349	22,511,450
6,226	16,798,877	1,091	988	7,700,205	1,248,607	23,500,880
27,752	80,162,675	3,661	3,121	36,197,233	1,855,332	54,250,680
4,145	8,244,785	1,519	1,483	6,799,389	335,474	8,124,840
6,988	17,811,840	1,421	1,063	20,342,891	716,927	16,101,240
7,390	19,426,605	1,748	1,387	19,779,114	1,111,819	19,862,400
8,836	21,315,413	1,184	1,057	22,964,825	1,134,961	19,279,880
5,039	13,642,323	1,747	1,757	24,382,030	921,053	15,092,160
5,886	12,753,299	1,294	1,348	19,320,834	757,769	15,697,680
9,563	31,637,677	3,858	3,384	126,308,923	1,310,596	27,671,560

本，抄本，閲覧，登記事項に変更がないこと，ある事項の登記がないこと，又は登記簿の謄本若しくは抄本の

び支配人）であり，法人等は会社法人以外の法人登記，企業担保権の登記及び夫婦財産契約の登記である．
に関する登記及び鉱害賠償に関する登記である．
船舶は隻数，農業用機械及び建設機械は個数，牛馬は頭数，漁船は隻数である．

土地台帳及び家屋台帳事務取扱数　（その1　甲号事件関係）　（昭和41年）

区分	受理 総数 件数	受理 総数 個数	受理 旧受 件数	受理 旧受 個数	受理 新受 件数	受理 新受 個数	既済 件数	既済 個数	未済 件数	未済 個数
土地関係	2,291,846	7,940,953	1,555	72,161	2,290,291	7,868,792	2,283,717	7,832,127	8,129	108,826
第一種地成	879	3,490	-	-	879	3,490	879	3,490	-	-
第二種地成	27,884	67,345	5	119	27,879	67,226	27,884	67,345	-	-
分筆	411,555	1,467,394	229	3,198	411,326	1,464,196	410,472	1,462,089	1,083	5,305
合筆	32,606	216,440	31	3,652	32,575	212,788	30,638	202,897	1,968	13,543
地目変換	180,179	398,766	56	5,134	180,123	393,632	176,740	390,367	3,439	8,399
登録地成	10,941	93,994	-	1,079	10,941	92,915	10,892	93,261	49	733
住所氏名，名称の変更	21,254	57,516	-	2,475	21,254	55,041	21,254	57,488	-	28
登録の訂正	45,449	213,715	10	10,667	45,439	203,048	44,108	196,406	1,341	17,309
地図の訂正	7,999	34,742	3	7	7,996	34,735	7,997	34,734	2	8
国有地成	1,877	16,763	-	-	1,877	16,763	1,877	16,763	-	-
土地台帳法第43条の2第2項	1,518,901	4,458,978	1,216	2,162	1,517,685	4,456,816	1,518,689	4,458,441	212	537
その他	32,322	911,810	5	43,668	32,317	868,142	32,287	848,846	35	62,964
家屋関係	476,533	580,185	70	72	476,463	580,113	476,454	580,104	79	81
建築	158,725	161,625	21	21	158,704	161,604	158,710	161,610	15	15
増築	18,829	19,600	3	3	18,826	19,597	18,828	19,599	1	1
登録家屋成	1,137	1,217	-	-	1,137	1,217	1,137	1,217	-	-
滅失	21,006	24,050	17	17	20,989	24,033	21,002	24,046	4	4
分割	3,081	7,820	-	-	3,081	7,820	3,081	7,820	-	-
合筆	460	1,065	-	-	460	1,065	460	1,065	-	-
不登録家屋成	13	13	-	-	13	13	13	13	-	-
住所氏名，名称の変更	5,618	7,848	-	-	5,618	7,848	5,618	7,848	-	-
所在種類構造変更床面積減少	25,102	31,867	5	5	25,097	31,862	25,101	31,866	1	1
登録の訂正	25,445	27,443	2	2	25,443	27,441	25,443	27,441	2	2
家屋台帳法第22条	215,557	271,612	22	24	215,535	271,588	215,501	271,554	56	58
その他	1,560	26,025	-	-	1,560	26,025	1,560	26,025	-	-

（注）1. 第一種地成とあるのは，第二種地が第一種地に転換した場合の登録をいい，第二種地成とあるのは，その反対の場合の登録をいう．なお，第一種地とは地方税法によつて固定資産税を課する土地（私有地で第二種地に該当しないもの）をいう．第二種地とは同法によつて固定資産税を課さない土地，地方公共団体の所有地又は私有地で公用もしくは公共の用に供するもの（但し有料借地を除く．その他特に第二種地と定められた土地）をいう．（旧土地台帳法第18条，第43条の2参照）

2. 登録地成とあるのは，土地台帳に新規登録された場合をいう．（例えば国有地が譲与，売渡等によつて土地台帳の適用を受けるに至つた場合）（旧土地台帳法第18条，第43条の2参照）

3. 国有地成とあるのは第一種地，第二種地が国有地となつた場合をいう．

4. 土地台帳法第43条の2第2項とあるのは，所有権，質権又は地上権の得喪，変更の登記がなされた後に登記官が職権によつて台帳に登録した場合をいう．

5. 登録家屋成とあるのは，旧家屋台帳法の適用を受けない家屋がその適用を受けるに至つた場合の登録をいう．（例えば国有財産が払下等によつて台帳に登録を要するに至つた場合）

6. 不登録家屋成とあるのは，上記注の反対の場合をいう．

7. 家屋台帳法第22条とあるのは，所有権，質権又は地上権の得喪，変更の登記がなされた後に登記官が職権によつて台帳に登録した場合をいう．

土地台帳及び家屋台帳事務取扱数　（その2　乙号事件関係）　（昭和41年）

総数 件数	総数 手数料	土地 件数	土地 手数料	家屋 件数	家屋 手数料
2,744,177	37,476,360	2,631,738	33,529,530	112,439	3,946,830

（注）本表の乙号事件とは，土地台帳，家屋台帳の閲覧及び謄本交付関係をいう．

供託金年計表

（昭和41年4月～昭和42年3月）

局名＼項目	前年度より越高	受高 件数	受高 金額（円）	払高 件数	払高 金額（円）	現在高	利息払渡認可高 件数	利息払渡認可高 金額（円）
東京	8,858,624,113	172,318	5,374,526,623	131,368	4,475,473,663	9,757,677,073	100,081	134,358,146
横浜	1,392,795,889	34,932	864,719,192	23,920	635,766,080	1,621,749,001	16,971	17,205,097
和戸	431,823,454	10,848	386,240,341	8,712	236,284,944	581,778,851	5,669	5,544,338
千葉	415,516,508	11,400	326,599,913	7,830	193,375,776	548,740,645	5,255	5,685,866
水戸	204,909,799	4,627	154,764,018	2,679	113,135,171	246,538,646	1,642	2,850,428
宇都宮	194,008,188	4,799	148,052,243	3,799	120,926,163	221,134,268	1,917	3,203,235
前橋	200,121,786	5,220	129,552,969	4,307	109,815,729	219,859,026	2,408	3,350,181
静岡	457,485,079	6,288	369,003,476	5,671	305,079,201	521,409,354	3,445	6,667,699
甲府	116,455,500	2,480	88,705,037	1,297	51,789,805	153,370,732	806	1,996,504
長野	202,875,853	4,263	142,496,886	3,289	132,054,023	213,318,716	2,211	3,447,767
新潟	223,018,974	5,006	196,320,759	4,847	170,485,163	248,854,570	3,627	3,666,522
計	12,697,635,143	262,181	8,180,981,457	197,719	6,544,185,718	14,334,430,882	144,032	187,975,783
大阪	4,255,212,318	100,596	3,289,048,362	94,745	2,341,765,443	5,202,495,237	50,978	61,994,560
都	833,087,725	35,596	505,005,658	24,867	351,517,482	936,575,901	19,107	9,884,327
京	1,569,460,369	41,701	1,022,239,568	35,381	781,302,641	1,810,397,296	24,993	21,180,287
神戸	196,078,157	3,272	133,678,828	2,379	82,288,152	247,468,833	1,744	2,036,520
奈良	93,269,906	2,305	74,876,942	1,632	56,579,735	111,567,113	1,170	1,574,818
大津	321,619,150	6,679	195,507,735	5,109	165,895,144	351,231,741	3,474	4,163,875
和歌山	7,268,727,625	190,149	5,220,357,093	164,013	3,779,348,597	8,709,736,121	101,466	100,834,387
名古屋	1,586,645,181	41,040	1,095,580,464	34,365	961,540,904	1,720,684,741	26,059	27,599,742
津	180,163,100	2,336	136,429,249	2,476	84,200,983	232,391,366	1,276	2,107,156
岐阜	237,532,205	5,900	195,243,525	5,297	165,350,603	267,425,127	3,273	4,307,307
福井	156,380,669	2,170	82,078,906	2,109	83,917,666	154,547,909	1,500	2,428,722
金沢	173,881,024	2,421	145,871,014	2,586	126,860,598	192,891,440	1,745	2,544,525
富山	117,968,946	1,995	77,363,817	1,883	71,824,486	123,508,277	1,093	1,696,083
計	2,452,571,125	55,862	1,732,566,975	48,716	1,493,689,240	2,691,448,860	34,946	40,683,535
広島	498,313,494	12,060	332,085,552	10,446	285,137,904	545,261,142	6,217	6,876,264
山口	176,517,890	2,852	138,635,197	3,102	113,154,839	201,998,248	1,852	2,887,619
岡山	285,325,275	4,927	175,469,054	5,274	159,955,266	300,839,063	2,723	3,947,136
鳥取	83,765,156	1,664	63,400,660	1,718	53,843,660	93,322,156	1,076	937,527
松江	68,355,686	1,357	38,907,379	1,172	32,789,519	74,473,546	685	1,040,812
計	1,112,277,501	22,860	748,497,842	21,712	644,881,188	1,215,894,155	12,553	15,689,358
福岡	803,475,954	18,017	705,080,779	18,412	503,648,841	1,004,907,892	9,346	11,262,981
佐賀	74,386,784	1,354	53,149,501	1,329	43,590,430	83,945,855	775	876,166
長崎	194,866,281	4,771	202,749,852	4,952	135,065,125	262,551,008	2,211	2,835,341
大分	196,709,229	3,176	130,980,184	2,980	162,660,865	165,028,548	1,776	2,591,021
熊本	216,581,366	4,618	162,951,280	7,280	139,450,871	240,081,775	2,316	2,887,605
鹿児島	182,876,316	5,297	120,740,180	4,317	102,770,619	200,845,877	2,217	4,117,934
宮崎	140,195,915	2,278	99,726,727	2,750	79,432,266	160,490,376	1,075	1,744,725
計	1,809,091,845	39,511	1,475,378,503	42,020	1,166,619,017	2,117,851,331	19,716	26,315,773
仙台	278,638,518	5,111	315,701,158	5,480	186,640,710	407,698,966	3,363	3,969,895
福島	240,465,657	4,063	150,969,941	4,368	131,199,712	260,235,886	1,852	2,923,182
山形	111,574,308	1,876	113,711,987	1,364	81,977,869	143,308,426	981	1,805,662
盛岡	148,457,786	2,180	109,327,506	2,275	71,510,949	186,274,343	1,164	2,341,783
秋田	108,862,399	2,011	107,234,299	3,124	71,175,868	144,920,830	948	1,245,366
青森	176,813,340	3,421	158,703,776	4,672	117,172,482	218,344,634	1,247	2,466,939
計	1,064,812,008	18,662	955,648,667	21,783	659,677,590	1,360,783,085	9,555	14,752,827
札幌	548,173,967	10,417	413,383,863	8,219	399,424,251	562,133,579	5,099	9,177,929
函館	62,965,863	3,558	67,091,373	2,646	72,262,058	57,795,178	1,947	1,028,424
旭川	101,867,902	2,370	121,555,275	2,382	111,774,408	111,648,169	1,257	1,333,202
釧路	132,242,918	1,752	93,215,052	2,166	85,257,903	140,200,067	1,011	2,325,120
計	845,250,650	18,097	695,245,563	15,413	668,718,620	871,777,593	9,314	13,864,675
高松	164,369,215	2,873	108,315,839	3,560	108,789,919	163,895,135	2,451	2,850,423
徳島	121,644,218	2,237	97,095,621	2,350	73,139,546	145,600,293	1,428	1,773,616
高知	200,766,024	2,772	89,269,188	2,468	90,026,795	200,008,417	1,309	2,112,487
松山	206,647,310	3,494	134,179,651	3,540	135,078,926	205,748,035	1,869	4,571,757
計	693,426,767	11,376	428,860,299	11,918	407,035,186	715,251,880	7,057	11,308,483
合計	27,943,792,664	618,698	19,437,536,399	522,794	15,364,155,156	32,017,173,907	338,639	411,424,821

供託有価証券年計表

（昭和41年4月～昭和42年3月）

局名＼項目	前年度より越高		受高			払高			現在高		利札払渡認可件数
	枚数	券面額	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額	枚数	券面額	
		円			円			円		円	
東京	141,487	6,060,824,308	3,567	31,231	2,170,111,800	3,235	32,258	1,719,842,840	15,858	6,511,093,268	787
横浜	21,593	812,275,510	660	4,315	322,358,950	557	4,577	195,366,450	3,574	939,268,010	123
和歌山	12,342	404,899,380	437	2,847	100,610,000	304	1,883	69,966,000	2,863	435,543,380	119
千葉	11,620	343,140,370	386	1,956	96,392,250	207	1,156	50,422,370	2,668	389,110,250	245
水戸	7,989	139,459,577.50	132	699	29,198,300	136	666	19,205,520	2,188	149,452,357.50	199
都宮	9,854	97,924,408.50	228	1,002	33,110,000	145	674	27,538,701	1,700	103,495,707.50	2,392
前橋	7,008	149,202,788.50	165	488	48,765,000	92	610	35,173,486	2,009	162,794,302.50	29
静岡	10,594	341,185,677.50	428	3,199	192,645,600	343	1,673	118,231,865	2,447	415,599,412.50	1,451
甲府	2,312	51,196,350	64	417	50,050,000	86	279	14,196,700	585	87,049,650	32
長野	6,973	218,045,245	232	1,287	51,766,500	125	612	40,419,510	2,673	229,392,235	133
新潟	5,858	172,244,462.50	365	817	46,912,500	370	1,706	69,330,780	1,712	149,826,182.50	61
計	237,630	8,790,398,077.50	6,664	48,258	3,141,920,900	5,600	46,094	2,359,694,222	38,277	9,572,624,755.50	5,571
大阪	48,802	2,800,655,530	1,699	11,145	1,937,420,400	1,360	9,721	854,300,450	6,854	3,883,775,480	376
京都	9,208	346,296,592.60	204	1,643	94,625,000	199	1,543	144,210,755	1,787	296,710,837.60	183
神戸	23,034	739,897,270	538	3,015	241,387,800	410	3,427	197,197,245	4,363	784,087,825	328
奈良	3,034	60,509,610	69	376	20,274,000	42	210	8,783,030	559	72,000,580	37
大津	4,060	53,531,050	35	233	7,236,250	31	262	4,777,240	556	55,990,060	675
和歌山	4,792	113,675,527.50	243	1,284	74,422,500	221	948	32,040,820	1,517	156,057,207.50	287
計	92,930	4,114,565,580.10	2,788	17,696	2,375,365,950	2,263	16,111	1,241,309,540	15,636	5,248,621,990.10	1,886
名古屋	20,720	932,354,815	1,330	6,694	326,224,350	1,049	5,749	249,730,040	4,618	1,008,849,125	526
津	3,967	95,579,955	115	993	40,658,600	113	659	30,784,380	1,574	105,454,175	67
岐阜	5,771	112,545,315	235	1,091	57,197,250	133	589	26,708,010	1,285	143,034,555	71
福井	2,993	134,212,295	103	769	68,990,000	116	585	53,871,800	483	149,330,495	206
金沢	3,728	140,270,285	252	1,026	101,308,550	246	1,234	76,503,080	819	165,075,755	598
富山	2,575	137,160,695	99	757	24,651,000	103	1,096	37,205,710	756	124,605,985	118
計	39,754	1,552,123,360	2,134	11,330	619,029,750	1,760	9,912	474,803,020	9,535	1,696,350,090	1,586
広島	8,493	259,526,210.50	438	1,535	147,189,250	292	1,138	77,688,010	3,770	329,027,452.50	160
山口	6,559	134,238,515	173	419	38,475,000	164	613	36,022,360	2,624	136,691,155	168
岡山	5,745	155,022,305	189	986	78,831,350	92	633	29,128,640	1,814	204,725,015	128
鳥取	1,093	29,466,250	44	91	18,220,000	28	109	15,340,120	442	32,346,130	20
松江	1,951	49,311,400	33	184	22,192,000	32	210	11,327,165	935	60,176,235	69
計	23,841	627,564,682.50	877	3,215	304,907,600	668	7,703	169,506,295	9,585	762,965,987.50	545
福岡	36,258	635,360,110	880	4,015	198,411,150	684	5,043	246,141,390	7,957	587,629,870	155
佐賀	3,472	63,640,045	92	245	20,340,900	84	311	12,150,770	1,326	71,830,175	355
長崎	19,521	130,655,590	568	1,419	63,630,000	513	1,616	64,093,110	2,089	130,192,480	2,440
大分	3,917	54,620,230	157	441	41,518,150	92	319	21,776,400	1,664	74,361,980	11
熊本	7,538	142,518,622.50	434	1,074	44,826,000	142	631	29,879,500	3,378	157,465,122.50	89
鹿児島	8,532	235,850,520	608	2,203	94,685,000	337	1,060	80,513,510	5,204	250,022,010	74
宮崎	4,910	118,970,470	297	1,317	57,102,600	146	719	39,671,920	2,579	136,401,150	522
計	84,148	1,381,615,587.50	3,036	10,714	520,513,800	1,198	9,699	494,226,600	24,197	1,407,902,787.50	3,646
仙台	5,465	129,493,392.50	235	516	46,470,000	136	427	27,918,015	2,178	148,045,377.50	76
福島	4,105	100,280,070	343	847	47,864,000	263	710	26,136,450	1,637	122,007,620	367
山形	4,281	99,367,812.50	799	2,648	59,231,500	824	1,892	31,720,100	1,506	126,879,212.50	1,544
盛岡	3,942	79,528,187.50	100	358	25,203,500	58	293	16,855,477.50	1,752	87,876,210	61
秋田	4,512	67,950,465	134	190	16,185,000	76	249	12,407,660	1,813	71,727,805	36
青森	4,616	122,723,135	181	771	31,453,000	142	399	29,689,540	1,675	124,486,595	43
計	26,921	599,343,062.50	1,792	5,330	226,407,000	1,499	3,970	144,727,242.50	10,561	681,022,820	2,127
札幌	10,500	231,426,717.50	288	1,522	65,988,150	261	1,061	82,298,950	2,961	215,115,917.50	1,637
函館	1,919	33,404,457.50	82	293	12,960,000	47	217	11,399,000	710	34,965,457.50	843
旭川	4,755	53,746,915	107	164	47,340,000	38	201	8,607,000	1,601	92,679,915	168
釧路	6,968	84,863,287.50	109	205	9,371,000	53	275	15,238,040	3,309	78,995,197.50	10
計	24,142	403,641,327.50	586	2,184	135,659,150	399	1,754	117,543,990	8,581	421,756,487.50	2,658
高松	4,003	126,041,935	200	367	26,630,000	154	871	23,918,260	1,651	128,753,675	169
徳島	3,361	77,353,537.50	120	502	39,980,000	110	307	18,495,720	1,739	98,837,817.50	83
高知	2,227	75,929,917.50	85	302	16,826,000	87	265	20,913,580	1,105	71,842,337.50	35
松山	4,377	134,498,945	219	553	54,717,000	190	529	33,029,400	1,866	156,186,545	114
計	13,968	413,824,335	624	1,724	138,153,000	541	1,972	96,356,960	6,361	455,620,375	401
合計	543,334	17,883,076,012.60	18,501	100,451	7,461,957,150	14,668	92,215	5,098,167,869.50	122,733	20,246,865,293.10	18,420

（2） 矯正管区

法務省設置法第13条の6　矯正管区組織規程（昭和24年6月1日法務府令第6号）

矯正管区の名称，所在地及び管轄区域

名　　称	位　　置	管　　轄　　区　　域
東京矯正管区	東京都港区赤坂青山	東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，山梨県，長野県，新潟県
大阪矯正管区	大阪市東区法円坂町	大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，滋賀県，和歌山県
名古屋矯正管区	名古屋市中区老松町	愛知県，三重県，岐阜県，福井県，石川県，富山県
広島矯正管区	広島市吉島町	広島県，山口県，岡山県，鳥取県，島根県
福岡矯正管区	福岡市長浜	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，鹿児島県，宮崎県
仙台矯正管区	仙台市長町	宮城県，福島県，山形県，岩手県，秋田県，青森県
札幌矯正管区	札幌市苗穂町	北海道
高松矯正管区	高松市中野町	香川県，徳島県，高知県，愛媛県

（3） 地方更生保護委員会

法務省設置法第13条の9　地方更生保護委員会事務局組織規程（昭和27年8月1日法務省令第3号）

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という.）は，全国8カ所高等裁判所所在地に設置され，(1)仮出獄，仮出場の許可並びにその取消，(2)不定期刑の刑の執行終了，(3)少年院からの仮退院及び退院の許可，(4)その他法律に定められた事項を処理する権限を有し，また管下保護観察所の事務の監督に関する事務，保護司の委嘱，解嘱及び更生保護会の指導監督等の事務を掌る.

地方委員会は，法務大臣が任命する3人以上9人以下の委員で組織され，決定をもつてすべき処分は委員3人で構成する合議体で行なう.

地方委員会に事務局がおかれ，事務局は，総務部及び審査部よりなる.

地方更生保護委員会の名称，所在地及び管轄区域

名　　称	合議部の数	所　　在　　地	管轄区域
関東地方更生保護委員会	3部	東東都千代田区富士見町1—10—16	各高等裁判所の管轄区域
近畿　〃	2部	大阪市北区若松町15	
中部　〃	2部	名古屋市中区東川端町4—4	
中国　〃	2部	広島市上八丁堀2—15	
九州　〃	2部	福岡市舞鶴1—4—13	
東北　〃	2部	仙台市長町八本松3	
北海道　〃	2部	札幌市大通り西12	
四国　〃	1部	高松市中野町23—16	

地方更生保護委員会事件取扱状況

(1) 仮釈放事件等の受理及び処理人員

(昭和41年)

事件の種類 ＼ 受理・既済・未済	受理人員 総数	旧受	新受 計	新受 23歳未満	新受 23歳以上	移送	既済人員 総数	許可	棄却不許可	却下	移送	その他	未済人員	新受のうち職権によるもの	仮釈放前の仮釈放許可の決定の取消
総数	35,885	4,614	31,257	9,482	21,775	14	31,376	26,229	3,790	－	14	1,343	4,509	1	475
仮釈放 少年院仮退院	7,964	907	7,049	7,049	－	8	7,053	6,554	191	－	8	300	911	－	139
仮釈放 仮出獄	27,744	3,700	24,038	2,296	21,742	6	24,149	19,518	3,590	－	6	1,035	3,595	1	335
仮釈放 仮出場	25	－	25	2	23	－	25	17	3	－	－	5	－	－	1
仮釈放 婦人補導院仮退院	7	2	5	1	4	－	7	6	1	－	－	－	－	－	－
退院 少年院在院中	11	－	11	11	－	－	11	10	－	－	－	1	－	－	…
退院 少年院仮退院中	125	5	120	120	－	－	123	116	5	－	－	2	2	－	…
不定期刑終了 在監中	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	…
不定期刑終了 仮出獄中	9	－	9	3	6	－	8	8	－	－	－	－	1	－	…

(注) …は，当該事項が本来ありえないことを示す．

(2) 仮出獄取消事件等の受理及び処理人員

(昭和41年)

事件の種別 ＼ 受理・既済・未済	受理人員 総数	旧受	新受	既済人員 総数	理由があると認めたもの	理由がないと認めたもの	その他	未済人員
総数	3,320	54	3,266	3,287	3,149	117	21	33
戻し収容の申請(法 43 条)	77	－	77	77	69	8	－	－
仮出獄の取消(法 44 条)	1,013	23	990	1,004	922	79	3	9
婦人補導院仮退院の取消(防止法27条1項)	－	－	－	－	－	－	－	－
保護観察の停止(法42条の2 1項)	918	3	915	918	897	11	10	－
保護観察停止の解除(法42条の2 2項)	809	3	806	803	795	3	5	6
保護観察停止の取消(法42条の2 6項)	5	2	3	4	4	－	－	1
保護観察の仮解除(観察法8条1項)	494	23	471	477	458	16	3	17
保護観察仮解除の取消(観察法8条2項)	4	－	4	4	4	－	－	－

(注) 「法」とあるのは，犯罪者予防更生法を，「防止法」とあるのは，売春防止法を，「観察法」とあるのは，執行猶予者保護観察法をいう．

（4） 保護観察所

法務省設置法第13条の９第４項　保護観察所組織規程（昭和27年８月１日法務省令第４号）

保護観察所は，更生保護の分野における保護観察等の実施機関として，全国に49カ所設置されている．その主な所掌事務は，(1)保護観察の実施，(2)更生保護の措置の実施，(3)犯罪予防のための世論の啓発指導，社会環境の改善及び地域住民の犯罪予防活動の助長，(4)更生保護会の監督，(5)恩赦に関する事務等である．

保護観察所には，総務課，調査連絡課，観察課，保護課（保護課は，東京等10カ所の保護観察所のみ）がある．

以上のほか，保護観察制度の充実強化をはかるため，八王子市，沼津市，浜松市，姫路市，豊橋市，飯塚市，佐世保市，小倉市，いわき市，網走市，室蘭市，名瀬市の12カ所に保護観察所の職員を駐在させている．

保護観察所の名称，所在地及び管轄区域

名　　称	所　　在　　地	管　轄　区　域
東　京保護観察所	東京都千代田区富士見町1—10—16	各地方裁判所の管轄区域
横　浜保護観察所	横浜市中区新山下町1—1	
浦　和保護観察所	浦和市別所町2—15—6	
千　葉保護観察所	千葉市吾妻町3—65	
水　戸保護観察所	水戸市三の丸1—7—28	
宇都宮保護観察所	宇都宮市大寛町1—1—34	
前　橋保護観察所	前橋市表町1—19—16	
静　岡保護観察所	静岡市城内町1—1	
甲　府保護観察所	甲府市中央1—11—8	
長　野保護観察所	長野市旭町1108	
新　潟保護観察所	新潟市川岸町1—53—2	
大　阪保護観察所	大阪市北区若松町15	
京　都保護観察所	京都市上京区烏丸通今出川上ル岡松町225	
神　戸保護観察所	神戸市生田区橘通2—30	
奈　良保護観察所	奈良市水門町1—3	
大　津保護観察所	大津市朝日が丘1—12—7	
和歌山保護観察所	和歌山市鷺の森	
名古屋保護観察所	名古屋市中区東川端町4—4	
津　保護観察所	津市玉置町1901	
岐　阜保護観察所	岐阜市鷹見町12	
福　井保護観察所	福井市春山1—1—51	各地方裁判所の管轄区域
金　沢保護観察所	金沢市大手町8—13	
富　山保護観察所	富山市相生町５	
広　島保護観察所	広島市上八丁堀2—15	
山　口保護観察所	山口市今道42—1	
岡　山保護観察所	岡山市南方1—3—58	
鳥　取保護観察所	鳥取市西町3—201	
松　江保護観察所	松江市母衣町40—1	
福　岡保護観察所	福岡市舞鶴1—4—13	
佐　賀保護観察所	佐賀市神野町二本松737—2	
長　崎保護観察所	長崎市玉園町3—61	
大　分保護観察所	大分市中島西3—4—11	
熊　本保護観察所	熊本市本荘町227—4	
鹿児島保護観察所	鹿児島市平之町12—45	
宮　崎保護観察所	宮崎市瀬頭2—4—15	
仙　台保護観察所	仙台市大町3—60	
福　島保護観察所	福島市御山町17	
山　形保護観察所	山形市緑町1—5—64	
盛　岡保護観察所	盛岡市内丸8—10	
秋　田保護観察所	秋田市旭北栄町1—7	
青　森保護観察所	青森市大字大野字修片岡166	
札　幌保護観察所	札幌市大通り西12	
函　館保護観察所	函館市堀川町９	
旭　川保護観察所	旭川市東三条１	
釧　路保護観察所	釧路市柏木町78	
高　松保護観察所	高松市中野町23—16	
徳　島保護観察所	徳島市徳島本町2—22	
高　知保護観察所	高知市中島町152—2	
松　山保護観察所	松山市宮田町5—10	

保護司委嘱・解嘱状況

（昭和41年）

庁名＼区分	委嘱人員	解嘱人員 任期満了	死亡	辞職	その他	計
東京	2,887	172	45	100	－	317
横浜	1,020	65	22	11	－	98
浦和	637	51	10	14	－	75
千葉	680	15	18	17	－	50
水戸	595	36	8	16	－	60
宇都宮	501	25	8	10	－	43
前橋	692	82	7	28	－	117
静岡	1,013	52	18	15	－	85
甲府	334	44	7	5	－	56
長野	711	48	6	10	－	64
新潟	857	56	10	13	－	79
大阪	1,996	109	35	58	－	202
京都	648	25	17	25	－	67
神戸	1,047	44	29	30	－	103
奈良	473	23	7	3	－	33
大津	363	15	6	5	－	26
和歌山	490	21	6	15	－	42
名古屋	1,636	55	29	58	－	142
津	760	36	11	9	－	56
岐阜	597	28	12	6	－	46
福井	346	17	2	7	－	26
金沢	507	39	3	6	－	48
富山	411	24	7	7	－	38
広島	857	33	12	21	－	66
山口	559	29	7	13	－	49
岡山	680	73	17	24	－	114
鳥取	257	21	3	6	－	30
松江	427	35	10	11	－	56
福岡	1,012	76	20	46	8	150
佐賀	325	19	6	4	－	29
長崎	549	65	5	23	－	93
大分	434	50	7	16	1	74
熊本	650	36	11	11	－	58
鹿児島	501	35	18	23	－	76
宮崎	383	17	8	13	－	38
仙台	548	30	9	14	－	53
福島	535	57	13	18	－	88
山形	378	25	9	10	－	44
盛岡	422	22	10	11	－	43
秋田	433	20	15	10	－	45
青森	253	23	8	19	－	50
札幌	710	101	20	38	－	159
函館	408	53	7	18	－	78
旭川	220	50	8	21	－	79
釧路	538	33	14	24	－	71
高松	425	24	9	6	－	39
徳島	346	24	8	10	－	42
高知	428	31	6	9	－	46
松山	497	30	13	9	－	52
合計	31,976	2,094	596	869	9	3,595

（注） 委嘱人員は，再委嘱された者を含み，解嘱人員のうち任期満了は，任期満了後再委嘱された者を含まない。

保　護　観　察　事

(1) 保護観察事件の受

事件の種別	受理人員				既済人	
	総数	旧受	新受	移送	総数	保護観察終了
総数	180,629	102,470	64,542	13,617	72,815	58,586
1号観察	99,433	60,342	30,647	8,444	33,805	25,115
2号観察	18,046	10,005	6,423	1,618	7,663	5,971
3号観察	28,724	8,473	18,953	1,298	20,890	19,396
4号観察	34,419	23,649	8,513	2,257	10,451	8,098
5号観察	7	1	6	−	6	6

(注) 1. 「1号観察」は，家庭裁判所の保護処分によつて保護観察に付された者に対する保護観察である．
2. 「2号観察」は，少年院から仮退院を許されている者に対する保護観察である．
3. 「3号観察」は，刑務所から仮出獄を許されている者に対する保護観察である．
4. 「4号観察」は，刑法第25条の2第1項の規定による保護観察である．
5. 「5号観察」は，婦人補導院から仮退院を許されている者に対する保護観察である．
6. …は，当該事項が本来ありえないことを示す．

件　統　計　表

理及び処理人員(種類別)　(昭和41年)

員	年末現在保護観察中の人員	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの						所在不明のうち法第42条の2の停止
移送		総数	法第33条第4項の停止	仮解除	所在不名	入管令による身柄拘束	その他の法令による身柄拘束	
14,229	107,814	13,122	309	473	8,938	65	3,337	1,615
8,690	65,628	5,409	309	…	3,489	4	1,607	…
1,692	10,383	2,023	…	…	1,027	6	990	…
1,494	7,834	1,745	…	…	1,661	43	41	1,615
2,353	23,968	3,945	…	473	2,761	12	699	…
−	1	−	…	…	−	−	−	…

(2) 保護観察事件の受理及び処理人員（庁別）　（昭和41年）

事件の種別及び保護観察所	受理 総数	受理 旧受	受理 新受	受理 移送	既済 総数	既済 保護観察終了	既済 移送	年末現在保護観察中の人員	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの 総数	法第33条第4項の停止	仮解除	所在不明	入国管理令による身柄拘束	その他の身柄拘束	所在不明のうち法第42条の2の停止
総数	**180,629**	**102,470**	**64,542**	**13,617**	**72,815**	**58,586**	**14,229**	**107,814**	**13,122**	**309**	**473**	**8,938**	**65**	**3,337**	**1,615**
東京地方委員会管内	60,801	35,051	20,382	5,368	23,729	19,294	4,435	37,072	4,917	53	146	3,288	16	1,414	649
東京	22,975	13,755	6,844	2,376	9,086	7,498	1,588	13,889	2,256	7	33	1,470	12	734	272
横浜	8,750	5,053	2,672	1,025	3,440	2,802	638	5,310	795	13	23	561	4	194	131
和歌山	4,525	2,463	1,612	450	1,751	1,341	410	2,774	322	3	8	229	-	82	37
千葉	4,128	2,368	1,380	380	1,714	1,364	350	2,414	344	5	22	209	-	108	26
水戸	3,020	1,648	1,189	183	1,180	915	265	1,840	211	7	13	149	-	42	19
宇都宮	2,351	1,238	972	141	890	670	220	1,461	167	3	10	93	-	61	19
前橋	2,607	1,417	1,060	130	966	791	175	1,641	162	1	13	86	-	62	19
静岡	5,883	3,460	2,070	353	2,231	1,893	338	3,652	288	8	5	199	-	76	26
甲府	1,303	677	528	98	433	347	86	870	50	3	7	32	-	8	7
長野	2,673	1,500	1,050	123	991	804	187	1,682	176	3	3	139	-	31	60
新潟	2,586	1,472	1,005	109	1,047	869	178	1,539	146	-	9	121	-	16	33
近畿地方委員会管内	35,250	21,507	10,909	2,834	13,744	11,671	2,073	21,506	2,993	48	104	1,929	19	893	242
大阪	17,248	10,464	5,226	1,558	6,595	5,671	924	10,653	1,837	22	72	1,253	9	481	121
京都	4,644	2,921	1,415	308	1,946	1,616	330	2,698	150	11	5	118	-	16	31
神戸	9,758	6,042	3,129	587	3,702	3,217	485	6,056	864	5	10	469	10	370	69
奈良	1,193	675	361	157	490	367	123	703	46	-	9	34	-	3	7
大津	1,070	623	352	95	445	334	111	625	42	9	1	29	-	3	5
和歌山	1,337	782	426	129	566	466	100	771	54	1	7	26	-	20	9
中部地方委員会管内	18,548	10,381	7,009	1,158	8,073	6,574	1,499	10,475	1,212	16	56	970	14	156	215
名古屋	10,460	5,809	4,031	620	4,915	3,994	921	5,545	723	7	31	610	14	61	131
津	1,691	895	671	125	648	515	133	1,043	135	-	10	83	-	42	13
阜	2,187	1,213	788	186	923	767	156	1,264	153	1	7	129	-	16	34
福井	809	454	285	70	299	208	91	510	45	1	3	27	-	14	12
金沢	1,592	937	571	84	635	537	98	957	66	1	3	49	-	13	12
富山	1,809	1,073	663	73	653	553	100	1,156	90	6	2	72	-	10	13
中国地方委員会管内	12,689	7,056	4,870	763	5,296	4,270	1,026	7,393	664	20	23	451	1	169	74
広島	5,682	3,362	2,066	254	2,281	1,990	301	3,401	348	1	10	226	1	110	26
山口	2,246	1,273	800	173	1,038	783	255	1,208	72	9	5	47	-	11	16
岡山	2,915	1,554	1,179	182	1,116	902	214	1,799	145	6	6	114	-	19	19
鳥取	799	386	332	81	380	252	128	419	61	4	1	37	-	19	10
松江	1,047	481	493	73	481	353	128	566	38	-	1	27	-	10	3
九州地方委員会管内	23,836	12,330	10,037	1,469	9,824	7,625	2,199	14,012	1,522	88	62	1,056	41	302	219
福岡	8,380	4,409	3,418	553	3,308	2,668	640	5,072	687	12	22	504	8	141	116
佐賀	1,968	678	1,187	103	571	425	146	1,397	58	4	4	42	-	8	10
長崎	3,344	1,706	1,468	170	1,375	1,088	287	1,969	250	5	6	174	-	65	25
大分	1,809	962	702	145	843	624	219	966	127	8	3	87	-	29	10
熊本	4,532	2,656	1,660	216	2,099	1,661	438	2,433	177	27	12	113	-	25	22
鹿児島	2,327	1,185	974	168	999	714	285	1,328	129	31	8	68	6	16	23
宮崎	1,476	734	628	114	629	445	184	847	94	1	7	68	-	18	13
東北地方委員会管内	11,163	5,987	4,456	720	4,671	3,384	1,287	6,492	561	16	42	348	-	155	72
仙台	2,300	1,393	782	125	969	753	216	1,331	144	6	22	88	-	28	22
福島	2,849	1,598	1,066	185	1,165	817	348	1,684	134	3	3	84	-	44	18
山形	1,421	715	633	73	561	399	162	860	77	-	1	50	-	26	4
盛岡	1,331	665	594	72	539	409	130	792	64	3	4	41	-	16	10
秋田	1,591	799	679	113	662	429	233	929	61	-	3	34	-	24	6
青森	1,671	817	702	152	775	577	198	896	81	4	9	51	-	17	12
北海道地方委員会管内	10,664	6,072	3,759	833	4,506	3,529	977	6,158	793	18	20	583	-	172	85
札幌	5,293	3,012	1,860	421	2,123	1,733	390	3,170	459	11	10	331	-	107	37
函館	1,214	708	422	84	518	383	135	696	51	1	1	40	-	9	7
旭川	1,966	1,089	707	170	873	638	235	1,093	124	3	5	88	-	28	14
釧路	2,191	1,263	770	158	992	775	217	1,199	159	3	4	124	-	28	27
四国地方委員会管内	7,678	4,086	3,120	472	2,972	2,239	733	4,706	460	50	20	313	1	76	59
松山	1,821	884	814	123	657	526	131	1,164	107	2	4	72	1	28	20
徳島	1,780	887	794	99	667	503	164	1,113	85	5	3	60	-	17	15
高知	1,549	877	588	84	585	455	130	964	114	27	5	67	-	15	12
高松	2,528	1,438	924	166	1,063	755	308	1,465	154	16	8	114	-	16	12

(3) 申請・申報・通告・申出・上申事件

(昭和41年)

区分	総数	退院の申請	不定期刑終了の申請	仮解除の申請	家庭裁判所への通告	戻し収容の申出	保護観察停止の申請	仮出獄取消の申請		仮出獄取消の申報	仮解除取消の申報	検察官への申出	婦人補導院仮退院取消の申請	恩赦の上申
								犯罪にあたると思料されるもの	その他					
人員	2,968	123	9	476	285	78	912	473	77	431	10	10	-	63

(4) 環境調整事件の受理及び処理

(昭和41年)

区分	本人の環境調整に関し，監獄，少年院又は婦人補導院の長から身上調査書の送付を受けたもの				環境調整に関する報告を受けた事件の件数		環境調整に関する報告を受けていない事件の件数	地方委員会から委嘱を受けたもの
	受理件数			新受	2月をこえる	1月以内		
	総数	旧受	新受					
総数	51,365	5,609	45,756	46,868	36,051	6,779	4,038	1,661
少年院在院者	10,051	871	9,180	9,053	7,060	1,397	596	386
在監者	41,206	4,725	36,481	37,718	28,919	5,361	3,438	1,274
婦人補導院在院者	108	13	95	97	72	21	4	1

(5) 共助事件の処理

(昭和41年)

区分	総数	地方委員会に対する共助				家庭裁判所に対する共助			保護観察所に対する共助			家庭裁判所以外の裁判所に対する共助			検察官に対する共助	少年院に対する共助	刑務所に対する共助	婦人補導院に対する共助
		保護観察の状況報告	面接の立会	引致状の執行	その他	審判の立会	援助等	同行状又は決定の執行	帰住の援助	所在の調査	その他	成績の報告	意見の陳述	その他				
件数	67,104	202	1,668	13	802	4,159	10,232	11	5,361	28,634	1,007	11,431	12	39	829	882	146	-

(5) 入国管理事務所

法務省設置法第13条の11　入国管理事務所組織規程（昭和27年8月1日法務省令第6号）

入国管理事務所所在地　(昭和41.12.31現在)

名称	位置	管轄区域
札幌入国管理事務所	札幌市	北海道
仙台入国管理事務所	仙台市	宮城県，福島県，岩手県，青森県，山形県，秋田県
東京入国管理事務所	東京都	東京都（東京国際空港の区域を除く.），新潟県，埼玉県，群馬県，千葉県，茨城県，栃木県，山梨県，長野県
羽田入国管理事務所	東京都	東京都の内東京国際空港の区域
横浜入国管理事務所	横浜市	神奈川県，静岡県
名古屋入国管理事務所	名古屋市	愛知県，三重県，岐阜県，福井県，石川県，富山県
大阪入国管理事務所	大阪市	大阪府，京都府，奈良県，滋賀県，和歌山県，兵庫県の内伊丹市
神戸入国管理事務所	神戸市	兵庫県（伊丹市を除く.）
高松入国管理事務所	高松市	香川県，愛媛県，徳島県，高知県
広島入国管理事務所	広島市	広島県，岡山県，鳥取県，島根県，山口県の内岩国市
下関入国管理事務所	下関市	山口県（岩国市を除く.），福岡県の内北九州市，行橋市，豊前市，中間市，京都郡，築上郡及び遠賀郡
福岡入国管理事務所	福岡市	福岡県（北九州市，行橋市，豊前市，中間市，京都郡，築上郡及び遠賀郡を除く.），佐賀県，熊本県，大分県，長崎県
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	宮崎県，鹿児島県

入国管理事務所出張所所在地

（昭和41.12.31現在）

入国管理事務所	出張所	位置
札幌	釧路港	釧路市
	稚内港	稚内市
	根室港	根室市
	小樽港	小樽市
	室蘭港	室蘭市
	函館港	函館市
仙台	青森港	青森市
	釜石港	釜石市
	酒田港	酒田市
	八戸港	八戸市
東京	東京港	東京都
	立川	立川市
	千葉港	千葉市
	新潟港	新潟市
横浜	横浜港	横浜市
	横須賀港	横須賀市
	川崎港	川崎市
	清水港	清水市
名古屋	名古屋港	名古屋市
	四日市港	四日市市
	伏木富山港	高岡市
	敦賀港	敦賀市
大阪	大阪港	大阪市
	和歌山港	和歌山市
	下津港	和歌山県海草郡下津町
	舞鶴港	舞鶴市
	伊丹空港	伊丹市
神戸	神戸港	神戸市
	姫路港	姫路市
	尼崎港	尼崎市
高松	新居浜港	新居浜市
	松山港	松山市
	坂出港	坂出市
広島	広島港	広島市
	尾道港	広島県御調郡向東町
	呉港	呉市
	宇野港	玉野市
	水島港	倉敷市
	岩国空港	岩国市
	松江	松江市
下関	下関港	下関市
	宇部港	宇部市
	徳山港	徳山市
	門司港	北九州市
	小倉港	北九州市
	八幡港	北九州市
	若松港	北九州市
福岡	博多港	福岡市
	板付空港	福岡市
	三池港	大牟田市
	津久見港	津久見市
	唐津港	唐津市
	長崎港	長崎市
	佐世保港	佐世保市
	厳原港	長崎県下県郡厳原町
	三角港	熊本県宇土郡三角町
鹿児島	鹿児島港	鹿児島市
	鹿児島空港	鹿児島市
	名瀬港	名瀬市
	和泊港	鹿児島県大島郡和泊町

出入国港指定一覧表

（昭和41.12.31現在）

都道府県	港名
東京	東京
千葉	千葉
神奈川	川崎
	横浜
	横須賀
静岡	田子ノ浦
	清水
愛知	名古屋
	衣浦
	蒲郡
三重	四日市
	尾鷲
和歌山	和歌山下津
	田辺
大阪	大阪
兵庫	神戸
	尼崎
	姫路
	相生
	宇野
	水島
岡山	
広島	
	呉
	広
	松
愛媛	
香川	
徳島	
高知	
山口	
福岡	下関
	門司
	小倉
	八幡
	若松
	博多
	福岡
	大牟田
	三池
	唐津
佐賀	伊万里
	長崎
長崎	佐世保
	厳原
	比田勝
	壱岐
	福江
	奈良尾
	有川
	佐須奈
	厳原
熊本	三角
	八代
	水俣
鹿児島	鹿児島
	名瀬
	徳之島
	沖永良部
	与論
宮崎	細島
	油津
大分	佐伯
	大分
	中津
	臼杵
	津久見
島根	浜田
	境
鳥取	宮津
京都	舞鶴
福井	敦賀
石川	七尾
富山	伏木
	富山
新潟	新潟
	直江津
	両津
秋田	秋田
	船川
青森	青森
	八戸
岩手	釜石
	宮古
	大船渡
	久慈
宮城	塩釜
福島	小名浜
北海道	函館
	小樽
	留萌
	稚内
	根室
	釧路
	室蘭
	苫小牧
	函館
	室蘭
	釧路
	根室
	稚内
	小樽
	留萌

外　　局

(1) 司法試験管理委員会

国家行政組織法（昭和23年7月10日法律第120号）第3条　法務省設置法第13条の13　司法試験法（昭和24年5月31日法律第140号）　司法試験管理委員会規則第1号（昭和27年5月20日施行），同規則第2号（昭和31年2月22日施行），同規則第1号（昭和36年1月10日施行），同規則第2号（昭和36年1月10日施行）

昭和41年度の司法試験は，第1次試験が1月15日（土，祝日），第2次試験の短答式による筆記試験が5月8日(日)，同論文式による筆記試験が7月1日(金)から同5日(火)まで東京，京都，名古屋，金沢，岡山，福岡，仙台及び札幌でそれぞれ実施された．第2次試験の口述試験は，9月20日(火)から同29日(木)までの10日間，東京で実施された．

なお，昭和26年度以降の第1次試験及び第2次試験の合格者数は，次のとおりである．

年度＼合格者数	第1次試験	第2次試験	年度＼合格者数	第1次試験	第2次試験
	名	名		名	名
昭和26年	47	272	昭和34年	119	319
〃 27年	55	253	〃 35年	50	345
〃 28年	40	224	〃 36年	83	380
〃 29年	26	250	〃 37年	70	459
〃 30年	36	264	〃 38年	137	496
〃 31年	44	297	〃 39年	132	508
〃 32年	91	286	〃 40年	146	526
〃 33年	99	346	〃 41年	85	554

（2） 公安審査委員会

法務省設置法第13条の14　公安審査委員会設置法（昭和27年7月21日法律第242号）　破壊活動防止法（昭和27年7月21日法律第240号）

公安審査委員会の権限については，昭和35年版法務年鑑319頁参照．

昭和41年中には，暴力主義的破壊活動を行なつた団体に対する規制処分の請求が公安調査庁長官からないので，処理した案件はない．毎週定例の会議を開いて，内外の治安情勢及び審査関係法令の研究を行なつた．

（3） 公安調査庁

法務省設置法第13条の15　法務省組織令第53条～第69条　公安調査庁設置法（昭和27年7月21日法律第241号）　公安調査庁組織規程（昭和27年8月30日法務省令第19号）

公安調査庁の組織及び業務内容については，昭和35年版法務年鑑320頁以下並びに昭和40年版法務年鑑286頁以下参照．

なお，昭和41年中には，公安調査庁長官において，破壊的団体の規制処分の請求手続を執つたものはない．

検　察　庁

検察庁

法務省設置法第13条の12　検察庁法（昭和22年法律第61号）

1. 検察庁の組織及び職員

(1) 検察庁の組織

（イ） **検察庁の数**

（昭和41.12.31現在）

区分	最高検察庁	高等検察庁	同支部数	管内地方検察庁数	同支部数	管内区検察庁数
		東京高等検察庁		11	56	138
		大阪高等検察庁		6	27	82
		名古屋高等検察庁	1	6	25	58
		広島高等検察庁	2	5	27	63
		福岡高等検察庁	1	7	45	90
		仙台高等検察庁	1	6	31	61
		札幌高等検察庁	1	4	16	44
		高松高等検察庁		4	13	34
計	1	8	6	49	240	570

（ロ） **検察庁の名称及び所在地**

（昭和41.12.31現在）

① **最高検察庁**　東京都千代田区霞ヶ関1—1

② **高等検察庁**　（8庁）

名称	所在地
東京高等検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1-1
大阪高等検察庁	大阪市北区若松町8
名古屋高等検察庁	名古屋市中区南外堀町6-1
広島高等検察庁	広島市上八丁堀2-15
福岡高等検察庁	福岡市舞鶴3-9-1
仙台高等検察庁	仙台市良覚院丁33
札幌高等検察庁	札幌市大通西12
高松高等検察庁	高松市丸ノ内1-1

③ **高等検察庁支部**　（6庁）

名称	所在地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市大手町6-15
広島高等検察庁岡山支部	岡山市南方1-3-58
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町50
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市瀬頭町82
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市中通2-3-6
札幌高等検察庁函館支部	函館市新川町29

④ 地方検察庁　（49庁）　（昭和41.12.31現在）

高検名	名称	所在地
東京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1-1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9
	浦和地方検察庁	浦和市常盤1-8-28
	千葉地方検察庁	千葉市吾妻町3-65
	水戸地方検察庁	水戸市北見町1-1
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡町2-1-13
	前橋地方検察庁	前橋市大手町1-1-2
	静岡地方検察庁	静岡市追手町9-51
	甲府地方検察庁	甲府市中央1
	長野地方検察庁	長野市旭町1108
	新潟地方検察庁	新潟市川岸町1-49
大阪 6	大阪地方検察庁	大阪市北区若松町8
	京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下ル両御霊町82
	神戸地方検察庁	神戸市生田区橘通2-30
	奈良地方検察庁	奈良市登大路町1
	大津地方検察庁	大津市朝日が丘1-23-5
	和歌山地方検察庁	和歌山市二番丁3-1
名古屋 6	名古屋地方検察庁	名古屋市中区南外堀町6-1
	津地方検察庁	津市丸之内殿町2087-6
	岐阜地方検察庁	岐阜市美江寺町2-8
	福井地方検察庁	福井市春山1-1-51
	金沢地方検察庁	金沢市大手町6-15
	富山地方検察庁	富山市西田地方町2-9-16
広島 5	広島地方検察庁	広島市上八丁堀2-15
	山口地方検察庁	山口市今道42-1
	岡山地方検察庁	岡山市南方1-3-58
	鳥取地方検察庁	鳥取市西町3-201
	松江地方検察庁	松江市母衣町50
福岡 7	福岡地方検察庁	福岡市舞鶴3-9-1
	佐賀地方検察庁	佐賀市松原町中ノ小路77
	長崎地方検察庁	長崎市万歳町9-33
	大分地方検察庁	大分市荷揚町7-5
	熊本地方検察庁	熊本市京町1-50
	鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町13-10
	宮崎地方検察庁	宮崎市瀬頭町82
仙台 6	仙台地方検察庁	仙台市良覚院丁33
	福島地方検察庁	福島市御山町17
	山形地方検察庁	山形市緑町1-5-48
	盛岡地方検察庁	盛岡市内丸8-20
	秋田地方検察庁	秋田市中通2-3-6
	青森地方検察庁	青森市大字柳町5
札幌 4	札幌地方検察庁	札幌市大通西12
	函館地方検察庁	函館市新川町29
	旭川地方検察庁	旭川市八条6
	釧路地方検察庁	釧路市柏木町78
高松 4	高松地方検察庁	高松市丸ノ内1-1
	徳島地方検察庁	徳島市中徳島町1-1
	高知地方検察庁	高知市升形50
	松山地方検察庁	松山市一番町4-4-1

（備考）　高検名の下の数字は，管内地方検察庁の数を示す．

⑤ 地方検察庁支部　（240庁）　（昭和41.12.31現在）

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東京 1	八王子	甲	前橋 6	沼田	乙		長岡	甲
横浜 3	川崎	乙		太田	乙		柏崎	乙
	横須賀	甲		桐生	甲		六日町	乙
	小田原	甲		高崎	甲		高田	甲
	越谷	乙		中之条	乙		糸魚川	乙
浦和 4	川越	甲		富岡	甲		相川	乙
	熊谷	乙		沼津	乙	大阪 2	堺	甲
	秩父	乙	静岡 5	熱海	乙		岸和田	乙
	川越	甲		伊東	乙	京都 5	園部	乙
	越谷	乙		下田	乙		峯山	乙
	父倉	乙		浜松	甲		舞鶴	乙
	宮	甲		掛川	乙		福知山	乙
	戸	乙		藤枝	乙		伊根	乙
	津	乙		沼津	甲		尼崎	甲
	山	乙		吉原	乙		明石	乙
	場	乙		下田	乙		篠山	乙
	原	乙	甲府 2	甲府	甲		柏原	乙
	立	乙		竜王	乙		姫路	甲
	田	乙	長野 9	長野	甲		龍野	乙
	浦	乙		上田	乙		豊岡	乙
	崎	乙		飯田	乙		洲本	乙
	生	乙		諏訪	乙		葛城	乙
	妻	乙		伊那	乙	神戸 10	宇	甲
	岡	甲		木曽福島	乙		社	乙
	原	乙		松本	甲	奈良 3	奈良	甲
	木	乙		大町	乙		五條	乙
	利	甲		飯山	乙		葛城	乙
	甲	甲	新潟 9	新潟	甲		桜井	乙
	甲	乙		長岡	甲		高田	乙
	乙	乙		柏崎	乙		五條	乙
	甲	乙		新発田	乙		新宮	乙
	乙	甲		村上	乙		田辺	乙
	甲	乙		高田	甲		和歌山	甲
	甲	乙		糸魚川	乙		御坊	乙
	乙	乙		相川	乙		湯浅	乙
	甲	乙		岸園宮峯舞	乙		田辺	乙
	甲	乙		福伊尼明篠柏姫	乙		新宮	乙
	甲	乙		龍豊洲葛宇	乙		和歌山	甲
	甲	乙		社	乙		御坊	乙
	甲	乙					湯浅	乙
	甲	乙					田辺	乙
	甲	乙					新宮	乙
	甲	乙						
	甲	乙						
	甲	乙					

地検名	支部名	裁判所
青森 5	弘前	甲乙乙乙

⑥ 区検察庁　（570庁）

（昭和41.12.31現在）

地検名	区検察庁
東京 20	東京 新宿 台東 墨田 大森 渋谷 中野 豊島 東京北 足立 葛飾 江戸川 八丈島 伊豆大島 新島 八王子 立川 武蔵野 青梅 五日市
横浜 14	横浜 神奈川 横浜西 横浜南 川崎 鎌倉 藤沢 相模原 津久井 横須賀 三崎 平塚 小田原 厚木
浦和 11	浦和 川口 大宮 久喜 越谷 川越 飯能 熊谷 小川 本庄 秩父
千葉 12	千葉 佐倉 大原 千葉一宮 松戸 市川 木更津 館山 銚子 東金 八日市場 佐原
水戸 14	水戸 笠間 日立 常陸太田 大子 土浦 石岡 龍ケ崎 取下 手古 麻生 下妻 館 河 鉾田
宇都宮 10	宇都宮 今市 真岡 大田原 矢板 烏山 栃木 小山 足利 足尾
前橋 10	前橋 高崎 太田 館林 伊勢崎 桐生 沼田 中之条 藤岡 群馬富岡
静岡 11	静岡 清水 熱海 三島 沼津 下田 吉原 島田 掛川 浜松 天竜
甲府 9	甲府 韮崎 小笠原 山梨 鰍沢 都留 大月 富士吉田 上野原
長野 12	長野 飯山 屋代 上田 佐久 松本 木曾福島 大町 諏訪 岡谷 飯田 伊那
新潟 15	新潟 新津 巻 三条 新発田 村上 長岡 小千谷 十日町 柏崎 六日町 高田 直江津 糸魚川 相川
大阪 18	大阪 島 生野 東淀川 西淀川 西成 阿倍野 大阪池田 豊中 吹田 茨木 布施 枚方 堺 富田林 羽曳野 岸和田 佐野
京都 15	京都 伏見 右京 向日町 木津 宇治 園部 亀岡 京北 宮津 峯山 久美浜 舞鶴 福知山 綾部
神戸 21	神戸 灘 西宮 宝塚 伊丹 尼崎 三田 明石 篠山 柏原 姫路 加古川

地検名	区検察庁
	社 龍野 相生 山崎 豊岡 和田山 八鹿 浜坂 洲本
奈良 8	奈良 柳生 桜井 葛城 宇陀 五条 吉野 十津川
大津 9	大津 今津 水口 彦根 八日市 近江八幡 長浜 米原 木之本
和歌山 11	和歌山 海南 湯浅 妙寺 橋本 田辺 すさみ 串本 御坊 新宮 本宮
名古屋 17	名古屋 愛知中村 昭和 西枇杷島 春日井 瀬戸 津島 一宮 犬山 半田 愛知横須賀 岡崎 安城 西尾 豊田 豊橋 新城
津 12	津 鈴鹿 亀山 松阪 上野 四日市 桑名 伊勢 鳥羽 大台 熊野 尾鷲
岐阜 8	岐阜 関 八幡 大垣 御嵩 多治見 中津川 高山
福井 5	福井 武生 大野 敦賀 小浜
金沢 6	金沢 小松 七尾 羽咋 輪島 珠洲
	富山 八尾 魚津 朝日

地検名	区検察庁
富山 10	上市 高岡 氷見 礪波 城端 小矢部
広島 17	広島 安芸西条 可部 加計 千代田 大竹 呉 竹原 尾道 因島 甲山 福山 油木 府中 三次 安芸吉田 庄原
山口 16	山口 防府 美東 美祢 阿東 徳山 鹿野 萩 長門 岩国 本郷 柳井 久賀 下関 船木 宇部
岡山 14	岡山 牛窓 玉野 児島 備前 玉島 倉敷 笠岡 井原 高梁 新見 津山 美作 勝山
鳥取 8	鳥取 岩美 河原 若桜 倉吉 八橋 米子 黒坂
松江 8	松江 木次 出雲 大田 浜田 益田 川本 西郷
福岡 17	福岡 宗像 前原 甘木 飯塚 直方 久留米 小倉 井橋 折尾川 門司 八女 吉行 豊前 大牟田
佐賀 9	佐賀 白石 鳥栖 武雄 呼子 小城 伊万里 唐津

地検名	区検察庁						
長崎 13	長崎	大瀬戸	大村	諫早			
	島原	長崎小浜	佐世保	平戸			
	壱岐	福江	有川	厳原			
	上県						
大分 12	大分	別府	杵築	国東			
	中津	宇佐	豊後高田	日田			
	竹田	三重	佐伯	臼杵			
熊本 14	熊本	三角	荒尾	玉名			
	山鹿	宮地	高森	御船			
	矢部	八代	水俣	人吉			
	天草	牛深					
鹿児島 17	鹿児島	伊集院	種子島	屋久島			
	名瀬	徳之島	加治木	大口			
	大隅	知覧	加世田	指宿			
	川内	出水	甑島	鹿屋			
	大根占						
宮崎 8	宮崎	西都	日南	都城			
	小林	延岡	日向	高千穂			
仙台 9	仙台	大河原	古川	岩出山			
	築館	石巻	登米	気仙沼			
	志津川						
福島 13	福島	二本松	郡山	三春			
	白河	須賀川	棚倉	会津若松			
	喜多方	田島	平	福島富岡			
	相馬						
	山形	村山	寒河江	新庄			

地検名	区検察庁						
山形 9	米沢	赤湯	長井	鶴岡			
	酒田						
盛岡 11	盛岡	花巻	二戸	久慈			
	遠野	釜石	大船渡	宮古			
	岩泉	一関	水沢				
秋田 10	秋田	男鹿	能代	本荘			
	大館	花輪	横手	湯沢			
	大曲	角館					
青森 9	青森	蟹田	つがる	野辺地			
	五所川原	弘前	鰺ケ沢	八戸			
	十和田						
札幌 12	札幌	岩見沢	夕張	滝川			
	室蘭	伊達	苫小牧	浦河			
	静内	小樽	岩内	倶知安			
函館 8	函館	木古内	松前	森			
	八雲	瀬棚	江差	寿都			
旭川 11	旭川	深川	富良野	名寄			
	士別	紋別	中頓別	留萌			
	羽幌	稚内	天塩				
釧路 13	釧路	厚岸	帯広	十勝池田			
	本別	広尾	網走	美幌			
	斜里	北見	遠軽	根室			
	標津						
高松 8	高松	三木	大内	綾南			
	土庄	丸亀	善通寺	観音寺			
徳島 7	徳島	鳴門	阿南	牟岐			
	脇町	徳島池田	川島				
高知 8	高知	本山	赤岡	須崎			
	窪川	安芸	中村	宿毛			
松山 11	松山	久万	大洲	八幡浜			
	西条	新居浜	伊予三島	今治			
	宇和島	野村	城辺				

（注） 地検名の下の数字は，管内区検察庁の数を示す．

(2) 検査官定員沿革 （昭和19年以前は抄録）

年度 ＼ 庁名・職名	大審院検事局			控訴院検事局			地方・区裁判所検事局				合計
	総長	検事	計	検事長	検事	計	検事正	地方検事	区検事	計	
勅令158号 明治23. 8	1	5	6	7	20	27	48	125	275	443	481
勅令17号 明治27. 2	1	5	5	7	17	24	49	210	95	354	383
勅令122号 明治31. 6	1	416	－	7	－	－	49	－	－	－	473
勅令93号 明治35. 3	1	7	8	7	30	37	49	174	59	318	363
勅令79号 明治40. 3	1	7	8	7	29	36	50	201	92	343	387
勅令152号 明治43. 3	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
勅令171号 大正2. 8	1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
勅令122号 大正6. 6	1	7	8	7	22	29	51	300		441	478
勅令9号 大正8. 9	1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
勅令150号 大正12. 4	1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
勅令163号 昭和3. 7	1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
勅令280号 昭和7. 9	1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
勅令575号 昭和12. 10	1	13	14	7	37	46	51	558		609	669
勅令572号 昭和13. 8	1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
勅令564号 昭和14. 8	1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
勅令12号 昭和16. 1	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
勅令190号 昭和16. 3	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
勅令794号 昭和17. 11	1	11	14	7	41	43	51	514		565	725
勅令811号 昭和18. 11	1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
勅令15号 昭和20. 1. 15	1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
勅令319号 昭和20. 5. 21	1	11	12	7	41	48	51	546		597	657
勅令444号 昭和20. 8. 1	1	11	12	8	41	49	51	546		597	658
勅令47号 昭和21. 8. 31	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
勅令230号 昭和21. 4. 15	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
勅令295号 昭和21. 6. 1	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
勅令419号 昭和21. 8. 6	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

年度＼職名	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	計
政令 36 号 昭和 22.5. 3	1	1	8	72	777	430	1,289
政令 125 号 昭和 22.7. 5	1	1	8	72	777	430	1,289
政令 297 号 昭和22.12.27	1	1	8	73	778	430	1,291
政令 137 号 昭和 23.6.24	1	1	8	73	778	430	1,291
政令 293 号 昭和 23.9.17	1	1	8	73	778	580	1,391
法律 126 号 昭和 24.5.31	1	1	8	920		737	1,667
府令 142 号 昭和25.12.13	1	1	8	920		743	1,673
法律 81 号 昭和 26.3.31	1	1	8	920		787	1,717
法律 95 号 昭和 28.7.31	1	1	8	970		737	1,717
法律 186 号 昭和 29.6.17	1	1	8	970		737	1,717
法律 29 号 昭和 30.6.30	1	1	8	990		717	1,717
法律 48 号 昭和 31.3.31	1	1	8	90		717	1,717
法律 59 号 昭和 32.4.10	1	1	8	990		717	1,717
法律 111 号 昭和 33.5. 1	1	1	8	990		717	1,717
法律 167 号 昭和 34.7. 9	1	1	8	1,024		717	1,751
法律 162 号 昭和35.12.26	1	1	8	1,034		717	1,761
法律 111 号 昭和 36.6. 2	1	1	8	1,049		717	1,776
法律 54 号 昭和 37.3.31	1	1	8	1,049		737	1,796
法律 127 号 昭和 38.7.10	1	1	8	1,052		752	1,814
法律 182 号 昭和39.12.21	1	1	8	1,057		762	1,829
昭和40年度予算上定員 昭和40.4.1	1	1	8	1,067		762	1,839
昭和41年度予算上定員 昭和41.4.1	1	1	8	1,072		762	1,844

(3) 検察庁職員数

(昭和41.12.31現在)

職種＼検察庁別		全国検察庁 最高検	高検	地検	区検	計
検事総長	配置定員	1	−	−	−	1
	現在員	1	−	−	−	1
	欠員	−	−	−	−	−
次長検事	配置定員	1	−	−	−	1
	現在員	1	−	−	−	1
	欠員	−	−	−	−	−
検事長	配置定員	−	8	−	−	8
	現在員	−	8	−	−	8
	欠員	−	−	−	−	−
検事	配置定員	16	121	935	−	1,072
	現在員	16	112	901	−	1,029
	欠員	−	9	34	−	43
副検事	配置定員	−	−	−	762	762
	現在員	−	−	−	741	741
	欠員	−	−	−	21	21
総長秘書官	配置定員	1	−	−	−	1
	現在員	(1)	−	−	−	(1)
	欠員	1	−	−	−	1
事務官 技官 事務員	配置定員	87	489	5,902	1,823	8,301
	現在員	77	454	5,766	1,733	8,030
	欠員	10	35	136	90	271
技能員 庁務員	配置定員	14	63	588	181	846
	現在員	16	78	653	194	941
	欠員	△ 2	△ 15	△ 65	△ 13	△ 95
計	配置定員	120	681	7,425	2,766	10,992
	現在員	111	652	7,320	2,668	10,751
	欠員	9	29	105	98	241

(注) 検事総長秘書官は，併任者である．
△印は遍員．

(4) 検察官の俸給 (昭和23年法律第76号)

昭和41年12月21日法律第143号による改正 (昭和41年9月1日適用)

区分	月額
	円
検事総長	300,000
次長検事	240,000
東京高等検察庁検事長	250,000
その他の検事長	240,000

区分	号俸	月額
		昭和41年9月1日以降
検事	1号	220,000
	2号	200,000
	3号	180,000
	4号	162,000
	5号	145,000
	6号	133,000
	7号	121,000
	8号	109,000
	9号	96,100
	10号	85,100
	11号	77,200
	12号	70,500
	13号	63,900
	14号	59,300
	15号	54,600
	16号	51,600
	17号	45,800
	18号	43,100
	19号	39,300
	20号	37,100
副検事	1号	121,000
	2号	101,700
	3号	96,100
	4号	85,100
	5号	77,200
	6号	70,500
	7号	63,900
	8号	59,300
	9号	54,600
	10号	51,600
	11号	45,800
	12号	43,100
	13号	39,300
	14号	37,100
	15号	33,600
	16号	30,700

控訴院検事局

高等検察庁

年度	検察官定員	検察事件総数	定員に対する1人当り件数
		件	件
大正13年	37	2,169	49
〃 14年	37	2,001	54
昭和元年	37	2,043	55
〃 2年	37	1,091	51
〃 3年	44	1,863	42
〃 4年	44	1,579	36
〃 5年	44	1,873	43
〃 6年	44	2,041	46
〃 7年	44	2,375	54
〃 8年	44	2,438	55
〃 9年	44	2,350	53
〃 10年	44	2,348	53
〃 11年	44	2,710	62
〃 12年	46	2,548	55
〃 13年	46	1,991	43
〃 14年	46	1,384	30
〃 15年	46	1,363	30
〃 16年	46	1,266	28
〃 17年	48	2,076	43
〃 18年	48	3,603	75
〃 19年	48	5,142	107
〃 21年	42	5,245	53
〃 22年	125	12,686	101
〃 23年	126	33,446	266
〃 24年	129	46,845	363
〃 25年	129	48,665	389
〃 26年	125	55,911人	447人
〃 27年	129	37,640	291
〃 28年	129	28,742	223
〃 29年	129	24,604	191
〃 30年	129	25,282	196
〃 31年	129	24,133	187
〃 32年	129	18,263	134
〃 33年	129	15,244	118
〃 34年	129	16,281	126
〃 35年	129	18,021	140
〃 36年	129	17,907	139
〃 37年	129	18,502	144
〃 38年	129	18,590	144
〃 39年	129	17,973	139
〃 40年	129	17,958	139
〃 41年	129	17,749	138

(注) 1. 本表の検察事件総数は，上告及び控訴の事件並びに高等裁判所の特別権限に属する事件の第一審事件について計上した.

2. 高等裁判所の特別権限事件はきわめて少数につき，その捜査に関する事務はこれを除外した.

(5) 検察事件総数と検察官定員との比照累年比較

大審院検事局

最高検察庁

年度	検察官定員	検察事件総数	定員に対する1人当り件数
		件	件
大正13年	14	2,871	205
〃 14年	14	2,580	184
昭和元年	14	3,525	252
〃 2年	14	2,272	162
〃 3年	14	2,336	167
〃 4年	14	1,870	134
〃 5年	14	2,439	174
〃 6年	14	3,155	154
〃 7年	14	2,259	161
〃 8年	14	2,495	178
〃 9年	14	2,272	162
〃 10年	14	2,368	169
〃 11年	14	4,123	295
〃 12年	14	3,665	262
〃 13年	14	2,261	162
〃 14年	14	1,547	111
〃 15年	14	1,873	134
〃 16年	15	2,405	160
〃 17年	12	2,355	196
〃 18年	12	1,471	123
〃 19年	12	1,062	89
〃 21年	10	1,262	126
〃 22年	13	1,800	138
〃 23年	14	2,318	166
〃 24年	14	4,876	348
〃 25年	14	7,007	429
〃 26年	18	14,930人	829人
〃 27年	18	17,820	990
〃 28年	18	14,654	814
〃 29年	18	10,577	588
〃 30年	18	9,430	524
〃 31年	18	10,324	574
〃 32年	18	3,813	490
〃 33年	18	6,655	370
〃 34年	18	5,897	328
〃 35年	18	6,413	356
〃 36年	18	6,430	357
〃 37年	18	6,348	352
〃 38年	18	6,721	373
〃 39年	18	6,356	353
〃 40年	18	5,783	321
〃 41年	18	5,929	329

(注) 1. 本表の検察事件総数（人員）は，普通上告，特別上告及び非常上告事件並びに裁判所法施行前における大審院の特別権限に属する第一審公判事件について計上した.

2. 大審院の特別権限事件は，事件少数（大正14年，昭和7年各1件）につき，その捜査事務は除外することとした.

3. 昭和26年以降は，資料の関係上件数を被告人等の人員数によつて計上することとした.（以下の表について同じ.）

4. 昭和20年については，資料がない.（以下の表について同じ.）

地方裁判所検事局及び区裁判所検事局

地方検察庁及び区検察庁

年度	検察官定員	検察事件総数			定員に対する1人当り件数		
		捜査事務	公判事務	計	捜査事務	公判事務	計
		件	件	件	件	件	件
大正13年	523	324,921	35,973	360,894	621	69	690
〃 14年	513	365,449	37,876	403,325	712	74	786
昭和元年	513	376,054	36,723	412,777	733	72	805
〃 2年	513	379,896	38,381	418,277	741	75	816
〃 3年	578	363,458	36,071	399,529	629	62	691
〃 4年	579	400,670	38,298	438,968	692	66	758
〃 5年	579	427,092	44,450	461,542	738	77	815
〃 6年	564	440,577	44,467	484,944	781	79	860
〃 7年	570	457,284	47,441	504,725	802	83	885
〃 8年	573	509,355	50,994	560,349	889	89	978
〃 9年	590	545,360	52,865	598,555	924	90	1,014
〃 10年	590	524,358	54,783	579,141	889	93	982
〃 11年	590	505,500	58,881	564,381	857	100	957
〃 12年	609	452,025	53,518	505,543	742	88	830
〃 13年	626	411,643	47,103	458,746	658	75	733
〃 14年	655	359,954	42,744	402,698	550	56	616
〃 15年	709	399,418	47,426	446,574	565	67	632
〃 16年	742	396,100	49,198	445,298	534	66	600
〃 17年	565	369,751	46,841	416,592	654	83	737
〃 18年	550	391,855	49,010	440,865	712	89	801
〃 19年	550	386,346	44,828	431,174	702	82	784
〃 21年	616	501,952	108,468	610,420	805	176	981
〃 22年	1,081	1,140,910	206,153	1,347,063	1,055	191	1,246
〃 23年	1,197	1,710,233	232,510	1,942,743	1,249	104	1,623
〃 24年	1,524	1,915,510	202,644	2,118,154	2,257	133	1,390
〃 25年	1,455	1,969,889	200,746	2,170,635	1,354	138	1,492
〃 26年	1,501	1,123,941人	234,363人	2,358,304人	1,414人	156人	1,970人
〃 27年	1,570	1,847,889	220,286	2,068,125	1,177	140	1,317
〃 28年	1,570	2,169,943	197,955	2,367,898	1,312	126	1,508
〃 29年	1,570	2,810,067	200,953	3,011,623	1,790	128	1,918
〃 30年	1,570	3,197,565	303,336	3,500,901	2,037	193	2,230
〃 31年	1,570	3,063,731	432,841	3,496,572	1,951	276	2,227
〃 32年	1,570	3,456,349	496,293	3,925,642	2,201	299	2,500
〃 33年	1,570	3,568,252	439,698	4,007,950	2,273	280	2,553
〃 34年	1,604	3,725,284	452,642	4,177,926	2,322	282	2,604
〃 35年	1,614	4,500,922	481,174	4,984,096	2,790	298	3,088
〃 36年	1,629	5,128,071	499,021	5,627,092	3,148	306	3,454
〃 37年	1,649	6,880,871	584,597	7,465,468	4,173	355	4,528
〃 38年	1,667	7,220,350	437,627	7,657,977	4,331	263	4,594
〃 39年	1,682	7,730,126	355,394	8,085,520	4,596	212	4,808
〃 40年	1,692	8,225,749	236,421	8,462,170	4,862	140	5,002
〃 41年	1,697	7,768,148	214,814	7,982,962	4,578	127	4,705

(注) 本表の検察事件総数は，捜査事務については第一審捜査事件，公判事務については第一審及び控訴審における公判事件（即決裁判を含む.）について計上した.

2. 検　察　事　件

(1) 被疑事件受理の累年比較

（単位　人）

年度	総数	刑法犯 計	放火	賭博富籤	濱職	殺人	傷害	窃盗	強盗	詐欺	恐喝	横領	贓物犯	その他	特別法犯（準刑法犯を含む）
昭和7年～11年平均	685,124	524,142	1,714	90,942	3,214	2,718	93,753	131,262	1,393	105,718	8,995	52,818	5,571	79,984	160,942
〃 12年～16年平均	554,285	391,529	971	91,353	2,776	1,815	29,384	110,285	939	57,854	4,120	31,107	6,523	54,402	162,756
〃 17年	508,465	296,393	1,269	79,280	4,274	1,284	18,858	79,053	621	28,920	2,870	17,677	6,979	37,317	212,072
〃 18年	509,995	308,314	443	99,473	7,953	1,195	14,690	98,588	635	24,622	2,194	15,721	8,238	34,562	201,681
〃 21年	691,850	448,374	430	61,061	2,974	2,439	14,424	261,806	12,039	24,980	7,733	15,777	16,684	28,027	243,476
〃 22年	1,364,076	502,870	481	110,553	3,718	2,621	21,766	235,503	12,664	31,871	11,248	19,905	16,420	36,120	861,206
〃 23年	1,927,494	657,533	632	95,928	7,194	3,928	40,828	319,399	14,753	50,734	17,556	26,439	27,314	52,828	1,269,961
〃 24年	1,658,248	594,739	880	53,250	9,852	3,246	48,763	262,954	10,679	65,610	18,253	33,259	29,785	58,219	1,063,509
〃 25年	1,631,868	639,861	1,086	38,258	8,715	3,341	66,493	256,548	8,559	89,969	21,716	44,781	25,445	74,950	991,007
〃 26年	1,655,182	637,420	1,078	28,073	6,136	3,262	68,748	296,479	6,693	73,847	24,217	37,270	26,475	75,142	1,017,762
〃 27年	1,433,859	597,165	1,281	18,333	5,427	3,102	76,142	257,717	5,925	75,700	13,389	35,738	22,168	82,312	836,694
〃 28年	1,717,578	571,363	1,193	14,132	4,588	3,169	84,413	229,077	5,076	76,363	12,108	35,988	17,541	87,715	1,146,215
〃 29年	2,224,407	573,677	1,155	10,902	4,344	3,433	94,324	224,119	5,344	70,296	15,157	32,107	13,163	99,333	1,650,730
〃 30年	1,503,995	605,396	1,143	8,917	2,906	3,190	108,778	236,631	5,912	66,996	17,892	29,337	13,126	110,568	1,898,599
〃 31年	2,444,098	609,240	987	8,614	2,385	2,904	116,960	235,637	5,486	55,885	19,912	26,011	12,412	122,047	1,834,858
〃 32年	2,736,364	614,633	953	8,065	2,977	2,849	123,225	224,899	5,649	53,101	20,170	23,907	11,344	137,494	2,121,731
〃 33年	2,727,237	616,496	1,064	7,444	2,270	3,299	133,897	199,254	6,475	50,391	26,935	20,683	8,968	155,816	2,110,741
〃 34年	2,804,419	626,112	1,062	5,945	1,746	3,274	133,213	303,019	6,028	44,571	27,257	18,928	9,810	171,254	2,178,307
〃 35年	3,410,317	627,512	1,044	6,169	2,326	3,098	125,778	201,544	5,717	39,940	27,481	16,785	10,435	187,195	2,782,805
〃 36年	3,731,172	641,713	968	7,183	3,088	3,247	127,676	204,922	5,028	37,242	28,443	15,856	9,959	198,101	3,089,459
〃 37年	4,956,770	633,744	824	7,306	2,532	6,722	120,231	201,510	4,718	33,448	28,238	13,254	7,939	207,022	4,323,026
〃 38年	5,077,642	668,752	913	7,625	2,812	2,858	119,607	200,229	4,450	30,718	26,643	11,782	6,887	254,228	4,408,890
〃 39年	5,482,358	743,913	858	13,818	3,286	2,974	123,941	206,311	4,219	31,868	27,746	12,198	6,971	309,723	4,738,445
〃 40年	5,922,489	766,297	824	16,982	3,283	2,868	116,864	197,727	4,376	30,994	24,756	11,301	6,425	349,897	5,156,192
〃 41年	5,501,484	825,321	833	16,053	3,536	2,751	118,567	197,771	4,122	31,827	21,473	11,800	6,252	410,336	4,676,163

（注）1. この調査は，通常受理（検察庁相互間の移送，家庭裁判所からの送致又は再起にかかる事件の受理を除いたもの）にかかる被疑事件について行なつたものである．ただし，昭和23年以前においては通常受理にかかる被疑事件のみの資料がないので，検察庁相互間の移送等による受理の事件が含まれている．
2. 詐欺には，背任を含む．
3. 昭和19年及び同20年については，資料がない．(2) の表について同じ．
4. 本表中昭和40年の数字で前年版に掲げた数字と異なるものは，本年版において訂正したものである．

(2) 被疑事件の起訴の累年比較

（単位 人）

年度	総数	刑法犯 計	放火	賭博富籤	瀆職	殺人	傷害	窃盗	強盗	詐欺	恐喝	横領	贓物犯	その他	特別法犯（準刑法犯を含む）
昭和 7 年	146,845	95,225	1,026	41,197	503	1,333	8,679	19,167	918	5,494	1,332	2,125	575	12,876	51,620
〃 8 年	178,493	108,928	1,000	50,390	799	1,338	5,759	20,547	866	5,853	1,525	2,648	830	13,373	69,565
〃 9 年	181,110	123,884	967	59,546	1,567	1,154	10,947	22,352	833	6,455	1,591	3,003	918	15,001	57,226
〃 10 年	187,084	123,702	895	60,700	1,580	1,113	10,729	20,131	885	6,630	3,190	2,996	694	14,909	63,382
〃 11 年	184,296	120,493	901	59,548	1,169	1,141	10,180	20,994	818	6,728	1,487	2,706	858	13,963	63,803
〃 12 年	178,224	110,318	561	54,008	670	995	9,449	19,920	702	6,170	1,020	2,342	992	13,489	67,906
〃 13 年	154,556	110,382	517	56,666	624	904	8,177	19,597	622	5,803	808	2,557	1,346	12,761	44,174
〃 14 年	149,408	106,044	377	58,834	504	810	7,858	16,861	472	4,756	686	2,017	1,317	12,002	43,364
〃 15 年	194,005	114,301	339	67,745	1,244	726	6,363	18,671	456	4,377	624	2,012	1,476	10,279	79,704
〃 16 年	197,836	119,646	308	75,659	1,923	661	6,255	17,246	435	4,149	522	3,115	1,209	9,064	78,190
〃 17 年	187,873	101,935	397	59,819	1,499	556	5,142	18,018	355	3,789	469	1,893	1,223	8,771	85,942
〃 18 年	215,458	120,847	238	77,347	3,200	526	4,319	17,316	298	4,408	474	2,007	1,743	8,971	94,611
〃 21 年	528,573	158,748	233	44,566	1,046	1,219	4,238	76,804	6,889	8,398	2,747	3,216	3,505	5,887	99,825
〃 22 年	486,092	194,462	219	66,639	1,401	1,175	5,925	81,821	7,632	9,851	3,995	3,938	4,457	7,409	291,630
〃 23 年	662,565	238,722	258	61,568	2,913	1,783	13,116	102,846	9,337	14,276	5,897	5,676	8,427	12,823	428,843
〃 24 年	548,337	184,455	348	34,029	2,413	1,523	16,376	79,753	6,285	13,325	4,511	5,892	7,342	12,658	363,882
〃 25 年	560,924	179,860	450	25,459	1,948	1,614	25,031	68,262	5,413	16,338	4,600	8,130	5,746	16,870	831,064
〃 26 年	572,030	165,781	436	17,059	1,418	1,663	26,546	67,550	3,599	13,749	2,694	7,133	6,187	17,747	406,249
〃 27 年	539,528	165,797	542	11,956	1,424	1,578	32,366	63,156	3,014	14,560	2,778	7,216	5,342	21,865	373,731
〃 28 年	709,619	163,383	468	8,876	1,297	1,639	36,728	54,738	2,465	15,050	2,809	7,414	4,336	27,563	546,236
〃 29 年	1,054,044	181,843	490	6,548	1,545	1,898	44,264	57,392	2,589	16,362	3,816	7,198	3,454	36,292	872,196
〃 30 年	1,356,185	211,807	538	4,921	958	1,939	55,636	67,682	3,174	16,382	4,155	6,543	4,169	45,710	1,144,378
〃 31 年	1,484,855	234,534	491	4,921	898	1,826	63,250	71,927	3,922	14,962	5,421	5,858	4,495	57,563	1,250,321
〃 32 年	1,754,072	242,250	458	4,694	1,142	1,623	68,180	67,024	2,735	14,540	4,775	5,169	4,134	67,326	1,511,822
〃 33 年	1,775,220	251,055	525	4,679	733	1,739	73,085	61,892	2,816	13,761	6,344	4,079	3,510	77,892	1,524,165
〃 34 年	1,806,978	260,386	515	3,811	536	1,787	72,311	60,373	2,540	12,496	6,022	4,681	3,825	91,489	1,546,592
〃 35 年	2,244,603	263,659	507	3,945	705	1,598	69,432	57,902	2,153	11,914	6,257	4,269	4,094	100,883	1,980,944
〃 36 年	2,647,048	287,693	464	4,838	996	1,811	73,644	57,040	1,940	11,952	7,480	4,583	4,159	118,786	2,359,355
〃 37 年	3,641,829	291,805	374	5,285	1,075	1,545	72,351	51,634	1,835	10,895	7,082	3,973	2,869	132,887	3,350,024
〃 38 年	3,806,139	290,224	445	5,208	811	1,492	68,814	47,102	1,787	9,708	6,312	3,352	2,232	142,961	3,515,915
〃 39 年	4,182,684	346,001	401	10,396	1,417	1,629	73,369	45,075	1,586	10,485	6,885	3,621	2,125	189,012	3,836,683
〃 40 年	4,624,606	380,972	371	13,590	1,310	1,513	70,441	45,746	1,752	10,544	6,056	3,598	1,834	224,207	4,243,634
〃 41 年	4,315,114	413,263	389	13,468	1,365	1,467	71,425	47,294	1,646	10,402	5,478	3,595	2,049	254,685	3,901,851

（注）1. 詐欺には背任を含む.
2. 本表中昭和40年の数字で前年版に掲げた数字と異なるものは，本年版において訂正したものである.

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

罪名	受		
	総数	旧受	計
総数	**7,765,457**	**89,106**	**7,676,351**
刑法犯	**1,186,149**	**44,747**	**1,141,402**
公務執行妨害	3,319	299	3,020
騒擾	–	–	–
放火	960	71	889
失火	9,263	799	8,464
住居侵入	9,504	269	9,235
文書偽造	5,777	1,131	4,646
猥褻・姦淫・重婚 強制猥褻，同致死傷	12,643	322	12,321
猥褻・姦淫・重婚 強姦，同致死傷			
猥褻・姦淫・重婚 その他	10,022	291	9,731
賭博・富くじ	23,358	429	22,929
汚職 職権濫用	1,110	163	947
汚職 贈賄・収賄	3,479	282	3,197
殺人	3,321	236	3,085
傷害 傷害致死	474	46	428
傷害 その他	170,452	4,294	166,158
過失傷害 業務上過失	584,156	21,770	562,386
過失傷害 その他	8,561	387	8,174
窃盗	222,144	2,876	219,268
強盗 強盗致死傷・強盗強姦，同致死	2,207	54	2,153
強盗 その他	2,554	127	2,427
詐欺	41,319	5,326	35,993
恐喝	23,210	583	22,627
横領	16,104	2,117	13,987
贓物関係	7,245	251	6,994
その他の刑法犯	24,967	3,624	22,343
準刑法犯	**22,657**	**533**	**22,124**
決闘罪ニ関スル件	71	–	71
爆発物取締罰則	4	–	4
暴力行為等処罰ニ関スル法律	22,582	533	22,049
特別法犯	**255,210**	**9,065**	**246,145**
火薬類取締法	3,300	139	3,161
銃砲刀剣類所持等取締法	27,944	666	27,278
麻薬取締法	1,355	209	1,146
覚せい剤取締法	1,099	16	1,083
あへん法	1,070	9	1,061
酒税法	786	46	740
関税法	2,033	223	1,810
たばこ専売法	723	28	695
外国為替及び外国貿易管理法	738	199	539
食糧管理法	727	45	682
外国人登録法	23,664	788	22,876
出入国管理令	738	69	669
その他の特別法犯	191,033	6,628	184,405
道路交通法違反	**6,301,441**	**34,761**	**6,266,680**

（注）1. この表の罪名は，「受理」及び「未済」については事件を受理した時の被疑者の罪名により，「既済」については事件の処理が既済となつた時の被疑者の罪名により調査したものである．
2. 刑法犯の罪名区分は，おおむね，刑法第2編の章別による．ただし，「放火」及び「失火」には同法第117条及び第118条の罪を含まず，「詐欺」には，同法第247条の罪を含む．
3. 「業務上過失」は，刑法第211条前段に規定する罪である．
4. 「道路交通法違反」には，旧道路交通取締法及び同法に基づく命令の違反を含む．

(イ) 全被疑事件の罪名別 (1)

（単位 人）

理					
新受					
通常受理			検察庁間の移送	家庭裁判所から	再起
計	検察官認知受・直	司法警察員から			
5,501,484	**13,165**	**5,488,319**	**1,973,478**	**148,633**	**52,756**
825,321	**8,959**	**816,362**	**281,200**	**20,791**	**14,090**
2,716	218	2,498	235	25	44
–	–	–	–	–	–
833	20	813	33	14	9
7,149	28	7,121	1,165	7	143
7,932	91	7,841	1,144	25	134
3,907	825	3,082	577	42	120
11,280	42	11,238	413	567	61
6,303	12	6,291	3,334	14	80
16,053	58	15,995	6,547	15	314
847	711	136	99	–	1
2,689	347	2,342	501	–	7
2,751	218	2,533	137	163	34
383	41	342	21	20	4
118,184	424	117,760	42,992	926	4,056
349,952	291	349,661	190,809	16,307	5,318
4,785	33	4,752	2,508	637	244
197,771	642	197,129	19,328	1,286	883
1,905	12	1,893	68	170	10
2,217	21	2,196	80	114	16
31,827	2,324	29,503	2,916	60	1,190
21,473	125	21,348	750	269	135
11,800	759	11,041	1,728	16	443
6,252	55	6,197	684	8	50
16,312	1,662	14,650	5,131	106	794
16,977	**46**	**16,931**	**4,796**	**170**	**181**
69	–	69	2	–	–
3	–	3	1	–	–
16,905	46	16,859	4,793	170	181
178,735	**3,543**	**175,192**	**64,149**	**254**	**3,007**
2,255	31	2,224	878	–	28
19,826	53	19,773	6,999	76	377
992	11	981	145	1	8
818	–	818	248	3	14
995	2	993	66	–	–
667	558	109	51	–	22
1,682	330	1,352	96	1	31
553	134	419	120	–	22
399	1	398	139	–	1
372	4	368	306	–	4
16,552	124	16,428	5,567	18	739
527	84	443	136	2	4
133,097	2,211	130,886	49,398	153	1,757
4,480,451	**617**	**4,479,834**	**1,623,333**	**127,418**	**35,478**

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

罪名	既済 総数	既済 起訴 計	既済 起訴 公判請求	既済 起訴 略式命令請求	既済 起訴 即決裁判請求
総数	7,677,927	4,315,114	119,822	4,161,205	34,087
刑法犯	1,138,126	413,263	101,541	311,722	-
公務執行妨害	2,721	872	797	75	-
騒擾	-	-	-	-	-
放火	871	389	389	-	-
失火	8,537	3,297	36	3,261	-
住居侵入	9,361	3,067	769	2,298	-
文書偽造	4,611	884	835	49	-
猥褻・姦淫・重婚 強制猥褻，同致死傷・強姦，同致死傷	12,311	3,223	3,223	-	-
猥褻・姦淫・重婚 その他	9,865	4,170	763	3,407	-
賭博・富くじ	23,044	13,468	2,321	11,147	-
涜職 濫用	961	2	2	-	-
涜職 収賄・贈賄	3,252	1,363	986	377	-
人死傷 致死	2,756	1,467	1,467	-	-
人死傷 他の傷害	490	315	315	-	-
失火傷害 過失の上の業務過失	167,851	71,110	7,494	63,616	-
失火傷害 その他	556,664	230,217	9,201	221,016	-
窃盗	8,444	2,535	322	2,213	-
強盗	219,482	47,294	47,294	-	-
強盗 強盗・強盗傷・強盗致死傷	1,820	778	778	-	-
強盗 強盗・強盗強姦，同致死	-	-	-	-	-
強盗 その他	2,354	868	868	-	-
詐欺	36,070	10,402	10,399	3	-
恐喝	22,347	5,478	5,478	-	-
横領	14,130	3,595	3,361	234	-
賍物関係	7,191	2,049	2,049	-	-
その他の刑法犯	22,993	6,420	2,394	4,026	-
準刑法犯	21,914	6,953	2,637	4,316	-
決闘罪ニ関スル件	65	2	2	-	-
爆発物取締罰則	3	2	2	-	-
暴力行為等処罰ニ関スル法律	21,846	6,949	2,633	4,316	-
特別法犯	246,180	101,465	10,450	91,015	-
火薬類取締法	3,051	1,086	102	984	-
銃砲刀剣類所持等取締法	27,494	9,007	1,227	7,780	-
麻薬取締法	1,132	334	257	77	-
覚せい剤取締法	1,088	620	443	177	-
あへん法	1,069	33	33	-	-
酒税法	757	81	5	76	-
関税法	1,769	478	446	32	-
たばこ専売法	665	165	70	95	-
外国為替及び外国貿易管理法	632	128	37	91	-
食糧管理法	709	328	27	301	-
外国人登録法	22,898	4,801	403	4,398	-
出入国管理令	721	354	247	107	-
その他の特別法犯	184,195	84,050	7,153	76,897	-
道路交通法違反	6,271,707	3,793,433	5,194	3,754,152	34,087

(イ) 全被疑事件の罪名別 (2)

（単位 人）

罪名	済 不起訴 計	不起訴 起訴猶予	不起訴 嫌疑不十分	不起訴 その他	中止	検察庁間の移送	家庭裁判所に送致	未済
総数	588,464	525,733	35,960	26,771	36,563	1,967,214	770,572	87,530
刑法犯	225,927	179,908	28,335	17,684	10,391	288,482	200,063	47,188
公務執行妨害	1,185	898	205	82	24	368	272	294
騒擾	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	285	107	51	127	8	45	144	52
失火	3,815	2,888	693	234	112	1,155	158	727
住居侵入	3,019	2,669	219	131	59	1,204	2,012	204
文書偽造	2,581	1,288	714	579	137	686	323	1,098
猥褻・姦淫・重婚 強制猥褻，同致死傷・強姦，同致死傷	2,918	835	355	1,728	49	460	5,661	253
猥褻・姦淫・重婚 その他	1,860	1,658	150	52	40	3,415	380	163
賭博・富くじ	2,492	2,065	304	123	225	6,710	149	316
涜職 濫用	847	13	87	747	4	108	-	160
涜職 収賄・贈賄	1,346	1,100	178	68	11	528	4	231
人死傷 致死	679	185	87	407	92	156	362	191
人死傷 他の傷害	73	16	23	34	13	24	65	28
失火傷害 過失の上の業務過失	26,024	24,137	1,408	479	2,714	43,329	24,674	4,069
失火傷害 その他	78,643	63,721	12,519	2,403	3,554	195,612	48,638	26,454
窃盗	1,638	1,239	136	263	164	2,433	1,674	387
強盗	55,837	49,592	1,874	4,371	445	20,208	95,698	2,373
強盗 強盗・強盗傷・強盗致死傷	117	21	49	47	9	84	832	49
強盗 強盗・強盗強姦，同致死	299	91	102	106	14	126	1,047	51
強盗 その他	19,134	12,639	4,858	1,637	1,360	3,205	1,969	5,014
詐欺	4,458	3,398	964	96	104	1,011	11,296	493
恐喝	7,359	5,411	1,363	585	440	1,818	914	2,150
横領	2,367	2,141	184	42	40	688	2,047	197
賍物関係	8,951	2,796	1,812	3,343	769	5,109	1,744	2,234
その他の刑法犯	2,559	2,020	459	80	160	5,209	7,033	414
準刑法犯	5	5	-	-	-	1	57	-
決闘罪ニ関スル件	-	-	-	-	-	1	-	-
爆発物取締罰則	2,554	2,015	459	80	160	5,207	6,976	414
暴力行為等処罰ニ関スル法律	64,033	55,798	4,411	3,824	2,127	65,334	13,221	9,295
特別法犯	972	841	73	58	22	932	39	246
火薬類取締法	4,195	3,741	247	207	310	6,984	6,998	470
銃砲刀剣類所持等取締法	631	460	151	20	9	149	9	222
麻薬取締法	169	139	29	1	6	264	29	13
覚せい剤取締法	967	933	33	1	1	68	-	1
あへん法	609	56	20	533	13	54	-	27
酒税法	1,116	136	43	937	39	110	26	251
関税法	285	56	6	223	10	177	28	58
たばこ専売法	376	350	15	11	4	114	10	125
外国為替及び外国貿易管理法	118	111	4	3	1	257	5	18
食糧管理法	8,964	8,615	80	269	669	5,704	2,760	789
外国人登録法	126	98	15	13	4	152	85	16
出入国管理令	45,505	40,262	3,695	1,548	1,039	50,369	3,232	7,059
その他の特別法犯	295,945	288,007	2,755	5,183	23,885	1,608,189	550,255	30,633
道路交通法違反								

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

最高検，高検及び地検管内	受理			既済			
	総数	旧受	新受	総数	起訴		
					計	公判請求	略式命令請求
総数	1,464,016	54,345	1,409,671	1,406,220	521,681	114,628	407,053
最高検	27	－	27	27	－	－	－
東京高検管内	549,990	24,944	525,046	522,998	181,748	39,250	142,498
東京（高）	8	－	8	8	－	－	－
東京	237,617	14,029	223,588	224,082	74,068	17,753	56,315
横浜	81,744	3,985	77,759	76,436	28,388	6,187	22,201
浦和	36,682	1,361	35,321	34,538	11,693	1,991	9,702
千葉	36,035	1,665	34,370	33,513	12,045	2,195	9,850
水戸	24,093	454	23,639	23,458	8,817	1,664	7,153
宇都宮	16,470	243	16,227	16,389	6,292	1,339	4,953
前橋	23,342	494	22,848	22,958	7,269	1,520	5,749
静岡	35,898	699	35,199	35,138	14,176	3,029	11,147
甲府	9,218	481	8,737	8,751	2,808	720	2,088
長野	23,099	85	23,014	23,042	7,936	1,256	6,680
新潟	25,784	1,448	24,336	24,685	8,256	1,596	6,660
大阪高検管内	273,245	13,675	259,570	255,653	103,307	25,829	77,478
大阪（高）	2	－	2	2	－	－	－
大阪	128,431	8,074	120,357	119,604	46,455	12,666	33,789
京都	39,290	3,072	36,218	36,282	15,007	3,016	11,991
神戸	73,369	1,991	71,378	69,030	29,587	7,519	22,068
奈良	8,161	245	7,916	7,361	2,557	722	1,835
大津	10,713	88	10,625	10,485	4,500	819	3,681
和歌山	13,279	205	13,074	12,889	5,201	1,087	4,114
名古屋高検管内	148,733	2,068	146,665	145,616	53,957	9,750	44,207
名古屋（高）	10	－	10	7	－	－	－
名古屋	83,850	1,289	82,561	81,605	28,871	5,399	23,472
津	15,343	44	15,299	15,100	5,611	1,118	4,493
岐阜	15,121	247	14,874	14,872	6,135	1,111	5,024
福井	9,656	152	9,504	9,495	3,484	682	2,802
金沢	10,630	66	10,564	10,560	4,786	805	3,981
富山	14,123	270	13,853	13,977	5,070	635	4,435

(ロ) 全被疑事件（道路交通法違反を除く）の検察庁管内別 (1)　（単位　人）

済							未済
不起訴				中止	検察庁間の移送	家庭裁判所に送致	
計	起訴猶予	嫌疑不十分	その他				
292,519	237,726	33,205	21,588	12,678	359,025	220,317	56,897
－	－	－	－	－	27	－	－
112,500	93,675	11,768	7,057	4,702	148,982	75,066	26,877
－	－	－	－	－	8	－	－
61,784	53,746	4,998	3,040	2,676	56,658	28,896	13,506
15,168	12,666	1,234	1,268	585	21,074	11,221	5,304
6,247	4,996	820	431	263	10,771	5,564	2,140
5,357	4,029	944	384	280	11,126	4,705	2,513
3,344	2,312	781	251	142	7,464	3,691	625
2,537	1,791	384	362	67	4,456	3,037	81
4,224	3,259	676	289	89	6,753	4,623	369
4,585	3,642	602	341	233	11,717	4,427	733
1,610	1,088	377	145	74	2,937	1,322	466
3,503	2,908	356	239	93	8,300	3,210	45
4,141	3,238	596	307	200	7,718	4,370	1,095
51,223	43,748	4,665	2,810	2,175	59,670	39,278	17,289
－	－	－	－	－	2	－	－
25,399	21,894	2,292	1,213	1,084	29,748	16,918	8,590
6,879	5,771	744	364	261	6,923	7,212	3,003
12,130	10,408	1,004	718	569	16,679	10,065	4,319
1,622	1,147	324	151	87	1,895	1,200	788
2,011	1,776	107	128	73	2,117	1,784	223
3,182	2,752	194	236	101	2,306	2,099	366
26,796	21,965	3,338	1,493	1,389	43,052	20,422	3,082
－	－	－	－	－	7	－	3
13,703	11,333	1,720	650	881	27,906	10,244	2,247
3,347	2,584	523	240	227	3,605	2,310	236
3,836	3,248	397	191	137	2,341	2,423	240
2,050	1,755	185	110	49	2,414	1,498	147
1,634	1,303	235	96	51	2,292	1,797	67
2,226	1,742	278	206	44	4,487	2,150	145

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

最高検，高検及び地検管内	受理			既済			
	総数	旧受	新受	総数	起訴		
					計	公判請求	略式命令請求
広島高検管内	**97,253**	**470**	**96,783**	**96,975**	**41,648**	**8,177**	**33,471**
広島（高）	－	－	－	－	－	－	－
広島	37,262	125	37,137	37,160	16,607	2,782	13,825
山口	21,737	220	21,517	21,683	8,626	2,016	6,610
岡山	23,768	49	23,719	23,702	10,629	2,291	8,338
鳥取	7,008	43	6,965	6,972	2,912	701	2,211
松江	7,478	33	7,445	7,458	2,874	387	2,487
福岡高検管内	**157,817**	**6,122**	**151,695**	**154,252**	**57,216**	**13,679**	**43,537**
福岡（高）	10	－	10	10	－	－	－
福岡	63,023	3,582	59,441	61,006	22,056	5,809	16,247
佐賀	9,877	151	9,726	9,808	3,590	747	2,843
長崎	21,198	909	20,289	20,285	7,777	1,599	6,178
大分	15,105	543	14,562	14,901	5,920	1,442	4,478
熊本	22,469	574	21,895	22,093	8,239	1,690	6,549
鹿児島	14,285	32	14,253	14,205	5,138	1,234	3,904
宮崎	11,850	331	11,519	11,744	4,496	1,158	3,338
仙台高検管内	**99,253**	**1,862**	**97,391**	**96,540**	**32,863**	**6,259**	**26,604**
仙台（高）	－	－	－	－	－	－	－
仙台	20,185	670	19,515	19,444	6,932	1,289	5,643
福島	22,897	451	22,446	22,033	7,592	1,366	6,226
山形	14,440	153	14,287	14,039	4,866	1,021	3,845
盛岡	14,149	47	14,102	13,767	4,067	756	3,311
秋田	13,711	104	13,607	13,571	4,149	664	3,485
青森	13,871	437	13,434	13,686	5,257	1,163	4,094
札幌高検管内	**86,160**	**2,704**	**83,456**	**83,756**	**32,731**	**7,203**	**25,528**
札幌（高）	－	－	－	－	－	－	－
札幌	40,523	2,376	38,147	38,568	15,438	3,575	11,863
函館	10,883	179	10,704	10,787	4,122	650	3,472
旭川	16,034	120	15,914	15,834	5,563	1,200	4,363
釧路	18,720	29	18,691	18,567	7,608	1,778	5,830
高松高検管内	**51,538**	**2,500**	**49,038**	**50,603**	**18,211**	**4,481**	**13,730**
高松（高）	8	－	8	8	－	－	－
高松	13,891	1,071	12,820	13,679	4,923	1,180	3,743
徳島	8,644	163	8,481	8,445	2,918	771	2,147
高知	11,494	733	10,761	11,363	3,946	890	3,056
松山	17,501	533	16,968	17,108	6,424	1,640	4,784

（注）この表の「受理」及び「未済」については事件を受理した時の被疑者の罪名が道路交通法違反以外のものである．

(ロ) 全被疑事件（道路交通法違反を除く）の検察庁管内別 (2) （単位 人）

既済							未済
不起訴				中止	検察庁間の移送	家庭裁判所に送致	
計	起訴猶予	嫌疑不十分	その他				
16,445	12,758	1,848	1,839	980	21,406	16,496	207
－	－	－	－	－	－	－	－
6,555	4,872	689	994	462	8,487	5,049	94
3,434	2,605	429	400	242	5,592	3,789	48
3,650	3,056	359	235	187	4,007	5,229	29
1,103	762	235	106	31	1,759	1,167	28
1,703	1,463	136	104	58	1,561	1,262	8
34,260	25,917	4,679	3,664	1,322	30,223	31,032	3,639
－	－	－	－	－	10	－	－
15,504	12,067	2,092	1,345	618	9,310	13,518	1,948
2,127	1,567	275	285	69	2,115	1,907	60
4,317	3,600	275	442	130	4,046	4,015	904
3,339	2,151	657	531	97	3,097	2,448	183
3,828	2,901	451	476	136	6,379	3,511	358
2,826	1,977	507	342	163	3,042	3,036	78
2,319	1,654	422	243	109	2,223	2,597	108
21,914	17,061	2,801	2,052	882	25,003	15,878	2,537
－	－	－	－	－	－	－	－
5,002	4,001	472	529	146	4,173	3,191	694
4,250	3,207	617	426	180	6,638	3,373	836
2,268	1,848	259	161	65	4,512	2,328	388
4,019	3,358	439	222	145	3,001	2,535	310
3,144	2,458	441	245	156	4,072	2,050	133
3,231	2,189	573	469	190	2,607	2,401	176
19,492	15,257	2,555	1,680	829	17,583	13,121	2,384
－	－	－	－	－	－	－	－
8,921	6,944	1,168	809	321	7,199	6,689	1,950
2,526	2,012	306	208	158	2,470	1,511	94
4,324	3,414	624	286	172	3,294	2,481	193
3,721	2,887	457	377	178	4,620	2,440	147
9,889	7,345	1,551	993	399	13,080	9,024	879
－	－	－	－	－	8	－	－
2,125	1,525	365	235	45	4,165	2,421	210
1,582	1,209	246	127	42	2,284	1,619	194
2,578	1,762	482	334	219	2,540	2,080	84
3,604	2,849	458	297	93	4,083	2,904	391

を計上し，「既済」については事件の処理が既済となつた時の被疑者の罪名が道路交通法違反以外のものを計上して

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

高検及び地検管内	受理			既済			
					起訴		
	総数	旧受	新受	総数	計	公判請求	略式命令請求
総数	6,301,441	34,761	6,266,680	6,271,707	3,793,433	5,194	3,754,152
東京高検管内	2,184,431	12,743	2,171,688	2,172,146	1,345,197	2,755	1,323,553
東京	790,977	5,752	785,225	787,095	535,953	2,179	514,885
横浜	380,639	3,760	376,879	376,365	207,815	130	207,685
浦和	146,864	1,573	145,291	144,173	78,065	44	78,021
千葉	143,391	980	142,411	142,413	87,398	66	87,332
水戸	95,632	26	95,606	95,606	58,705	36	58,669
宇都宮	94,985	13	94,972	94,983	46,796	75	46,721
前橋	119,328	129	119,199	119,253	72,620	45	72,575
静岡	198,263	306	197,957	198,062	116,352	98	116,254
甲府	32,501	41	32,460	32,400	19,113	14	19,099
長野	84,395	1	84,394	84,398	52,005	34	51,971
新潟	97,456	162	97,294	97,398	70,375	34	70,341
大阪高検管内	1,636,484	16,436	1,620,048	1,621,191	943,599	1,036	942,563
大阪	699,931	11,950	687,981	687,596	450,479	437	450,042
京都	230,531	1,857	228,674	229,711	122,892	236	122,656
神戸	515,769	2,219	513,550	513,988	271,958	193	271,765
奈良	49,643	103	49,540	49,442	32,977	33	32,944
大津	75,326	67	75,259	75,305	29,970	90	29,880
和歌山	65,284	240	65,044	65,149	35,323	47	35,276
名古屋高検管内	727,891	487	727,404	727,110	458,850	371	445,691
名古屋	419,697	423	419,274	418,931	279,900	247	268,689
津	64,158	－	64,158	64,164	37,954	16	37,938
岐阜	87,210	9	87,201	87,202	49,274	23	47,456
福井	43,779	41	43,738	43,775	23,776	20	23,727
金沢	55,232	－	55,232	55,235	29,932	37	29,895
富山	57,815	41	57,801	57,803	38,014	28	37,986

(ハ) 道路交通法違反被疑事件の検察庁管内別 (1)

（単位 人）

既済									未済
	不起訴				中止	検察庁間の移送	家庭裁判所に送致		
即決裁判請求	計	起訴猶予	嫌疑不十分	その他					
34,087	295,945	288,007	2,755	5,183	23,885	1,608,189	550,255		30,633
18,889	139,930	137,472	711	1,747	10,018	494,094	182,907		12,408
18,889	102,333	101,604	110	619	3,029	92,258	53,522		3,917
－	11,335	11,047	48	240	1,880	131,233	24,102		4,280
－	6,626	6,300	50	276	1,318	42,267	15,897		2,695
－	4,144	3,969	80	95	774	35,679	14,418		987
－	1,194	1,038	72	84	532	22,965	12,210		36
－	1,550	1,451	49	50	409	37,075	9,153		2
－	2,267	2,184	44	39	150	29,624	14,592		90
－	4,069	3,876	50	143	1,169	61,619	14,853		228
－	485	374	79	32	156	8,191	4,455		102
－	3,122	2,965	56	101	228	20,506	8,537		9
－	2,805	2,664	73	68	373	12,677	11,168		62
－	65,124	63,478	175	1,471	3,982	494,461	114,025	15,589	
－	28,416	28,024	13	379	703	158,292	49,706	12,572	
－	7,801	7,666	69	66	460	81,560	16,998	825	
－	21,754	20,863	24	867	1,825	184,629	33,822	1,798	
－	723	626	44	53	386	11,699	3,657	212	
－	2,173	2,072	15	86	297	39,346	3,519	26	
－	4,257	4,227	10	20	311	18,935	6,323	156	
12,788	18,879	18,305	293	281	4,285	177,951	67,145	813	
10,964	8,067	7,816	114	137	3,150	92,698	35,116	765	
－	2,140	2,076	21	43	517	17,927	5,626	1	
1,795	2,763	2,609	96	58	179	26,879	8,107	17	
29	1,157	1,123	16	18	217	13,860	4,765	19	
－	3,474	3,457	6	11	146	15,187	6,496	－	
－	1,278	1,224	40	14	76	11,400	7,035	11	

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

高検及び地検管内	受理 総数	受理 旧受	受理 新受	既済 総数	既済 起訴 計	既済 起訴 公判請求	既済 起訴 略式命令請求
広島高検管内	397,332	38	397,294	397,397	237,483	170	237,313
広島	151,184	-	151,184	151,190	100,938	30	100,908
山口	90,599	32	90,567	90,604	47,733	81	47,652
岡山	108,984	2	108,982	109,020	59,285	37	59,248
鳥取	23,514	-	23,514	23,522	15,433	13	15,420
松江	23,051	4	23,047	23,061	14,094	9	14,085
福岡高検管内	539,881	2,681	537,200	539,119	304,536	395	304,141
福岡	213,412	1,595	211,817	213,215	125,578	178	125,400
佐賀	41,623	23	41,600	41,628	22,208	20	22,188
長崎	55,598	535	55,063	55,097	31,354	50	31,304
大分	49,986	283	49,703	49,951	26,442	20	26,422
熊本	57,687	125	57,562	57,689	32,234	56	32,178
鹿児島	64,599	-	64,599	64,601	35,950	25	35,925
宮崎	56,976	120	56,856	56,938	30,770	46	30,724
仙台高検管内	336,445	365	336,080	336,266	202,399	157	201,129
仙台	67,316	221	67,095	67,274	41,291	39	41,252
福島	68,005	129	67,876	67,799	39,797	38	39,759
山形	49,283	3	49,280	49,285	32,164	35	31,771
盛岡	57,795	-	57,795	57,853	30,490	16	29,969
秋田	54,072	1	54,071	54,076	31,956	17	31,689
青森	39,974	11	39,963	39,979	26,701	12	26,689
札幌高検管内	301,877	1,441	300,436	301,365	191,266	201	189,785
札幌	157,134	1,427	155,707	156,626	105,513	86	105,427
函館	30,631	13	30,618	30,628	18,452	61	18,391
旭川	52,828	1	52,827	52,832	29,358	11	29,237
釧路	61,284	-	61,284	61,279	37,943	43	36,730
高松高検管内	177,100	570	176,530	177,113	110,103	109	109,977
高松	41,690	45	41,645	41,687	24,667	11	24,656
徳島	33,497	6	33,491	33,501	22,325	8	22,300
高知	31,434	258	31,176	31,479	18,727	13	18,714
松山	70,479	261	70,218	70,446	44,384	77	44,307

（注）この表の「受理」及び「未済」については，事件を受理した時の被疑者の罪名が道路交通法違反であるものを計上してある．

(ハ) 道路交通法違反被疑事件の検察庁管内別 (2)　（単位 人）

高検及び地検管内	既済 即決裁判請求	既済 不起訴 計	既済 不起訴 起訴猶予	既済 不起訴 嫌疑不十分	既済 不起訴 その他	既済 中止	既済 検察庁間の移送	既済 家庭裁判所に送致	未済
広島高検管内	-	9,012	8,395	202	415	1,610	112,230	37,062	4
広島	-	4,517	4,376	37	104	437	33,421	11,877	-
山口	-	1,537	1,234	117	186	526	32,660	8,148	1
岡山	-	1,860	1,754	26	80	560	34,569	12,746	1
鳥取	-	629	612	6	11	56	5,465	1,939	-
松江	-	469	419	16	34	31	6,115	2,352	2
福岡高検管内	-	26,514	25,422	489	603	1,720	138,071	68,278	886
福岡	-	14,432	13,987	228	217	738	45,621	26,846	264
佐賀	-	886	804	24	58	182	12,659	5,693	4
長崎	-	1,199	1,115	39	45	118	14,846	7,580	511
大分	-	2,298	2,157	66	75	176	15,562	5,473	56
熊本	-	887	782	24	81	145	16,687	7,736	15
鹿児島	-	3,603	3,529	28	46	227	16,133	8,688	-
宮崎	-	3,209	3,048	80	81	134	16,563	6,262	36
仙台高検管内	1,113	11,279	10,536	408	335	1,047	85,678	35,863	356
仙台	-	2,079	1,923	77	79	213	17,437	6,254	88
福島	-	1,059	867	119	73	273	19,689	6,981	234
山形	358	1,359	1,305	24	30	66	8,375	7,321	13
盛岡	505	4,724	4,600	75	49	145	17,389	5,105	14
秋田	250	1,095	992	51	52	217	14,665	6,143	2
青森	-	963	849	62	52	133	8,123	4,059	5
札幌高検管内	1,280	18,212	17,627	356	229	647	67,474	23,766	533
札幌	-	9,483	9,318	89	76	348	30,566	10,716	513
函館	-	1,913	1,705	172	36	110	6,890	3,263	5
旭川	110	3,043	2,906	63	74	92	16,134	4,205	4
釧路	1,170	3,773	3,698	32	43	97	13,884	5,582	11
高松高検管内	17	6,995	6,772	121	102	576	38,230	21,209	44
高松	-	2,135	2,083	34	18	79	10,458	4,348	5
徳島	17	1,072	1,005	46	21	62	5,310	4,732	2
高知	-	697	623	34	40	238	7,086	4,731	2
松山	-	3,091	3,061	7	23	197	15,376	7,398	35

のを計上し，「既済」については事件処理が既済となつた時の被疑者の罪名が道路交通法違反であるものを計上

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

罪名	受						
	総数	旧受	新受				
			計	通常受理	検察庁間の移送	家庭裁判所から	再起
総数	9,729	362	9,367	7,637	1,548	114	68
刑法犯	2,252	168	2,084	1,674	356	35	19
公務執行妨害	8	2	6	6	−	−	−
騒擾	−	−	−	−	−	−	−
放火	5	−	5	5	−	−	−
住居侵入	33	1	32	28	4	−	−
文書偽造	26	8	18	17	1	−	−
猥褻・姦淫・重婚 強制猥褻，同致死傷・強姦，同致死傷	51	4	47	39	3	5	−
猥褻・姦淫・重婚 その他	13	−	13	8	5	−	−
賭博・富くじ	17	1	16	11	5	−	−
殺人 致死	9	−	9	8	−	1	−
傷害 傷害	1	−	1	1	−	−	−
傷害 その他	454	23	431	360	65	1	5
窃盗	279	4	275	258	13	3	1
強盗 強盗・傷死・強盗致死・強姦，同致死	25	2	23	20	−	3	−
強盗 その他	18	−	18	13	−	5	−
詐欺	69	25	44	43	−	−	1
恐喝	15	2	13	12	−	−	1
横領	23	10	13	11	1	−	1
賍物関係	13	−	13	11	2	−	−
その他の刑法犯	1,193	86	1,107	823	257	17	10
準刑法犯	13	2	11	11	−	−	−
決闘罪ニ関スル件	−	−	−	−	−	−	−
爆発物取締罰則	−	−	−	−	−	−	−
暴力行為等処罰ニ関スル法律	13	2	11	11	−	−	−
特別法犯	3,562	106	3,456	3,072	347	1	36
火薬類取締法	6	3	3	2	1	−	−
銃砲刀剣類所持等取締法	68	1	67	51	15	−	1
麻薬取締法	20	3	17	15	1	−	1
覚せい剤取締法	−	−	−	−	−	−	−
あへん法	31	3	28	28	−	−	−
酒税法	3	−	3	3	−	−	−
関税法	250	13	237	225	10	−	2
たばこ専売法	12	−	12	12	−	−	−
外国為替及び外国貿易管理法	45	11	34	29	5	−	−
食糧管理法	−	−	−	−	−	−	−
外国人登録法	2,680	43	2,637	2,382	225	−	30
出入国管理令	151	12	139	102	36	−	1
その他の特別法犯	296	17	279	223	54	1	1
道路交通法違反	3,902	86	3,816	2,880	845	78	13

（注）1. この調査は，第(3)表の(イ)全被疑事件の罪名別の表に掲載された被疑事件中外国人(朝鮮人を除く)の被疑事件についてのみ行なつたものである．
2. 「通常受理」には，検察官の認知又は直受にかかる事件及び司法警察員から送致された事件が一括計上されている．
3. 第(3)表の(イ)全被疑事件の罪名別の表の(注)は，この表について参照．

(ニ) 外国人（朝鮮人を除く）の被疑事件の罪名別 (1)　（単位 人）

罪名	受理								
	通常受理の被疑者の国籍								
	中国	アメリカ合衆国	連合王国(イギリス)	オーストラリア	カナダ	ソヴィエト連邦	フィリピン	フランス	その他
総数	3,121	2,996	155	40	69	28	109	78	1,041
刑法犯	456	993	25	1	9	3	38	1	148
公務執行妨害	3	3	−	−	−	−	−	−	−
騒擾	−	−	−	−	−	−	−	−	−
放火	−	4	−	−	−	−	−	−	1
住居侵入	4	19	−	−	−	−	−	−	5
文書偽造	12	1	−	−	−	−	4	−	−
猥褻・姦淫・重婚 強制猥褻，同致死傷・強姦，同致死傷	4	32	−	−	−	−	−	−	3
猥褻・姦淫・重婚 その他	4	2	−	−	−	1	−	−	1
賭博・富くじ	9	1	−	−	−	−	−	−	1
殺人 致死	3	5	−	−	−	−	−	−	−
傷害 傷害	−	−	−	−	−	−	−	−	1
傷害 その他	89	211	6	−	2	−	5	−	47
窃盗	132	92	6	−	−	1	1	−	26
強盗 強盗・傷死・強盗致死・強姦，同致死	2	15	3	−	−	−	−	−	−
強盗 その他	3	6	−	−	−	−	−	−	4
詐欺	25	10	1	−	1	−	1	−	5
恐喝	11	−	−	−	−	−	−	1	−
横領	8	−	1	−	−	−	−	−	2
賍物関係	9	1	−	−	−	−	−	−	1
その他の刑法犯	138	591	8	1	6	1	27	−	51
準刑法犯	8	3	−	−	−	−	−	−	−
決闘罪ニ関スル件	−	−	−	−	−	−	−	−	−
爆発物取締罰則	−	−	−	−	−	−	−	−	−
暴力行為等処罰ニ関スル法律	8	3	−	−	−	−	−	−	−
特別法犯	1,375	732	96	30	53	9	59	52	666
火薬類取締法	−	2	−	−	−	−	−	−	−
銃砲刀剣類所持等取締法	4	35	−	−	−	2	1	−	9
麻薬取締法	13	1	−	−	−	−	−	−	1
覚せい剤取締法	−	−	−	−	−	−	−	−	−
あへん法	11	3	1	−	−	−	−	−	13
酒税法	3	−	−	−	−	−	−	−	−
関税法	153	44	−	−	−	1	2	−	25
たばこ専売法	4	7	−	−	−	−	−	−	1
外国為替及び外国貿易管理法	23	4	−	−	−	1	−	−	1
食糧管理法	−	−	−	−	−	−	−	−	−
外国人登録法	946	582	87	28	52	2	52	51	582
出入国管理令	53	15	3	−	−	3	3	1	24
その他の特別法犯	165	39	5	2	1	−	1	−	10
道路交通法違反	1,282	1,268	34	9	7	16	12	25	227

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

罪名	既済 総数	既済 起訴	既済 不起 計	既済 不起 起訴猶予
総数	9,521	2,624	4,485	3,670
刑法犯	2,222	458	1,120	725
公務執行妨害	5	-	4	3
騒擾	-	-	-	-
放火	4	2	2	-
住居侵入	34	2	21	12
文書偽造	17	1	12	8
猥褻・姦淫・重婚 強制猥褻，同致死傷	47	15	20	4
猥褻・姦淫・重婚 強姦，同致死傷	14	6	3	2
猥褻・姦淫・重婚 その他	15	9	2	1
賭博・富籤	8	6	2	-
殺人 致死	1	1	-	-
傷害 傷害の傷害	462	89	264	218
窃盗	274	24	131	86
強盗 強盗・強盗傷・強盗致死傷	15	7	2	-
強盗 強盗強姦，同致死	18	7	1	-
詐欺	49	5	36	17
恐喝	16	-	2	-
横領	21	2	14	9
賍物関係	12	4	6	5
その他の刑法犯	1,210	278	598	360
準刑法犯	11	3	4	4
決闘罪ニ関スル件	-	-	-	-
爆発物取締罰則	-	-	-	-
暴力行為等処罰ニ関スル法律	11	3	4	4
特別法犯	3,509	535	2,221	2,040
火薬類取締法	6	1	4	3
銃砲刀剣類所持等取締法	66	28	19	12
麻薬取締法	18	11	6	2
覚せい剤取締法	-	-	-	-
あへん法	31	24	7	6
酒税法	3	-	3	1
関税法	234	88	133	28
たばこ専売法	11	2	9	2
外国為替及び外国貿易管理法	39	9	27	24
食糧管理法	-	-	-	-
外国人登録法	2,632	211	1,872	1,840
出入国管理令	148	45	52	51
その他の特別法犯	321	116	89	71
道路交通法違反	3,779	1,628	1,140	901

(二) 外国人（朝鮮人を除く）の被疑事件の罪名別 (2)　（単位 人）

罪名	既済 起訴 嫌疑不十分	既済 起訴 その他	既済 中止	既済 検察庁間の移送	既済 家庭裁判所に送致	未済
総数	156	659	57	1,738	617	208
刑法犯	117	278	31	395	218	80
公務執行妨害	-	1	-	1	-	3
騒擾	-	-	-	-	-	-
放火	-	2	-	-	-	-
住居侵入	5	4	-	4	7	-
文書偽造	3	1	1	2	1	9
猥褻・姦淫・重婚 強制猥褻，同致死傷	2	14	-	3	9	-
猥褻・姦淫・重婚 強姦，同致死傷	1	-	-	5	-	-
猥褻・姦淫・重婚 その他	1	-	-	4	-	1
賭博・富籤	-	2	-	-	-	-
殺人 致死	-	-	-	-	-	-
傷害 傷害の傷害	8	38	8	67	34	7
窃盗	6	39	1	21	97	4
強盗 強盗・強盗傷・強盗致死傷	2	-	-	-	6	-
強盗 強盗強姦，同致死	-	1	-	-	10	-
詐欺	12	7	7	-	1	15
恐喝	2	-	1	-	13	-
横領	3	2	2	1	2	3
賍物関係	1	-	-	2	-	1
その他の刑法犯	71	167	11	285	38	37
準刑法犯	-	-	2	1	1	1
決闘罪ニ関スル件	-	-	-	-	-	-
爆発物取締罰則	-	-	-	-	-	-
暴力行為等処罰ニ関スル法律	-	-	2	1	1	1
特別法犯	35	146	20	459	274	127
火薬類取締法	-	1	-	1	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法	4	3	-	16	3	1
麻薬取締法	3	1	-	1	-	2
覚せい剤取締法	-	-	-	-	-	-
あへん法	1	-	-	-	-	-
酒税法	-	2	-	-	-	-
関税法	5	100	-	10	3	14
たばこ専売法	-	7	-	-	-	1
外国為替及び外国貿易管理法	3	-	-	3	-	7
食糧管理法	-	-	-	-	-	-
外国人登録法	4	28	16	277	256	47
出入国管理令	-	1	2	43	6	5
その他の特別法犯	5	3	2	108	6	23
道路交通法違反	4	235	4	883	124	27

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

罪名	受理 総数	受理 旧受	受理 新受 計	受理 新受 通常受理	受理 新受 検察庁間の移送	受理 新受 家庭裁判所から
総数	**147,726**	**3,464**	**144,262**	**101,047**	**38,220**	**2,562**
刑法犯	**30,373**	**1,409**	**28,964**	**21,312**	**6,437**	**672**
公務執行妨害	145	23	122	103	10	6
騒擾	−	−	−	−	−	−
放火	19	4	15	14	−	−
住居侵入	209	16	193	162	27	1
文書偽造	236	34	202	178	18	3
猥褻・姦淫・重婚 強制猥褻，同致死傷	358	7	351	299	12	39
猥褻・姦淫・重婚 強姦，同致死傷						
猥褻・姦淫・重婚 その他	158	3	155	99	49	5
賭博・富くじ	1,193	24	1,169	770	384	1
殺人	77	2	75	67	1	6
傷害 傷害致死	18	−	18	18	−	−
傷害 その他	7,442	314	7,128	5,019	1,860	66
窃盗	6,860	131	6,729	5,896	665	133
強盗 強盗致死傷・強盗強姦，同致死	65	1	64	52	2	10
強盗 その他	80	6	74	67	1	5
詐欺	955	171	784	672	72	1
恐喝	1,223	35	1,188	1,104	42	35
横領	237	33	204	175	21	−
賍物関係	850	43	807	699	99	3
その他の刑法犯	10,248	562	9,686	5,918	3,174	358
準刑法犯	**919**	**32**	**887**	**714**	**159**	**8**
決闘罪ニ関スル件	3	−	3	3	−	−
爆発物取締罰則	−	−	−	−	−	−
暴力行為等処罰ニ関スル法律	916	32	884	711	159	8
特別法犯	**27,096**	**1,103**	**25,993**	**18,358**	**6,813**	**36**
火薬類取締法	93	3	90	60	30	−
銃砲刀剣類所持等取締法	479	19	460	310	137	5
麻薬類取締法	36	4	32	29	3	−
覚せい剤取締法	106	−	106	79	25	1
あへん法	26	−	26	22	4	−
酒税法	72	7	65	36	21	−
関税法	252	22	230	210	15	−
たばこ専売法	78	2	76	54	20	−
外国為替及び外国貿易管理法	86	20	66	40	26	−
食糧管理法	20	1	19	13	4	−
外国人登録法	20,855	743	20,112	14,090	5,303	18
出入国管理令	542	56	486	395	86	2
その他の特別法犯	4,451	226	4,225	3,020	1,139	10
道路交通法違反	**89,338**	**920**	**88,418**	**60,663**	**24,811**	**1,846**

（注）1. この調査は，第(3)表の(イ)全被疑事件の罪名別の表に掲載された被疑事件中朝鮮人の被疑事件につ
2. 第(3)表の(イ)全被疑事件の罪名別の表の(注)及び第(3)表の(ニ)外国人（朝鮮人を除く）の被疑事

(ホ) 朝鮮人の被疑事件の罪名別　（単位　人）

再起	既済 総数	既済 起訴	既済 不起訴 計	既済 不起訴 起訴猶予	既済 不起訴 嫌疑不十分	既済 不起訴 その他	既済 中止	既済 検察庁間の移送	既済 家庭裁判所に送致	未済
2,433	144,319	70,752	17,298	15,340	1,070	888	1,812	39,542	14,915	3,407
543	28,858	11,109	4,930	3,853	796	281	359	6,470	5,990	1,502
3	118	43	37	27	10	−	−	21	17	13
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
1	14	2	10	−	9	1	−	−	2	2
3	199	55	58	47	8	3	−	29	57	12
3	187	46	55	32	17	6	10	62	14	47
1	347	118	72	17	16	39	2	12	143	8
2	156	63	24	19	3	2	2	58	9	2
14	1,178	686	100	78	13	9	8	376	8	15
1	50	32	8	−	6	2	−	1	9	5
−	13	12	−	−	−	−	1	−	−	2
183	7,243	3,138	996	896	74	26	120	1,851	1,138	290
35	6,666	1,959	1,125	990	106	29	13	640	2,929	164
−	55	23	−	−	−	−	−	2	30	1
1	77	28	11	3	6	2	−	2	36	−
39	812	207	439	251	158	30	31	76	59	130
7	1,179	283	168	109	54	5	6	63	659	33
8	199	39	103	73	22	8	7	20	30	42
6	838	438	238	199	36	3	5	80	77	34
236	9,527	3,937	1,486	1,112	258	116	154	3,177	773	702
6	841	287	89	67	13	9	9	194	262	32
−	3	−	1	1	−	−	−	−	2	−
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
6	838	287	88	66	13	9	9	194	260	32
786	26,096	7,521	8,197	7,581	216	400	698	6,947	2,733	1,055
−	93	43	13	8	2	3	1	36	−	1
8	467	170	55	43	11	1	5	124	113	12
−	33	13	18	9	8	1	−	2	−	3
1	105	54	20	13	7	−	1	26	4	1
−	25	4	17	13	4	−	−	4	−	1
8	65	26	18	4	3	11	5	16	−	7
5	221	84	109	11	4	94	10	17	1	31
2	74	23	18	4	−	14	−	32	1	4
−	79	29	28	22	4	2	−	22	−	7
2	20	13	3	3	−	−	−	4	−	−
701	20,145	4,553	7,053	6,748	74	231	650	5,400	2,489	734
3	528	302	65	41	14	10	1	96	64	11
56	4,241	2,207	780	662	85	33	25	1,168	61	243
1,098	88,524	51,835	4,082	3,839	45	198	746	25,931	5,930	818

いてのみ行なつたものである.
件の罪名別の表の(注)2はこの表について参照.

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

罪名	受理 総数	受理 旧受	受理 新受 計	受理 新受 通常受理 計	受理 新受 通常受理 16歳未満	受理 新受 通常受理 18歳未満
総数	869,333	1,015	868,318	776,606	92,822	287,325
刑法犯	214,659	694	213,965	202,037	46,520	69,023
放火	158	1	157	152	53	50
猥褻・姦淫・婚姻 強制猥褻・致死傷	1,593	13	1,580	1,537	160	593
猥褻・姦淫・婚姻 強姦・致死傷	4,216	7	4,209	4,115	757	1,618
猥褻・姦淫・婚姻 その他	413	－	413	397	44	124
殺人	409	9	400	384	15	95
傷害 致傷	64	5	59	59	11	15
傷害 その他の傷	26,119	117	26,002	24,767	4,289	8,255
過失傷害	55,885	270	55,615	51,446	1,143	14,978
窃盗	101,633	189	101,444	96,077	35,463	34,117
強盗	902	3	899	871	91	351
強盗・致死傷	1,082	10	1,072	1,047	122	452
強盗・強姦，同致死	2,169	4	2,165	2,012	184	638
強盗・その他致死傷	11,813	42	11,771	11,372	2,365	5,029
詐欺	991	4	987	927	220	306
恐喝	2,155	1	2,154	2,088	781	782
横領	5,057	19	5,038	4,786	822	1,620
賍物関係						
その他の刑法犯						
準刑法犯	7,373	18	7,355	7,088	1,859	2,682
決闘罪ニ関スル件	48	－	48	48	11	28
爆発物取締罰則	－	－	－	－	－	－
暴力行為等処罰ニ関スル法律	7,325	18	7,307	7,040	1,848	2,654
特別法犯	14,313	47	14,266	13,356	2,233	4,966
銃砲刀剣類所持等取締法	7,626	9	7,617	7,071	1,273	2,909
麻薬取締法	8	－	8	7	－	－
覚せい剤取締法	31	－	31	31	－	8
その他の特別法犯	6,648	38	6,610	6,247	960	2,049
道路交通法違反	632,988	256	632,732	554,125	42,210	210,654
総数の性別内訳 男	849,424	977	848,447	757,740	89,506	280,164
総数の性別内訳 女	19,909	38	19,871	18,866	3,316	7,161

（注）1. この調査は，第(3)表の(イ)全被疑事件の罪名別の表に掲載された被疑事件中少年の被疑事件（少年法第
2. 第(3)表の(イ)全被疑事件の罪名別の表の(注)及び第(3)表の(ニ)外国人（朝鮮人を除く）の被疑事件の罪名

(ハ) 少年の被疑事件（少年法第20条の規定により家庭裁判所から送致されたものを除く）の罪名別　（単位　人）

理 受 20歳未満	理 受 検察庁間の移送（20歳未満）	理 受 再起（20歳未満）	既済 総数	既済 不起訴・中止（20歳未満）	既済 検察庁間の移送（20歳未満）	既済 家庭裁判所に送致 18歳未満	既済 家庭裁判所に送致 20歳未満	既済 年齢超過後の処分（20歳以上）	未済
396,459	91,625	87	868,613	685	95,531	376,030	394,334	2,033	720
86,494	11,882	46	214,083	432	12,830	144,381	85,949	491	591
49	5	－	154	－	6	102	44	2	1
784	42	1	1,573	5	38	740	787	3	3
1,740	94	－	4,230	14	121	2,354	1,725	16	5
229	15	1	417	1	21	164	230	1	1
274	16	－	381	7	14	105	253	2	14
33	－	－	67	1	2	26	35	3	1
12,223	1,224	11	26,048	39	1,250	12,319	12,378	62	64
35,325	4,152	17	55,528	255	4,655	15,878	34,507	233	355
26,497	5,358	9	101,613	58	5,629	69,083	26,733	110	93
429	28	－	883	－	29	427	424	3	5
473	25	－	1,068	－	36	559	469	4	2
1,190	151	2	2,163	7	171	816	1,163	6	4
3,978	397	2	11,791	20	417	7,365	3,972	17	20
401	59	1	995	2	65	521	403	4	1
525	66	－	2,153	2	79	1,527	543	2	1
2,344	250	2	5,019	21	297	2,395	2,283	23	21
2,547	266	1	7,325	10	287	4,522	2,498	8	11
9	－	－	48	－	－	39	9	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2,538	266	1	7,277	10	287	4,483	2,489	8	11
6,157	906	4	14,308	41	964	7,093	6,178	32	24
2,889	546	－	7,622	9	597	4,093	2,914	9	6
7	1	－	7	－	1	－	6	－	－
23	－	－	31	－	1	7	23	－	1
3,238	359	4	6,648	32	365	2,993	3,235	23	17
301,261	78,571	36	632,897	202	81,450	250,034	299,709	1,502	94
388,070	90,627	80	848,718	666	94,387	365,794	385,885	1,986	706
8,389	998	7	19,895	19	1,144	10,236	8,449	47	14

20条の規定により家庭裁判所から送致された事件を除く）についてのみ行なつたものである．
別の表の(注)2はこの表について参照．

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（昭和41年）

罪名	受理 総数	旧受	新受 計	新受 家庭裁判所から（20歳未満）	新受 検察庁間の移送（20歳未満）	新受 再起（20歳未満）	未済 総数
総数	286,277	1,986	284,291	141,985	140,943	1,363	284,295
刑法犯	36,176	1,068	35,108	19,612	15,356	140	35,141
放火	13	–	13	13	–	–	12
猥褻・姦淫・婚姻 強制猥褻致死傷・強制猥褻致傷	288	1	287	279	8	–	284
猥褻・姦淫・婚姻 強姦致死傷・強姦	271	4	267	255	8	4	266
猥褻・姦淫・婚姻 その他	18	–	18	10	8	–	18
殺人	166	3	163	162	1	–	159
傷害 致傷	20	–	20	20	–	–	21
傷害 その他	1,177	27	1,150	777	366	7	1,166
過失傷害	31,844	987	30,857	16,168	14,564	125	30,869
窃盗	1,387	31	1,356	1,146	207	3	1,381
強盗 強盗致死傷・強盗強姦，同致死	170	1	169	164	4	1	163
強盗 その他	115	3	112	110	2	–	121
詐欺	65	1	64	62	2	–	55
恐喝	259	5	254	243	11	–	255
横領	14	–	14	14	–	–	13
賍物関係	7	–	7	6	1	–	7
その他の刑法犯	362	5	357	183	174	–	351
準刑法犯	226	2	224	149	75	–	224
決闘罪ニ関スル件	–	–	–	–	–	–	–
爆発物取締罰則	–	–	–	–	–	–	–
暴力行為等処罰ニ関スル法律	226	2	224	149	75	–	224
特別法犯	377	8	369	205	160	4	367
銃砲刀剣類所持等取締法	100	2	98	62	35	1	100
麻薬取締法	21	–	21	1	20	–	21
覚せい剤取締法	23	1	22	2	20	–	22
その他の特別法犯	233	5	228	140	85	3	224
道路交通法違反	249,498	908	248,590	122,019	125,352	1,219	248,563
総数の性別内訳 男	285,121	1,977	283,144	141,353	140,437	1,354	283,143
総数の性別内訳 女	1,156	9	1,147	632	506	9	1,152

（注）1. この調査は，第(3)表の(イ)全被疑事件の罪名別の表に掲載された被疑事件中少年法第20条の規定により
2. 第(3)表の(イ)全被疑事件の罪名別の表の(注)は，この表について参照.

(ロ) 少年の被疑事件（少年法第20条の規定により家庭裁判所から送致されたもののみ）の罪名別　（単位　人）

罪名	既済 起訴 公判請求 18歳未満	公判請求 20歳未満	略式命令請求 18歳未満	略式命令請求 20歳未満	即決裁判請求 18歳未満	即決裁判請求 20歳未満	不起訴・中止（20歳未満）	検察庁間の移送（20歳未満）	家庭裁判所に再送致 18歳未満	家庭裁判所に再送致 20歳未満	年齢超過後の処分（20歳未満）	未済
総数	457	3,165	29,789	93,654	635	1,807	2,158	149,615	120	469	2,426	1,982
刑法犯	429	2,946	2,950	10,350	–	–	353	17,153	18	81	861	1,029
放火	4	8	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
猥褻・姦淫・婚姻 強制猥褻致死傷・強制猥褻致傷	41	212	–	–	–	–	5	10	5	6	5	5
猥褻・姦淫・婚姻 強姦致死傷・強姦	28	208	–	–	–	–	6	14	1	4	5	5
猥褻・姦淫・婚姻 その他	–	3	–	8	–	–	–	6	–	–	1	–
殺人	26	124	–	–	–	–	1	2	–	1	5	2
傷害 致傷	4	16	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–
傷害 その他	30	278	26	298	–	–	22	461	–	7	44	16
過失傷害	123	590	2,896	9,916	–	–	285	16,317	10	42	690	968
窃盗	97	939	–	–	–	–	16	251	–	8	70	12
強盗 強盗致死傷・強盗強姦，同致死傷	32	128	–	–	–	–	–	2	–	–	1	–
強盗 その他	24	93	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–
詐欺	3	41	–	–	–	–	2	4	–	3	2	3
恐喝	5	208	–	–	–	–	7	12	1	4	18	6
横領	–	6	–	–	–	–	2	1	–	2	2	1
賍物関係	1	1	–	–	–	–	1	1	–	1	2	–
その他の刑法犯	11	91	28	128	–	–	6	70	1	2	14	10
準刑法犯	3	71	1	67	–	–	4	72	–	1	5	5
決闘罪ニ関スル件	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
爆発物取締罰則	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
暴力行為等処罰ニ関スル法律	3	71	1	67	–	–	4	72	–	1	5	5
特別法犯	7	64	19	113	–	–	6	147	–	3	8	8
銃砲刀剣類所持等取締法	4	23	2	27	–	–	2	39	–	–	3	–
麻薬取締法	–	1	7	12	–	–	–	1	–	–	–	–
覚せい剤取締法	–	2	3	13	–	–	–	3	–	–	1	1
その他の特別法犯	3	38	7	61	–	–	4	104	–	3	4	7
道路交通法違反	18	84	26,819	83,124	635	1,807	1,795	132,243	102	384	1,552	940
総数の性別内訳 男	456	3,127	29,734	93,256	635	1,807	2,146	148,974	120	469	2,419	1,978
総数の性別内訳 女	1	38	55	398	–	–	12	641	–	–	7	4

家庭裁判所から送致のあつた事件についてのみ行なつたものである.

付　　録

1.	昭和41年公布法務省主管法律題名等一覧	1頁
2.	昭和41年公布法務省主管政令題名等一覧	1頁
3.	昭和41年公布法務省令題名等一覧	2頁
4.	昭和41年主要訓令題・件名等一覧	4頁
5.	昭和41年主要通達件名等一覧	4頁
6.	昭和41年法務省主要行事及び催等一覧	10頁
7.	昭和41年法務省主要人事	13頁
	法務専用電信系統図	19頁

1. 昭和41年公布法務省主管法律題名等一覧

題名	公布年月日	法律番号	施行年月日	参照頁
1. 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律	41. 3.31	23	41. 4. 1	70
2. 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律	41. 3.31	24	41. 4. 1 一部 41. 10. 1	70
3. 最高裁判所裁判官退職手当特例法	41. 4.18	52	41. 4.18	70
4. 商法の一部を改正する法律	41. 6.14	83	41. 7. 1 一部 41. 6.14 一部 42. 4. 1	80,89
5. 借地法等の一部を改正する法律	41. 6.30	93	41. 7. 1 一部 42. 6. 1	88
6. 執行官法	41. 7. 1	111	41.12.31	70
7. 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	41.12.21	142	41.12.21 41. 9. 1 適用	70
8. 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	41.12.21	143	41.12.21 41. 9. 1 適用	60,70

2. 昭和41年公布法務省主管政令題名等一覧

題名	公布年月日	政令番号	施行年月日	参照頁
1. 執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令	41. 2.17	19	41. 2.17 40. 9. 1 適用	70
2. 首都圏市街地開発区域整備法による不動産登記に関する政令	41. 2.24	20	41. 2.24	80,82
3. 公証人手数料規則の一部を改正する政令	41. 3.28	48	41. 4. 1	
4. 罹災都市借地借家臨時処理法に規定する鑑定委員の旅費，日当及び止宿料に関する政令の一部を改正する政令	41. 3.31	86	41. 4. 1	
5. 検察審査員等の旅費，日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令	41. 4. 1	98	41. 4. 1	
6. 出入国管理令第67条の規定が適用されない期間を定める政令の一部を改正する政令	41. 4.25	133	41. 4.25	
7. 土地家屋調査士登録手数料令の一部を改正する政令	41. 5. 4	142	41. 5.15	80
8. 借地法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	41. 7.26	265		80,89
9. 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令の一部を改正する政令	41. 8. 1	278	41. 8. 1	
10. 執行官法の施行期日を定める政令	41.12.20	380		70
11. 執行官法の施行に伴う関係政令等の整理に関する政令	41.12.20	381	41.12.31	70
12. 執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令	41.12.26	390	41. 9. 1	70
13. 執行官国庫補助基準額令	41.12.28	394	41.12.31	70

3. 昭和41年公布法務省令題名等一覧

題名	公布年月日	省令番号	施行年月日	参照頁
1. 公証人定員規則の一部を改正する省令	41. 1.11	1	41. 1.11	
2. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 1.27	2	41. 2. 1	
3. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 2. 8	3	41. 2.10	
4. 昭和8年司法省令第38号の一部を改正する省令	41. 2. 8	4	41. 2.15	86
5. 昭和8年司法省令第38号の一部を改正する省令	41. 2.22	5	41. 3. 1	86
6. 首都圏市街地開発区域整備法による不動産登記の手続に関する省令	41. 2.24	6	41. 2.24	82
7. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 2.28	7	41. 3.10	
8. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 3.15	8	41. 4. 1	
9. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 3.17	9	41. 4. 1	
10. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 3.17	10	41. 4. 4	
11. 法務局及び地方法務局組織規程の一部を改正する省令	41. 3.24	11	41. 4. 1	
12. 法務総合研究所組織規程の一部を改正する省令	41. 3.24	12	41. 4. 1	
13. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 3.29	13	41. 4. 1	
14. 私署証書に確定日附を附することを登記所に請求する者の納める手数料に関する件の一部を改正する省令	41. 3.29	14	41. 4. 1	
15. 商業登記規則の一部を改正する省令	41. 3.31	15	41. 4. 1	
16. 不動産登記法施行細則の一部を改正する省令	41. 3.31	16	41. 4. 1	82
17. 更生保護会の設備及び処遇の基準並びに幹部職員の資格に関する規則の一部を改正する省令	41. 4. 1	17	41. 4. 1	
18. 警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	41. 4. 5	18	41. 4. 5 41. 4. 1 適用	132
19. 保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令	41. 4. 5	19	41. 4. 5 41. 4. 1 適用	134
20. 法務省定員規則の一部を改正する省令	41. 4. 7	20	41. 4. 7 41. 4. 1 適用	24,60
21. 更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	41. 4. 9	21	41. 4. 9 41. 4. 1 適用	134
22. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 4. 9	22	41. 4.15	
23. 出入国管理令施行規則の一部を改正する省令	41. 4.19	23	41. 4.19	
24. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 4.19	24	41. 4.20	
25. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 4.25	25	41. 5. 1	
26. 土地家屋調査士試験規則の一部を改正する省令	41. 5. 4	26	41. 5.15	
27. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 5. 6	27	41. 5. 9	

題名	公布年月日	省令番号	施行年月日	参照頁
28. 法務省定員規則の一部を改正する省令	41. 5. 7	28	41. 5. 7 41. 4. 1 適用	24,60
29. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 5.12	29	41. 5.15	
30. 昭和8年司法省令第38号の一部を改正する省令	41. 5.16	30	41. 6. 1	86
31. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 5.25	31	41. 6. 1	
32. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 6 .8	32	41. 6.10	
33. 昭和8年司法省令第38号の一部を改正する省令	41. 6.21	33	41. 7. 1	86
34. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 6.27	34	41. 7. 1	
35. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 6.28	35	41. 7. 1	
36. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 7. 1	36	41. 7. 1	
37. 登記事務委任規則の一部を改正する省令	41. 7.14	37	41. 7.18	
38. 首都圏市街地開発区域整備法による不動産登記の手続に関する省令の一部を改正する省令	41. 7.19	38	41. 7.19	
39. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	41. 8. 6	39	41. 8. 8	
40. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41. 9.26	40	41.10. 1	
41. 船籍港が数箇の登記所の管轄地に跨がる船舶の管轄登記所を指定する省令	41. 9.26	41	41.10. 1	
42. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	41. 9.27	42	41.10. 1	
43. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	41. 9.30	43	41.10. 1	
44. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41.10.14	44	41.10.16	
45. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41.10.18	45	41. 1.18	
46. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	41.10.27	46	41.11. 1	
47. 監獄法施行規則の一部を改正する省令	41.11. 1	47	42. 1. 1	131
48. 保護観察所組織規程の一部を改正する省令	41.11. 7	48	41.11. 7	
49. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41.11. 8	49	41.11.10	
50. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	41.11. 9	50	41.11.10	
51. 刑務所，少年刑務所及び拘置所組織規程及び少年院及び少年鑑別所組織規程の一部を改正する省令	41.11. 9	51	41.11. 9	131
52. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	41.11.26	52	41.12. 1	
53. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令	41.12.17	53	42. 1. 1	
54. 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	41.12.28	54	42. 1. 1	

4. 昭和41年主要訓令題・件名等一覧

（法務省訓令）

題名	公布年月日	訓令番号	施行年月日	参照頁
1. 保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部を改正する訓令	41. 1.31	1	41. 1.10 適用	139
2. 保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部を改正する訓令	41. 4.25	2	41. 4. 1 適用	139

（法務大臣訓令）

題件名	年月日	記号番号	備考	参照頁
1. 法務省所管物品管理事務取扱規程	41. 2. 8	経甲(主) 556	41. 4. 1 施行	
2. 検察庁における保管金の特別取扱いに関する規程	41. 3.30	経甲(主)2069	41. 5. 1 施行	
3. 昭和41年度法務省主管一般会計歳入予算科目および昭和41年度法務省所管一般会計歳出予算科目	41. 4. 2	経甲(主)2401	41. 4. 2 施行	

5. 昭和41年主要通達件名等一覧

件名	年月日	記号番号	備考
（秘書課）			
1. 昭和41年度憲法週間について	41. 3.17	秘広 137	秘書課長通達
2. 行政事務運営の改善措置についての事務次官等会議申し合わせについて	41. 5.12	秘能 36	事務次官依命通達
3. 第16回「社会を明るくする運動」について	41. 5.16	秘広 250	事務次官通達
4. 中元時期における官庁新生活運動について	41. 7. 2	秘庶 146	秘書課長依命通達
5. 部内職員の綱紀の振粛について	41. 7.30	秘庶 170	事務次官依命通達
6. 全国戦没者追悼式の実施について	41. 8. 8	秘庶 175	秘書課長通達
7. 第7回「法の日週間」の実施について	41. 9. 5	秘広 550	〃
8. 昭和41年10月21日の統一ストライキに対する警告について	41.10.14	秘庶 231	事務次官通達
9. 年末における大都市交通混雑緩和対策について	41.12.15	秘庶 277	秘書課長通達
10. 年末年始における官庁新生活運動について	41.12.17	秘庶 280	秘書課長依命通知
（経理部）			
1. 出納官吏，物品管理職員または予算執行職員に対する検定の結果の通知について	41. 1. 8	経甲(主) 82	依命通達
2. 批難事項等債権現況調について	41. 1.14	経甲(主) 142	経理部長通達

題名	年月日	記号番号	備考
3. 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針の一部改正について	41. 1.24	経甲(主) 221	経理部長・人事課長通達
4. 歳入徴収官に係る取扱庁番号について	41. 3. 3	経甲(主)1157	経理部長通達
5. 年度末における経理および決算事務取扱要領	41. 3.18	経甲(主)1720	依命通達
6. 法務省所管物品管理事務取扱規程の運用について	41. 3.23	経甲(主)1825	〃
7. 保管金の特別取扱いに関する規程の施行について	41. 3.30	経甲(主)2070	〃
8. 昭和41年度科目訓令について	41. 4. 2	経甲(主)2505	〃
9. 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の行なう保証に係る土木建築工事（機械製造を含む.）等代金を前金払する場合における範囲及び割合について	41. 4.11	経甲(主)2394	〃
10. 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針の一部改正について	41. 4.27	経甲(主)2399	経理部長・人事課長通達
11. 刑務作業契約の担保について	41. 5.31	経甲(主)3116	経理部長・矯正局長通達
12. 納入告知書（納付書を含む.）に記載する歳入徴収官名の記載方法について	41. 6. 6	経甲(主)3164	経理部長通達
13. 給与の支給方法について	41. 6.23	経甲(主)3418	〃
14. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の運用について	41. 7.20	経甲(主)3894	〃
15. 「物品管理法等の実施等について」の一部改正について	41. 8.18	経甲(主)4508	依命通達
16. 「物品管理法等の実施等について」の一部改正に関する運用について	41. 8.18	経甲(主)4509	経理部長通達
17. 日額旅費の支給について	41. 8.30	経甲(主)4774	依命通達
18. 官公需方針の実施について	41. 9. 9	経甲(主)5097	事務次官依命通達
19. 予算増（減）額の上申について	41. 9.21	経甲(主)5292	依命通達
（民事局）			
（戸　籍）			
1. 在日朝鮮人の戸籍届書の保存期間について	41. 8.22	民事甲 2431	民事局長通達（法務局長・地方法務局長あて）
2. 朝鮮人の国籍の表示に関する戸籍事務取扱いの変更について	41. 9.30	民事甲 2594	〃
（不動産登記）			
3. 土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる単位で表示する場合の換算率及び換算方法等について	41. 3. 1	民事甲 279	〃
4. 登記の申請書に不動産の表示をする場合の取扱いについて	41. 3.26	民事甲 1011	〃
5. 設定者を異にする共同抵当権の変更登記の申請の受否について	41. 4.21	民事甲 1119	〃
6. 財団登記事務取扱手続準則の制定について	41. 5.17	民事甲 955	〃
7. 公害防止事業団の貸付けに関する公正証書作成の嘱託担保権の設定等の登記（登録）の申請等の包括委任状の使用について	41. 8. 4	民事甲 1762	〃
8. 官公署によつて作成される登記の嘱託書の様式及び記載例について	41. 8.29	民事甲 1955	〃
9. 差押登記嘱託の受否について	41. 9. 6	民事甲 1865	〃
10. 財団目録を除いた財団登記簿の謄本の交付について	41.10. 7	民事甲 2886	〃

件　　名	年月日	記号番号	備　考
11. 立木の登記の申請書等に材積を表示する場合の取り扱いについて	41.10.24	民事甲　2954	民事局長通達（法務局長・地方法務局長あて）
12. 借地法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて	41.11.14	民事甲　1907	〃
（商業法人登記）			
13. 商法の一部を改正する法律の施行に伴う登記事務の取扱いについて（商通第59号）	41. 6.20	民事甲　1778	〃
14. 法人の代表権を有する者の全員が変更したため，名称，役員欄の用紙と同一の用紙が提出された場合の移記等の記載方について	41. 6.22	民事甲　1782	〃
15. 新株発行による変更登記について	41.10. 5	民事甲　2875	〃
16. 株式の譲渡制限に関する規定について	41.12.20	民事甲　3636	〃
（供　託）			
17. 弁済供託の供託者および供託代理人について	41. 1.12	民事甲　224	〃
18. 宅地建物取引業者営業保証金の取戻しについて	41. 3.30	民事甲　1038	〃
19. 証券取引法の一部改正に伴う供託事務の取扱いについて	41. 4.14	民事甲　1105	〃
20. 法務局・地方法務局管内供託官会同等の結果報告について	41. 4.14	民事甲　1106	〃
21. 商法の一部を改正する法律の施行に伴う供託事務の取扱いについて	41. 6.22	民事甲　1787	〃
22. 借地法等の一部を改正する法律及び執行官法の施行に伴う供託事務の取扱いについて	41. 7.12	民事甲　1860	〃
23. 土地区画整理法第112条の規定により供託した清算金に対する担保権の実行方法について	41.11.29	民事甲　3303	〃
（刑事局）			
（総務課関係）			
1. 協定永住事務取扱要領の実施について	41. 1.14	刑事(総)　19	刑事局長通達
2. テスト郵便による捜査手続について	41. 1.21	刑事(総)　32	〃
3. 「日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約」に基づく矯正関係事務の処理について	41. 2. 4	刑事(総)　73（例規）	〃
4. 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約及び署名議定書について	41. 2.28	刑事(総) 132（例規）	〃
5. 昭和41年度鉄道司法警察職員の指名について	41. 3.12	刑事(総) 157	〃
6. 徴収通知書及び収納済通知書の特別様式について	41. 3.24	刑事(総) 169（例規）	〃
7. 捜査概要書について	41. 3.25	刑事(総) 180	〃
8. 法定計量単位の使用について	41. 3.30	刑事(総) 222	〃
9. 「押収盗品還付要綱」の解釈等について	41. 5.13	刑事(総) 323	〃
10. 昭和41年度狩猟取締司法警察職員の指名について	41. 5.20	刑事(総) 356	〃
11. 事件・執行・証拠品・徴収各事務規程の一部を改正する訓令について	41. 6.27	刑事(総) 464（例規）	〃
12. いわゆる松山刑務所事件に関連する法務大臣談話等について	41. 7. 4	刑事(総) 485	〃
13. 犯歴事務規程の趣旨徹底に関する最高裁判所からの依頼について	41. 9.14		〃
14. 退去強制令書の速やかな執行について	41. 6.28	刑事(総) 459	〃
15. 証拠品事務規程の一部を改正する訓令について	41.10.11	刑事(総) 748	〃

件　　名	年月日	記号番号	備　考
16. 刑執行猶予言渡し取消通知書の記入方法について	41.11. 8	刑事(総) 770（例規）	刑事局長通達
17. 国が第一種の物品を競売した場合における物品税法第5条第6項の規定の適用について	41.11.24	刑事(総) 806（例規）	〃
18. 徴収金に係る強制執行手続について	41.12.26		〃
（刑事課関係）			
19. 交通相談活動の強化促進について	41. 2.25		〃
20. 中小企業近代化資金助成法第3条の2のに基づく都道府県の中小企業者に対する貸付金に関する疑義について	41. 3.14	刑事(刑)　152	〃
21. おつとせい及びいるか漁業の取締りについて	41. 4.28	刑事(刑)　304	〃
22. 矯正諸施設に収容中の暴力団構成員等をめぐる不法事犯の防圧等について	41. 8. 2	刑事(刑)　549	〃
23. 暴力団関係被告人に関する事故防止について	41. 8. 2	刑事(刑)　551	〃
24. アメリカ合衆国軍隊構成員の犯罪に対する合衆国軍当局の処分結果について	41.11.22	刑事(刑)秘 19. 20	〃
25. 事前運動の取締り等に関する警察庁及び自治省の通達の参考送付について	41.12.16	刑事(刑)　872	〃
（青少年課関係）			
26. 少年受刑者に対する併合罪の関係にある余罪の刑執行指揮に関する疑義について	41. 7. 7	刑事(青)　479	〃
27. 麻薬を指定する政令の一部を改正する政令の公布について	41. 7.12	刑事(青)　490	〃
28. 風俗営業等取締法の一部改正について	41. 7.29	刑事(青)　533	〃
29. 少年調査票制度の改正について	41. 8. 9	刑事(青)　568	〃
（公安課関係）			
30. 船員法違反事件の取扱いについて	41. 1. 6	刑事(公)　1	〃
31. 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について	41. 2. 3	刑事(公)　59	〃
32. 朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて	41. 2. 3	刑事(公)　60	〃
33. 労働基準法第23条に関する疑義について地方自治法の解釈に関する疑義について	41. 2. 7	刑事(公)　74	〃
34. 旧石炭鉱山保安規則第139条の解釈の疑義について	41. 2.11		〃
35. I・L・Oユネスコ共同の「教育の地位に関する勧告草案」の送付について	41. 5. 9	刑事(公)　318	〃
36. 検察資料136号「結社の自由に関する実情調査調停委員会の報告書」（英和文対照）の送付について	41. 5.19		〃
37. 公務員制度審議会の答申の送付について	41. 6.25	刑事(公)　443	〃
38. 文部省通達「全国小学校・中学校学力調査の実施について」等の参考送付について	41. 6.18	刑事(公)　439	〃
39. 女子の時間外労働に対する罰条の適用について	41. 6. 1	刑事(公)　396	〃
40. 労働基準法違反事件の司法処理基準の改正等について	41. 7.23	刑事(公)　513	〃
41. いわゆる公安条例の解釈に関する疑義について	41. 9. 1	刑事(公)　618	〃
42. 全国学力調査について	41.12. 6	刑事(公)　828	〃
43. 公立学校校務員の日宿直勤務について	41.12.22	刑事(公)　898	〃
（参事官室）			
44. 刑法改正研究会の開催について	41.11.30	刑事(参)　814	〃

件　　名	年月日	記号番号	備　考
（矯正局）			
1. 受刑者職業訓練規則の施行についての依命通牒の一部改正について	41. 1. 1	矯正甲 3	矯正局長通達
2. 技能訓練所の名称使用の取扱いについて	41. 1. 1	矯正甲 4	〃
3. 少年院の職業補導における技能訓練所の名称使用及び訓練の実施について	41. 1. 1	矯正甲 5	〃
4. 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の発効並びに関係法令の施行に伴う矯正施設関係事務について	41. 1.26	矯正甲 67	〃
5. 「日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約」に基づく矯正関係事務の処理について	41. 1.27	矯正甲 77	〃
6. 少年院在院者にあてて送付され矯正教育上害があるためその受領を不許可にした金品の処理について	41. 1.28	矯正甲 82	〃
7. 補導処分に付され収容状により監獄に収容されている者に対する懲罰の執行について	41. 1.31	矯正甲 85	〃
8. 矯正施設における事故の電信報告について	41. 2. 1	矯正甲 90	〃
9. 准看護人養成所の管理運営について	41. 3.30	矯正甲 287	事務次官通達
10. 八王子医療刑務所准看護人養成所運営要綱の運用について	41. 3.30	矯正甲287の2	矯正局長通達
11. 物品管理法の一部改正に伴う刑務作業の運用について	41. 3.31	矯正甲 240	矯正局長・経理部長通達
12. 作業賞与金計算規程の一部改正について	41. 4. 2	矯正甲245の3	矯正局長通達
13. 昭和41年度の刑務作業運営方針	41. 5.24	矯正甲 461	〃
14. 計算賃金の決定について	41. 7. 1	矯正甲 617	〃
15. 収容者身分帳簿の婦人補導院への送付について	41. 7.11	矯正甲 636	〃
16. 暴力団関係被告人に関する事故防止について	41. 7.30	矯正甲 923	〃
17. 監獄法施行規則の一部改正について（依命通達）	41. 11.1	矯正甲 1212	〃
18. 給与もれ作業賞与金の処理について	41.11.24	矯正甲 1268	〃
19. 刑務所等収容者調髪要領の制定について	41.12.17	矯正甲 1346	〃
20. 刑務所等収容者調髪要領の運用について	41.12.17	矯正甲 1347	〃
21. 収容者に閲読させる図書，新聞紙等取扱規程の運用について（依命通達）	41.12.20	矯正甲 1330	〃
22. 参観の取扱いについて	41.12.27	矯正甲 1360	〃
23. 監獄法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係通達の整理について（依命通達）	41.12.27	矯正甲 1380	〃
24. 被告人の独居拘禁期間の更新手続について	41.12.27	矯正甲 1386	〃
（保護局）			
1. 更生保護会の経理状況及び事業成績報告に関する手続の一部改正について	41. 3.18	保護調甲 122	保護局長通達
2. 更生保護会が作成する各種申請書その他の書類に不動産の表示をする場合の取扱いについて，および平方メートルの換算率ならびに換算方法等について	41. 3.31	保護調甲 159	〃
3. 更生保護会の設備及び処遇の基準並びに幹部職員の資格に関する規則の一部を改正する省令の施行について	41. 4. 1	保護調甲 190	〃
4. 更生保護委託費支弁基準の一部改正について	41. 4.21	保護総 201	保護局長・経理部長通達
5. 保護司実費金支給規則の一部改正に伴う運用について	41. 4.27	保護総甲 204	〃
6. 地方更生保護委員会事務処遇規程等の一部改正について	41. 5.31	保護総甲 270	保護局長通達

件　　名	年月日	記号番号	備　考
7. 更生保護会補助金交付要領の一部改正について	41. 5.31	保護調甲 246	法務事務次官通達
8. 更生保護会補助金交付要領の一部改正にともなう関係事務の運用について	41. 5.31	保護調甲 247	保護局長通達
9. 仮釈放準備調査の実施について	41. 9.28	保護観甲 394	保護局長・矯正局長通達
10. 仮釈放準備調査の実施上留意すべき事項について	41. 9.28	保護観甲 394	〃
11. 仮釈放準備調査の実施に伴う地方更生保護委員会の事件関係帳簿，調査票および審理表の様式について	41. 9.28	保護観甲 396	保護局長通達
12. 仮釈放準備調査の実施状況に関する報告書の提出について	41. 9.28	保護観甲 396	〃
13. 仮釈放の申請が取り下げられた場合および仮釈放の許可決定が取り消された場合の事務処理について	41.12.27	保護観甲 518	保護局長・矯正局長通達
（訟務局）			
「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」第7条第1項の公法人を定める政令の一部を改正する政令の施行について	41. 8. 4	訟庶 393	訟務局長通達（法務局長・地方法務局長あて）
（人権擁護局）			
1. 人権擁護委員に対する実費弁償金の支給について	41. 3.29	人擁 96	経理部長・人権擁護局長通達
2. 人権擁護委員カードの取扱いについて	41. 4.25	人擁委 203	人権擁護局長通達
3. 人権擁護委員の活動実績報告について	41.11. 8	人擁委 555	〃
4. 人権擁護委員等表彰規程（内規）の施行について	41.11.22	人擁 381	〃
5. 人権侵犯事件簿，嘱託事件簿および人権侵犯事件調査嘱託書の様式の改正について	41.12. 8	人擁 392	〃
（入国管理局）			
1. 被収容者にかかる協定永住許可申請手続について	41. 1.26	管総合 423	入国管理局長通達
2. 協定永住許可の対象とならない戦後入国者の取扱いについて	41. 5. 6	管総甲合3183	〃
3. 通関関連行政に関する中共連絡協議会及び地方連絡協議会の設置・運営について	41. 5.24	管総合 2902	〃
4. ドイツに関する国名表示方法について	41. 8.10	管総合 6548	〃
5. 職員の綱紀の粛正について	41. 8.20	管総合 7137	〃
6. 沖縄渡航手続の簡素化について	41. 2.16	管入合 759	〃
7. 外交又は公用旅券を所持する韓国人の取扱いについて	41. 3.16	管入合 1429	〃
8. アイルランド国との相互査証免除に関する取極について	41. 8.31	管入合 7487	〃
9. 新日米査証取極について	41. 9.28	管入合 8372	〃
10. アイスランド国との査証相互免除に関する取極について	41.11.26	管入合 10342	〃
11. 外国人航空機乗務員に対する特別上陸許可について	41. 1.26	管入 428	〃
12. タイ国 CERTIFICATE OF IDENTITY について	41. 3. 8	管入 1202	〃
13. 旅券を所持して外国船に乗組む日本人船員の取扱いについて	41. 3.22	管入 1590	〃
14. ボリビア国政府発給の特別旅券について	41. 3.24	管入 1704	〃

件　　名	年月日	記号番号	備　考
15. 在韓日本人に随伴する韓国籍の子について	41. 6.11	管入　4369	入国管理局長通達
16. 終戦後に樺太において朝鮮人男と日本人女が婚姻し，その間に出生した子の日本人帰国証印の取消について	41. 8.15	管入　6718	〃
17. 海上自衛隊機乗員の出帰国手続について	41.10.31	管入　9538	〃
18. 韓国又は朝鮮人の子の出生に伴なう国籍の表示について	41. 1.27	管資合　461	〃
19. 協定永住を許可された者の出生子で協定永住申請をしない子の在留資格について	41. 3.10	管資合　1265	〃
20. 在留資格4-1-3で在留しようとする韓国人の出入国ならびにその在留の管理について	41. 4.22	管資合　2463	〃
21. 韓国人の出入国管理令に定める永住許可申請の取扱いについて	41. 5. 6	管資合　2730	〃
22. 在留資格4-1-1，4-1-2該当者の身分変更に関する取扱いについて	42. 1.25	管資合　7050	〃
23. 審判手続段階において非該当放免した場合の報告について	41. 5.23	管審合　3664	〃
24. 「違反審査の手引」の配付について	41.10. 5	管審合　8549	〃
25. 韓国総領事からの不法入国者名等通報申入れに対する措置について	41. 6. 3	管警合　3992	〃
26. ブラジル・ケース中国人の送還について	41. 7.26	管警合　5907	〃
27. 大村入国者収容所に収容しいてる韓国人に対する自費出国許可手続について	41. 9.27	管警合　8176	〃
28. 入国警備官護送要領の送付について	41.10.22	管警合　9250	〃
29. 協定永住申請をした在監容疑者の取扱いについて	41. 6. 2	管警　3883	〃

6. 昭和41年法務省主要行事及び催等一覧

行事等の名称	実施年月日	参照頁
(秘書課)		
(会　同)		
検事長会同	昭和41. 2.25：7. 8：12. 2	55
検察長官会同	〃　6. 9～10：11. 10	55
(式　典)		
昭和41年春の叙勲による勲章伝達式	〃　5.18	55,135,178
藍綬褒章伝達式	〃　6. 7	55,134,178
昭和41年秋の叙勲による勲章伝達式	〃　11.14	55,135,178
(その他)		
憲法週間	〃　5. 1～7	56,186
法の日週間	〃　10. 1～7	56
(人事課)		
全国法務職員短歌・俳句の会	〃　4.12	62
司法試験第一次試験	〃　1.15	271
婦人週間	〃　4.10～16	

行事の名称	実施年月日	参照頁
司法試験第二次試験	昭和41. 5. 8：7. 1～5：9.20：29	271
副検事選考試験	〃　(38回) 4.10	229
全国法務職員卓球大会	〃　11. 5・6	62
検察官特別考試筆記試験	〃　10.11～15	
全国法務職員作品展示会	〃　12.12～16	62
刑務官採用試験	〃　10.30	107
入国警備官採用試験	〃　10. 16・17	
(経理部) (主計課)		
法務局・地方法務局会計課長会同	〃　4.21・22	
検察庁会計課長会同	〃　4.27・28	90
検察庁会計課長協議会 (ブロック)	〃　9.28～10.19	91
地方更生保護委員会・保護観察所総務課長協議会(ブロック)	〃　5.24～ 6. 2	133
入国者収容所・入国管理事務所会計係長協議会	〃　11.29・80	
(民事局)		
(会　同)		
法務局長事務打合会	〃　2.10	80
法務局・地方法務局登記課長会同	〃　2.24・25	80
事務改善担当者連絡会	〃　3. 3・4	80
法務局長・地方法務局長会同	〃　5.25～28	80
法務局・地方法務局戸籍課長ブロック会同	〃　6月～8月	81
法務局民事行政部長事務打合会	〃　10. 5～7	80
法務局・地方法務局総務課長会同	〃　11.15・16	80
民事行政調査官事務打合会	〃　11.17	80
法務局・地方法務局戸籍課長会同	〃　12. 1・2	80,81,87
法務局長事務打合会	〃　12. 7・8	80
(その他)		
司法書士認可に関する選考試験	〃　6.19	83
土地家屋調査士試験	〃　8.28	83
全国連合戸籍住民登録事務協議会第19回総会及び大臣表彰	〃　10. 5～8	80
(刑事局)		
全国少年係検事会同	〃　1.26	90
副検事会同	〃　1.18	90
全国次席検事会同	〃　3. 9・10	90
全国事務局長会同	〃　5.16	90
公判係検事会同 (ブロック)	〃　6.14～7. 8	90
公安労働係検事会同 (ブロック)	〃　6.15～7. 8	90
検察実務家会同 (ブロック)	〃　9. 9～9.28	90
全国刑事部長検事会同	〃　10. 4	91
全国公安労働係検事会同	〃　10.18・19	91
全国次席検事会同	〃　11. 1・2	91
(矯正局)		
(会　同)		
矯正管区長協議会	〃　1.25：6.25	106

行　事　の　名　称	実　施　年　月　日	参照頁
婦人補導院長協議会	昭和41．1.28・29	106
矯正管区作業課長協議会	〃　1.30・2.1	111
矯正管区第一部長協議会	〃　12.15・16	106
矯正管区第二部長協議会	〃　3.3・4	106,107,110
矯正管区第三部長協議会	〃　2.3・4	106,114,128
矯正管区長・拘置所長・刑務所長・少年刑務所長会同	〃　6.23・24	106
矯正管区長・少年院長会同	〃　10.13・14	106
矯正管区長・少年鑑別所長会同	〃　11.17・18	106
矯正管区併任医務部長協議会	〃　10.3	114
（その他）		
全国刑務所作業製品展示会	〃　6.24・25	133
全国矯正職員柔剣道大会	〃　6.25・26	115
第13回日本矯正医学会	〃　10.4・5	115
全国教誨師研修大会	〃　9.27～29	
（保護局）		
（会　同）		
地方更生保護委員会事務局長会議	〃　2.15・16	133
地方更生保護委員会・保護観察所総務課長会議（ブロック）	〃　5.24～6.2	133
地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	〃　6.21・22	133
保護観察所観察課長会議	〃　9.12・13	133
（その他）		
地方別保護司研修（ブロック）	〃　6月～12月	137
「第16回社会を明るくする運動」月間	〃　7.1～31	136,138
第19回全国ＢＢＳ大会	〃　7.16	136,138
全国更生保護婦人の集い	〃　10.12	136
第15回全国更生保護大会	〃　10.13・14	135,139
（訟務局）		
法務局訟務部長会同	〃　6.15・16	149
法務局訟務部付検事会同	〃　9.28・29	149
（人権擁護局）		
（会　同）		
人権擁護部長会同	〃　5.12・13	176
人権擁護課長会同	〃　10.20・21	176
全国人権擁護委員連合会第14回総会及び全国人権擁護委員連合会長の表彰	〃　9.28	176,177
（その他）		
人権週間行事	〃　12.4～10	186
春の生存者叙勲伝達式	〃　5.7・18	178
秋の生存者叙勲伝達式	〃　11.14	178
人権擁護委員藍綬褒章伝達式	〃　6.7	178
人権擁護委員法務大臣表彰	〃　12.10	178
全国人権擁護委員連合会理事会	〃　2.11：8.2	
人権擁護委員法研究委員会	〃　（毎月 1回～2回）	

行　事　の　名　称	実　施　年　月　日	参照頁
全国人権擁護委員連合会企画委員会	昭和41．（11月25日を第1回とし，以後毎月1回～2回開催）	
（入国管理局）		
（会　同）		
入国者収容所・入国管理事務所所長会同	〃　1.13・14	188
入国管理事務所審査課長会同	〃　2.8・9	188
入国者収容所・入国管理事務所次長会同	〃　3.3・4	188
入国者収容所・入国管理事務所総務課長会同	〃　4.18・19	188
入国者収容所・入国管理事務所所長会同	〃　6.22・23	188
入国管理事務所出張所長会同	〃　9.19・20	188
入国者収容所・入国管理事務所警備部課長会同	〃　10.25・26	188
入国管理事務所審査課長会同	〃　12.5・6	188
都道府県外国人登録事務・協定永住事務主管課長会同	〃　11.8・9	189,206
（その他）		
外国人登録事務従事職員に対する法務大臣表彰	〃　2.2	206
外国人登録事務従事都道府県職員第7回中央研修	〃　6.13～18	205
外国人登録事務従事市町村職員第12回中央研修	〃　10.24～29	205

7．昭和41年法務省主要人事

本　　省

職　　名	昭和41年1月1日現在	以後昭和41年12月31日までの異動
法務大臣	石井光次郎	田中伊三次（41.12.3）
政務次官	山本利壽	井原　岸高（41.8.2）
事務次官	竹内壽平	
秘書課長	長島敦	安原　美穂（41.6.28）
人事課長	辻辰三郎	
経理部長	勝尾鎌三	
管理課長	坂上吉男	
主計課長	藤島昭	
営繕課長	田村秀策	
司法法制調査部長	鹽野宜慶	羽山　忠弘（41.6.28）
司法法制課長	山根治	
調査統計課長	松山貞夫	
民事局長	新谷正夫	
第一課長	川島一郎	
第二課長	星智孝	家弓　吉己（41.4.1）
第三課長	住吉君彦	
第四課長	味村治	
第五課長	家弓吉己	田代　有嗣（41.4.1）
刑事局長	津田實	

職名	昭和41年1月1日現在	以後昭和41年12月31日までの異動
総務課長	安原美穂	伊藤 栄樹（41. 6.28）
刑事課長	伊藤栄樹	石原 一彦（41. 6.28）
公安課長	蒲原大輔	常井 善（41. 6.28）
青少年課長	安田道夫	
矯正局長	布施健	
総務課長	鈴木利雄	
保安課長	須田壽雄	
作業課長	武田武久	
医療分類課長	樋口幸吉	
教育課長	副島和穂	
保護局長	本位田昇	
総務課長	海治立憲	
調査連絡課長	桑名正一	田中 正之（41. 3.19）
観察課長	藤井恵	
恩赦課長	三下庄一	
訟務局長	青木義人	
次長	上田明信	
第一課長	関根達夫	眞鍋 薫（41. 4. 1）
第二課長	河津圭一	
第三課長	鰍沢健三	
第四課長	小林定人	
第五課長	眞鍋薫	横山 茂晴（41. 4. 1）
第六課長	横山茂晴	林 倫正（41. 4. 1）
人権擁護局長	鈴木信次郎	堀内 恒雄（41. 4. 1）
総務課長	鎌田好夫	辻本 隆一（41. 3.19）
調査課長	辻本隆一	宮代 力（41. 3.19）
入国管理局長	八木正男	中川 進（41.11.15）
次長	中村正夫	笛吹 亨三（41. 5.28）
総務課長	菅沼潔	小室 和秀（41. 8.24）
入国審査課長	林祐一	
資格審査課長	栗山明	
審判課長	竹平光明	増山 登（41. 6.28）
警備課長	豊島英次郎	
登録課長	小笠原正勝	
（附属機関）		
法務総合研究所長	長戸寛美	
中央矯正研修所長	赤塚孝	
（地方支分部局）		
（法務局長）		
東京	古川静夫	
大阪	池川良正	
名古屋	堀内恒雄	長谷川信蔵（41. 4. 1）
広島	永本廣	天野 功（41. 4. 1）

職名	昭和41年1月1日現在	以後昭和41年12月31日までの異動
福岡	長谷川信蔵	高橋 忠雄（41. 4. 1）
仙台	天野功	関根 達夫（41. 4. 1）
札幌	小泉初男	
高松	高橋忠雄	阿川 清道（41. 4. 1）
（矯正管区長）		
東京	佐藤昌之	
大阪	本田清一	
名古屋	小和田康長	
広島	杉田勝久	
福岡	宮内精介	
仙台	大津正雄	
札幌	保古政英	
高松	菊池省三	
（地方更生保護委員会委員長）		
関東	香取博史	
近畿	吉良喜重	宿利 精一（41. 3.19）
中部	蜂須賀芳太郎	島田 善次（41. 3.19）
中国	中澤良一	
九州	楽満金次	
東北	柳瀬大三	吉田 次郎（41. 3.19）
北海道	福澤清	
四国	内田清太郎	

外局

職名	昭和41年1月1日現在	以後昭和41年12月31日までの異動
（公安審査委員会）		
公安審査委員会委員長	正木亮	
（公安調査庁）		
公安調査庁長官	吉川光貞	
同次長	宮下明義	
同研修所長	竹内弘	
（公安調査局長）		
関東	梶川俊吉	
近畿	秋山次郎	
中部	岩浅百千	西本 定義（41. 3.31）
中国	土田義一郎	
九州	西本定義	荒井 道三（41. 3.31）
東北	長山頼正	
北海道	太田政明	
四国	有村秀夫	

検察庁

職名	昭和41年1月1日現在	以後昭和41年12月31日までの異動
（最高検察庁）		
検事総長	馬場義続	
次長検事	井嶋磐根	渡部　善信（41. 9.26）
（高等検察庁）		
（検事長）		
東京	松本武裕	井本　臺吉（41. 9.26）
大阪	柳川眞文	井本　臺吉（41. 3.22）井嶋　磐根（41. 9.26）
名古屋	野村佐太男	小幡勇三郎（41. 1.24）
広島	渡部善信	齋藤　三郎（41. 9.26）
福岡	井本臺吉	高橋　一郎（41. 3.22）
仙台	齋藤三郎	稲川　龍雄（41. 9.26）
札幌	岡原昌男	
高松	小幡勇三郎	米田　之雄（41. 1.24）
（地方検察庁）		
（検事正）		
東京	羽中田金一	
横浜	武内孝之	
浦和	田中良人	寺西　博（41. 5.28）
千葉	中村哲夫	池田　貞二（41. 3.22）
水戸	野中光治	
宇都宮	池田貞二	渡邊　衛（41. 3.22）
前橋	八木胖	伊尾　宏（41. 5.28）
静岡	大越正蔵	
甲府	勝田成治	鹽野　宜慶（41. 6.28）
長野	渡邊衛	川口光太郎（41. 3.22）
新潟	伊尾宏	八木　新治（41. 5.28）
大阪	大澤一郎	天野　武一（41. 9.26）
京都	桃澤全司	
神戸	天野武一	岡　正毅（41. 9.26）
奈良	石原鼎	
大津	曾我部正實	
和歌山	下牧武	
名古屋	西ヶ谷徹	田中　良人（41. 5.28）
津	澤田隆義	
岐阜	高橋孝	
福井	齋藤周逸	
金沢	吉橋敏雄	醍醐　政（41. 9.26）
富山	押切徳次郎	上田　朋臣（41. 5.28）
広島	岡正毅	吉橋　敏雄（41. 9.26）
山口	高木一	二川　武（41. 3.22）
岡山	安田直	
鳥取	田邊緑朗	十河　清行（41. 5.28）

職名	昭和41年1月1日現在	以後昭和41年12月31日までの異動
松江	富田正典	
福岡	飯田昭	
佐賀	原長栄	
長崎	泉政憲	田邊　緑朗（41. 5.28）
大分	寺尾樸栄	
熊本	山口一夫	高木　一（41. 3.22）
鹿児島	道前忠雄	坂本　杢次（31. 3.22）
宮崎	北元正勝	
仙台	池田浩三	
福島	菊池健一郎	押切徳次郎（41. 5.28）
山形	大島功	
盛岡	本田正義	
秋田	二川武	平山　長（41. 3.22）
青森	醍醐政	吉川　正次（41. 9.26）
札幌	片岡平太	
函館	多田正一	
旭川	坂本杢次	磯山　利雄（41. 3.22）
釧路	十河清行	堀口　春蔵（41. 5.28）
高松	八木新治	泉　政憲（41. 5.28）
徳島	岡谷良文	
高知	川口光太郎	道前　忠雄（41. 3.22）
松山	藤田太郎	

法務専用電信系統図

（昭和41年12月31日現在）

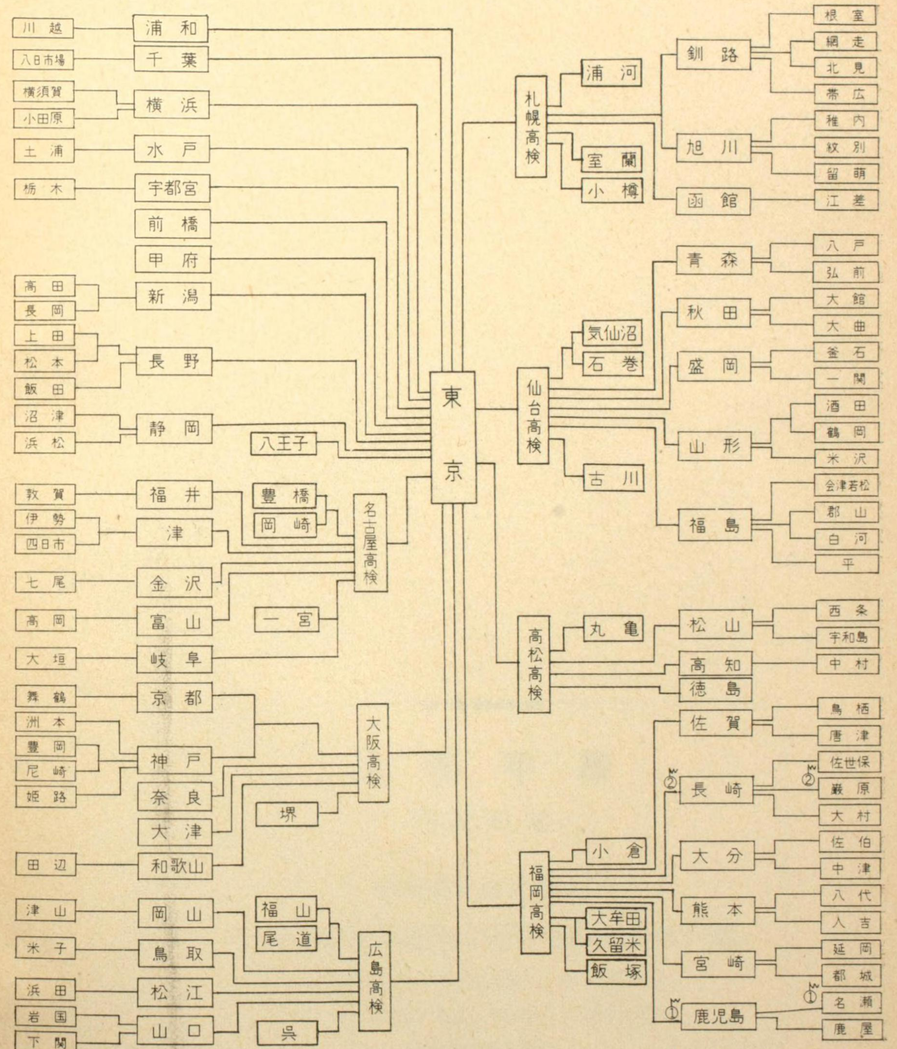

（注　ⓓは無線）

（昭和41年12月31日現在）

法務年鑑

昭和41年

昭和42年11月発行

法務大臣官房司法法制調査部調査統計課

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

電話（580）4111（大代表）内線 2283

東京・台東・株式会社吉田次作商店

法務省機構図

（昭和41年1月1日現在）

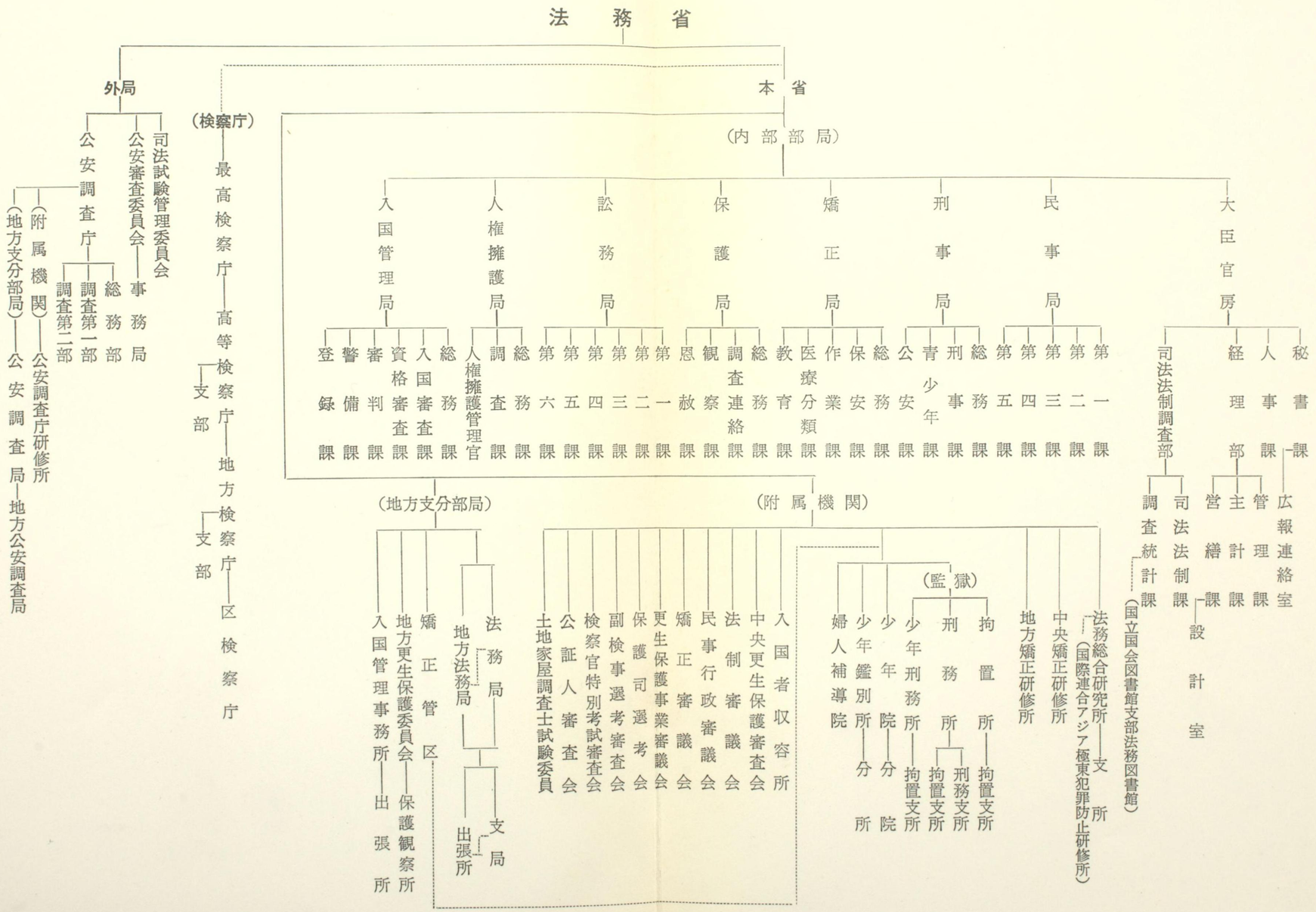

317.23
317.23
H617h
00149320
×
複写